

# 櫛田川の現状と課題(案)

平成 16 年 1 月 26 日

## 目 次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 . 櫛田川流域の概要         |     |
| 1.1 流域の自然条件          | 1   |
| 1.2 流域の社会条件          | 5   |
| 2 . 河川環境の現状          |     |
| 2.1 環境の概要            | 21  |
| 2.2 区間毎の環境特性         | 25  |
| 2.3 生息生物の概要          | 34  |
| 2.4 景観・歴史・文化         | 37  |
| 2.5 櫛田川を特徴づける場所      | 39  |
| 3 . 治水の現状            |     |
| 3.1 洪水被害と治水事業の経緯     | 41  |
| 3.2 県管理区間における治水事業の経緯 | 45  |
| 3.3 堤防の整備状況          | 46  |
| 3.4 洪水調節施設           | 50  |
| 3.5 河道の状況            | 53  |
| 3.6 高潮対策             | 62  |
| 3.7 耐震対策             | 63  |
| 3.8 土砂動態             | 66  |
| 4 . 利水の現状            |     |
| 4.1 水利用状況            | 74  |
| 4.2 水利用の経緯           | 78  |
| 4.3 河川流量の状況          | 90  |
| 4.4 水利用の状況           | 101 |
| 4.5 河川流量と漁獲量         | 106 |
| 4.6 正常流量             | 109 |
| 4.7 蓮ダムの利水計画         | 110 |
| 4.8 河川水質             | 117 |
| 4.9 蓮ダムの水質           | 126 |
| 5 . 河川利用の現状          |     |
| 5.1 高水敷等の状況          | 129 |
| 5.2 水面の利用状況          | 130 |
| 5.3 利用実態             | 131 |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 5.4 河川利用の現状         | 133 |
| 5.5 流域の市民団体の活動状況    | 134 |
| 5.6 ゴミ問題            | 135 |
| 6 . 河川管理の現状         |     |
| 6.1 河川管理施設と許可工作物    | 137 |
| 6.2 観測施設            | 142 |
| 6.3 河川情報の高度化        | 143 |
| 6.4 防災              | 144 |
| 6.5 水質事故            | 147 |
| 7. 祓川               |     |
| 7.1 祓川の自然環境         | 148 |
| 7.2 祓川の景観、歴史、文化     | 149 |
| 7.3 祓川の治水           | 150 |
| 8. 課題               |     |
| 8.1 治水の現状と課題        | 151 |
| 8.2 利水及び河川の利用の現状と課題 | 153 |
| 8.3 河川環境の現状と課題      | 155 |

# 1. 櫛田川流域の概要

## 1.1 流域の自然条件

### (1) 流域の状況

櫛田川は、その源を三重県飯南郡飯高町と奈良県吉野郡東吉野村の県境に位置する高見山（標高 1,249m）に発し、蓮川等の支川を合わせながら東流し、伊勢平野に出て佐奈川を合わせた後、松阪市法田で祓川を分派し、流路を北に転じ伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 87km、流域面積 436km<sup>2</sup> の一級河川である。

大臣管理区間は、櫛田川本川の19kmから下流のほか、佐奈川、蓮川等、合わせて35.6kmである。



管理区間延長

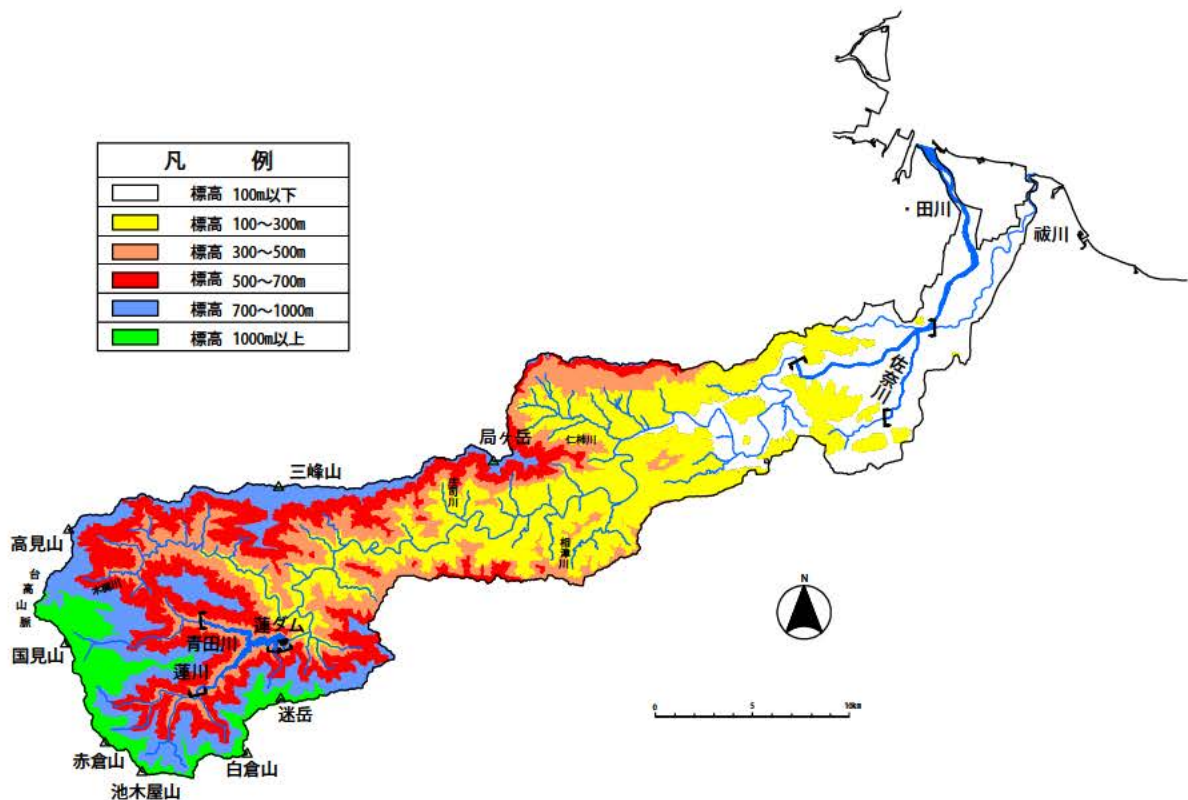
| 管理者       | 河川名           | 管理区間延長(km) |
|-----------|---------------|------------|
| 国土交通省     | 櫛田川           | 18.9       |
|           | 佐奈川           | 5.4        |
|           | 祓川            | 0.1        |
|           | 蓮川            | 7.0        |
|           | 布引谷川          | 0.7        |
|           | 青田川           | 3.5        |
|           | 大臣管理区間合計      | 35.6       |
| 三重県       | 指定区間合計(67 河川) | 202.0      |
| 合計(68 河川) |               | 237.6      |

【出典：河川便覧H12年度等】



## (2) 地形

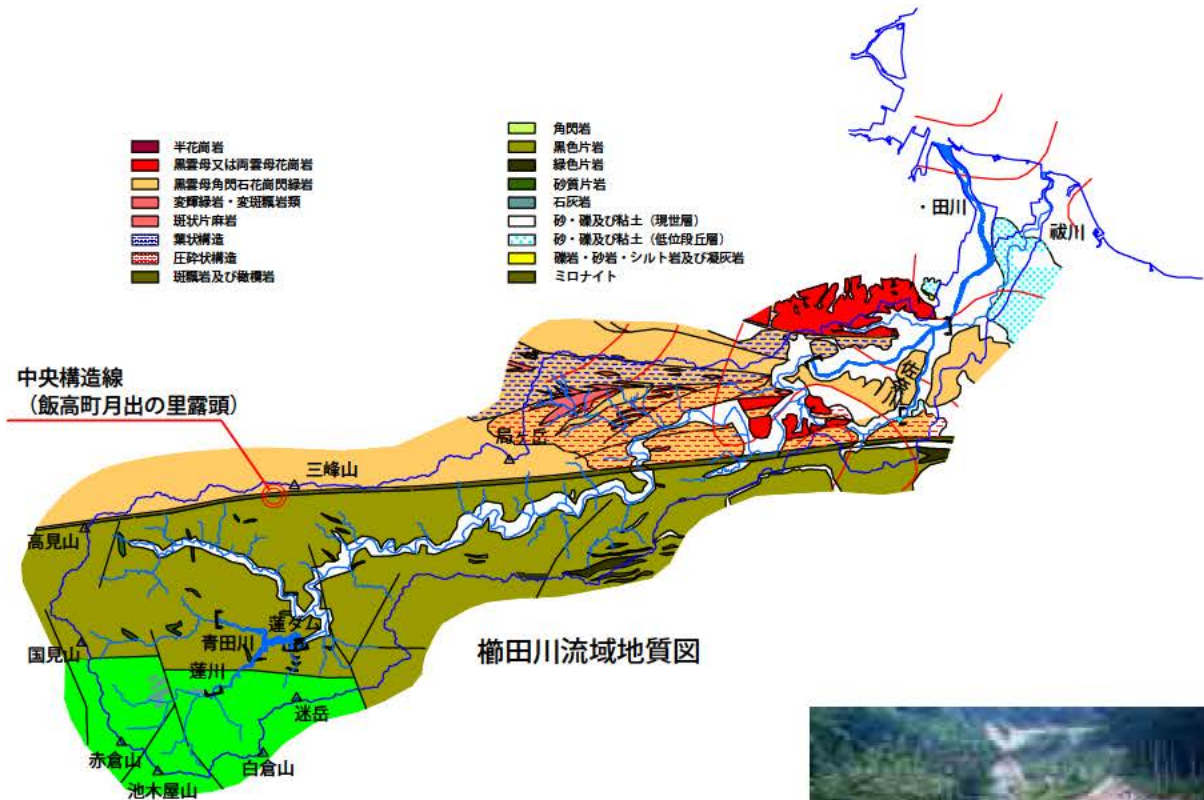
- 櫛田川流域は高見山から伊勢湾まで、延長87kmに及ぶ細長い羽状の流域である。
- 櫛田川本川上流部は大小の蛇行を示しかつ溪谷が発達し、幼年期から壮年期の急峻な地形を示す。中流部は大小の蛇行を繰り返し、局部的に狭小な段丘的平坦地が見られる。本川の北側は三峰山 (1,235m)、局ヶ岳 (1,029m) 等があり、これらを連ねる東西の線から急崖となっている。下流部は両郡橋を過ぎて平野部に入り、扇状地及び三角州を形成する。



櫛田川流域地形図

### (3) 地質

○流域内を東西に中央構造線が走り、この線を境に地質が異なっており、中央構造線の南側（櫛田川本川上流部）は黒色変岩・砂質変岩・緑色変岩、北側（櫛田川本川中・下流部）は花崗岩を主体とする地質となっている。



**中央構造線**  
九州から関東平野まで総延長 1,000 km を越えて、日本列島の西半分を縦に二分し東西に走る大断層。

**中央構造線 (飯高町つぎてり月出の里露頭)**  
・田川流域は中央構造線が走っており、月出の里でその代表的な露頭が見られる。

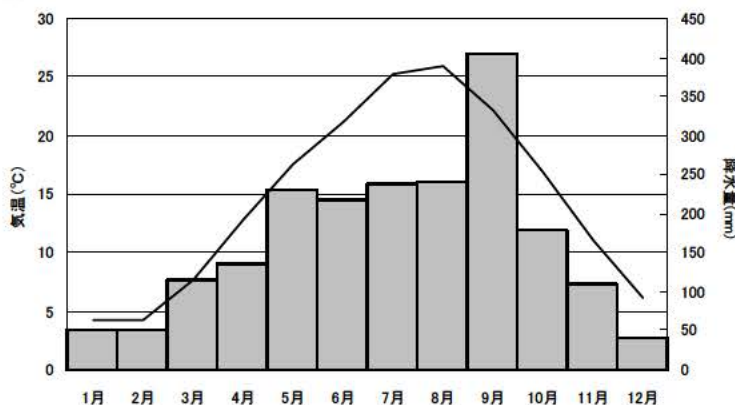
#### (4) 気候・気象

- 檜田川流域の平成元年から平成13年までの平均年降水量は、檜田川本川上流の南部は、日本でも最多雨地帯である大台ヶ原おおたいがはらに隣接しているため、約2,500mmを越える多雨地帯となっている。また、檜田川本川中流部は約2,200mm、下流部は約2,000mmであり、いずれも全国平均降水量の1,718mm（昭和46年～平成12年【平成14年版日本の水資源】）よりも多い。
- 本川に洪水を引き起こす豪雨は梅雨期と台風期に大別されるが、特に台風期の降水量が多くなっている。



年平均降水量分布図  
(H1～13平均；欠測年は除く)

※七日市は平成10年に廃止



月別平均気温・降水量  
(かゆみ 粥見地点；H4～13平均)



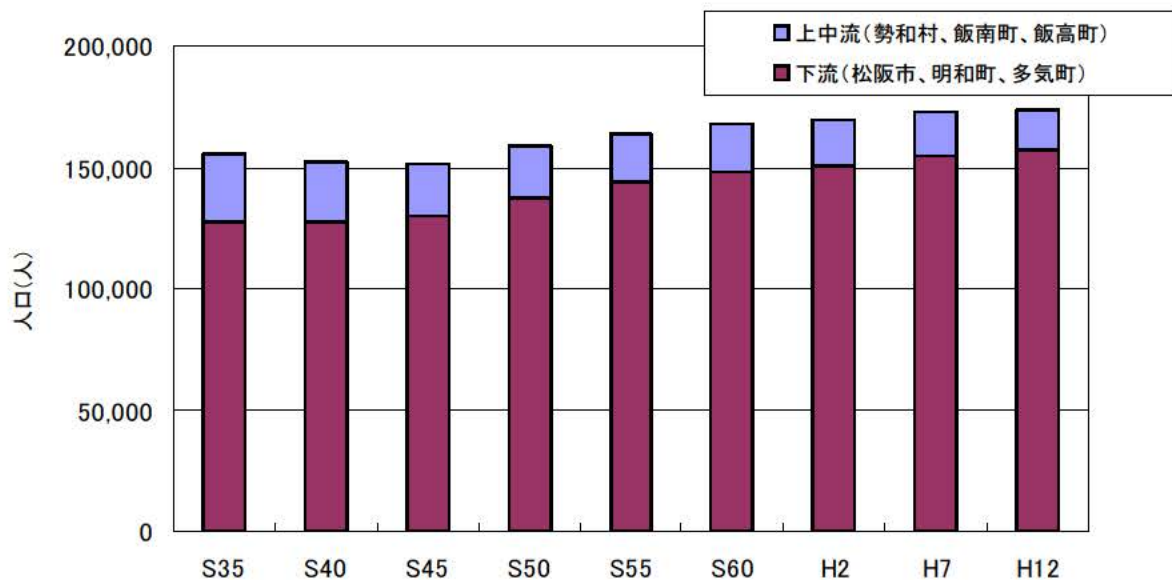
## 1.2 流域の社会条件

### (1) 人口

#### ① 沿川市町村人口の変遷

○ 橿田川流域は、松阪市、明和町、多気町、勢和村、飯南町、飯高町の1市4町1村から構成されており、沿川市町村人口は約17万人（平成12年現在）である。橿田川上中流域に約2万人、橿田川下流域に15万人が生活しており、流域全体の90%が橿田川下流域に集中している。

○ 近年における沿川市町村の人口推移は、下流域で増加傾向であるのに対し、上中流域は微減傾向である。



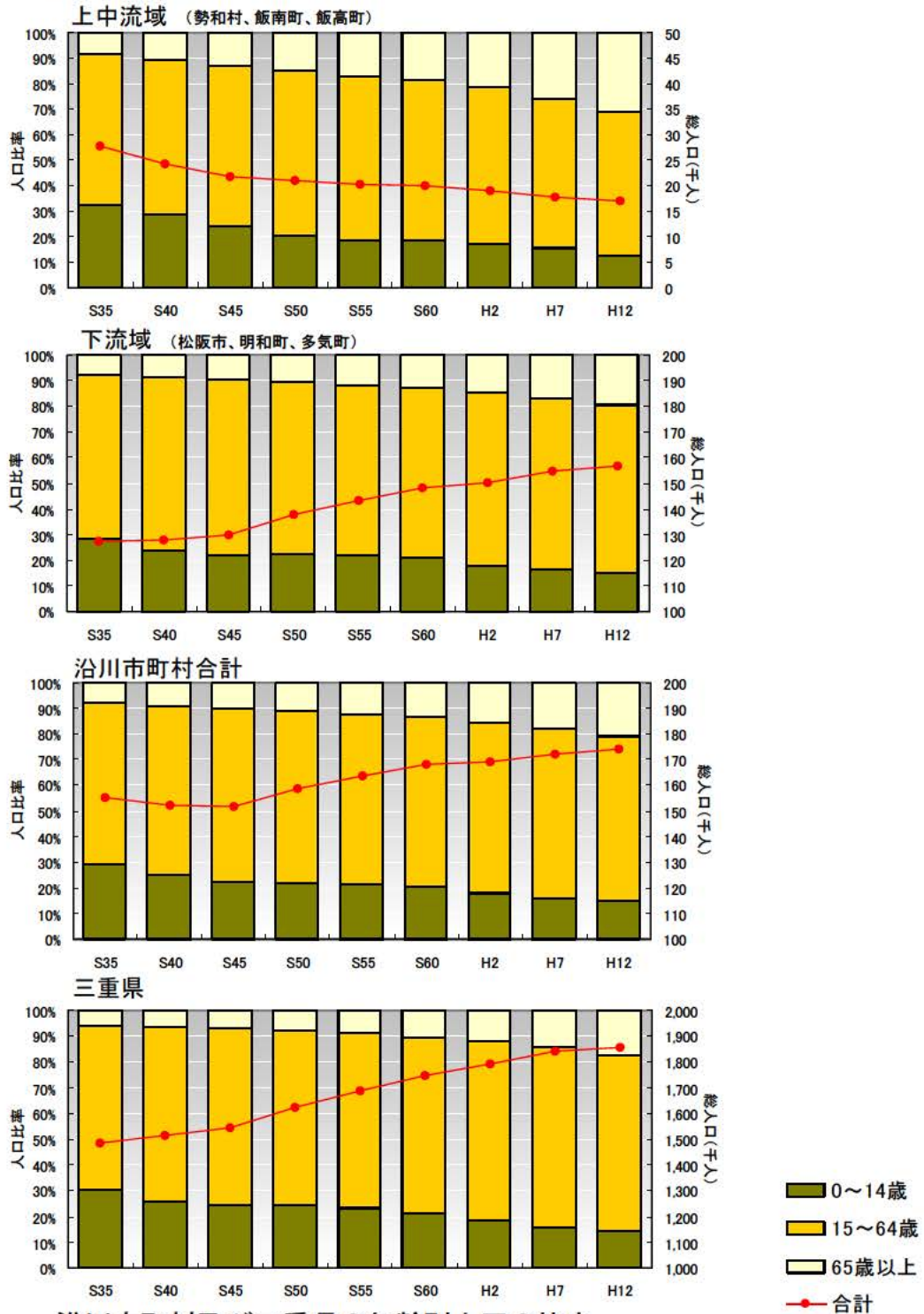
沿川市町村人口の変遷

出典：総務省統計局「国勢調査報告」

## ②年齢別人口

○上中流域の65才以上の高齢者人口比率は、三重県全体に比べ昭和35年以降急速に増加しており、平成12年には30%に達している。

○下流部の65才以上の高齢者人口比率は、どの年代でも三重県全体に比べ割合が大きくなっている。



沿川市町村及び三重県の年齢別人口の比率

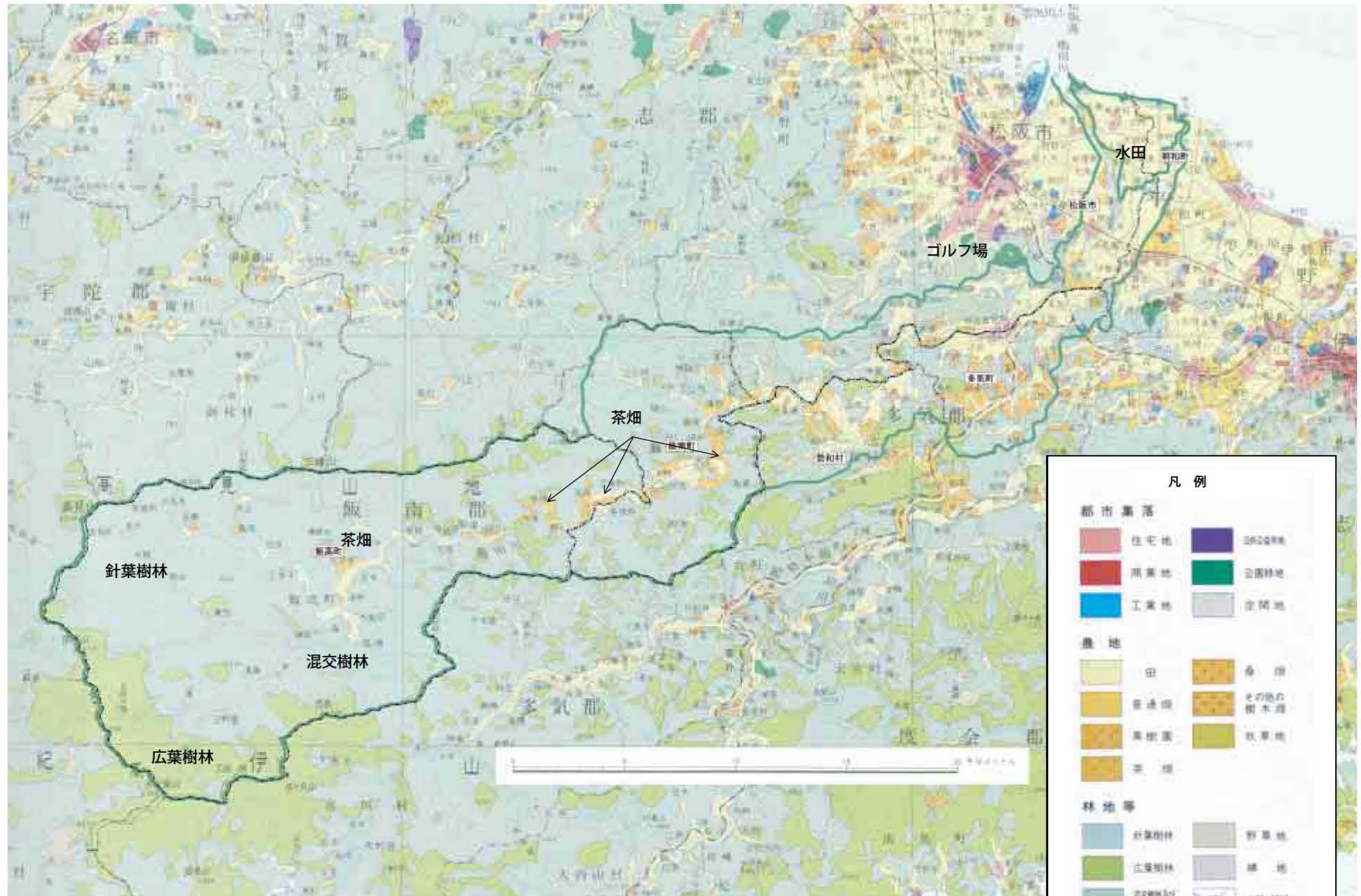
(資料：総務庁統計局「国勢調査報告」)

## ( 2 ) 土地利用

### 流域の土地利用

流域の土地利用状況は、上中流域は針葉樹林が大半を占めており、蓮川の源流域では広葉樹林が見られる。中流域の河川沿いには、茶畑が点在している。下流域の平野部には水田が広がっている。





**凡例**

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| <b>都市集落</b> |         |           |         |
| 住宅地         | 公園地     | 住宅地       | 公園地     |
| 商業地         | 公園緑地    | 商業地       | 公園緑地    |
| 工業地         | 空地      | 工業地       | 空地      |
| <b>農地</b>   |         |           |         |
| 田           | 森林      | 田         | 森林      |
| 普通畑         | その他の樹木地 | 普通畑       | その他の樹木地 |
| 果樹園         | 牧草地     | 果樹園       | 牧草地     |
| 茶畑          |         | 茶畑        |         |
| <b>林地等</b>  |         |           |         |
| 針葉樹林        | 野草地     | 針葉樹林      | 野草地     |
| 広葉樹林        | 雑草地     | 広葉樹林      | 雑草地     |
| 広葉樹林及び雑草地   | 水田・河川   | 広葉樹林及び雑草地 | 水田・河川   |

流域土地利用図

(出典: 国土地理院土地利用図「伊勢」(昭和 58 年編集))



②保安林の指定状況

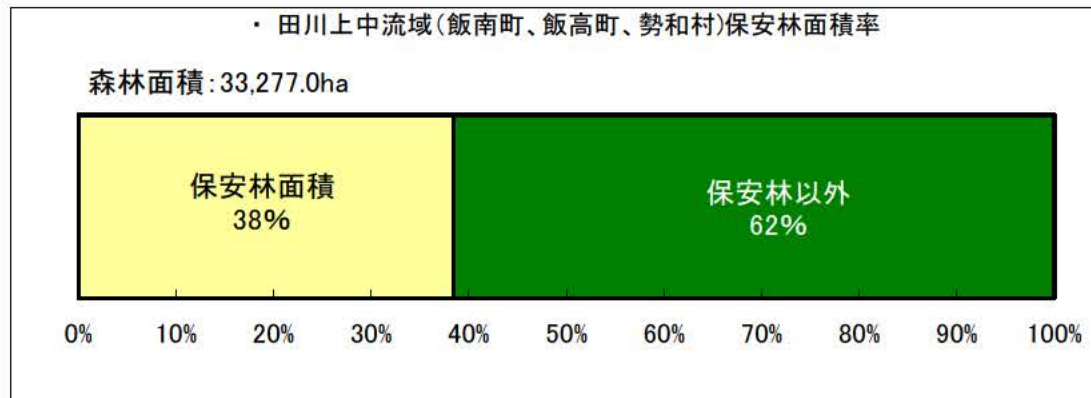
○櫛田川上中流域の森林33,277.0haのうち、約4割が、水源涵養や土砂流出・土砂崩壊防備のため、保安林指定されている。

○沿川市町村の保安林面積は、水源涵養保安林が約8,900ha、土砂流出・崩壊防備保安林は約3,700haなど、合計約12,600haとなっている。

保安林の種類と目的

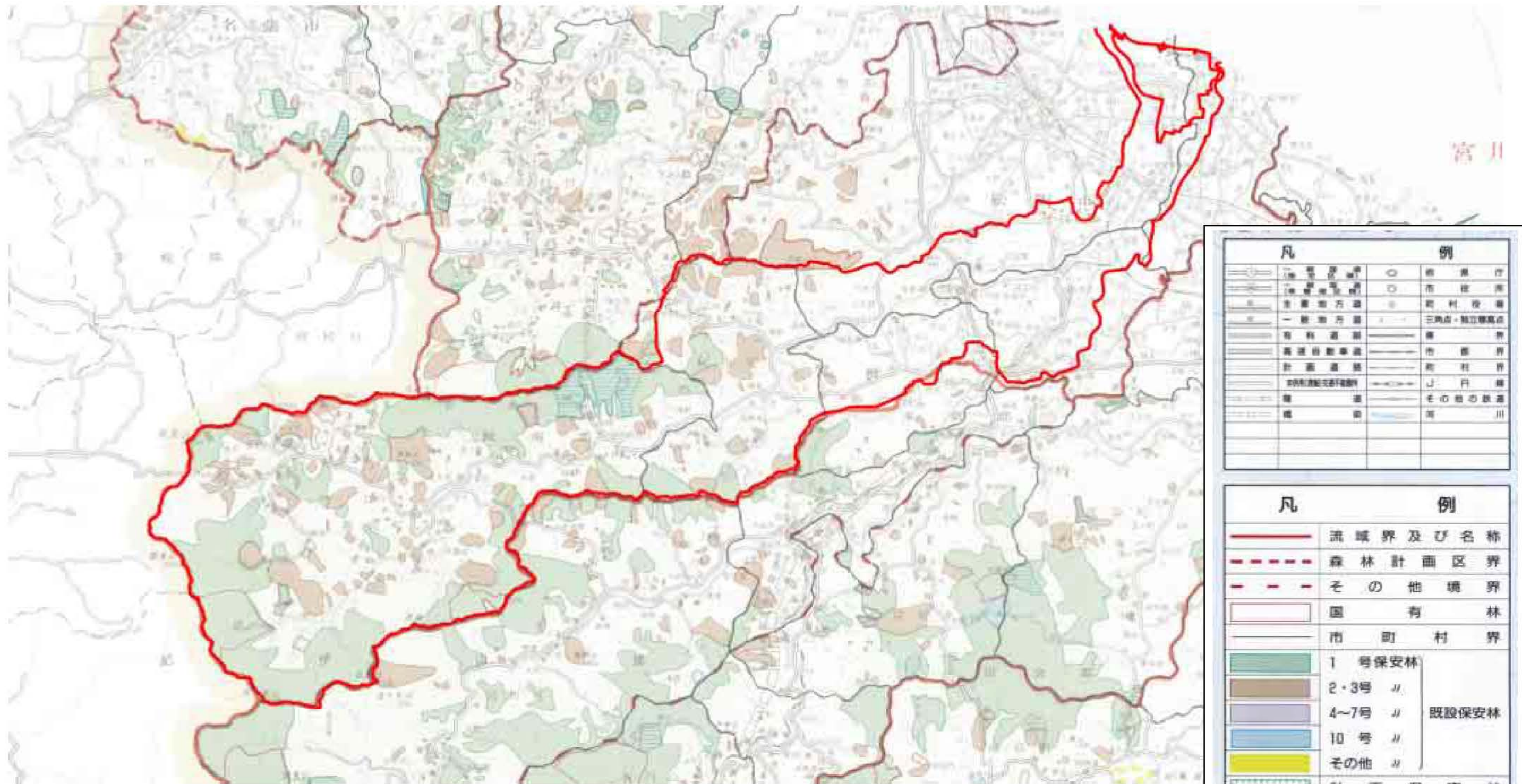
| 保安林の種類 | 目的   |
|--------|--|
| 1号保安林  | 水源のかん養(水源かん養保安林)   |
| 2号保安林  | 土砂の流出の防備(土砂流出防備保安林)  |
| 3号保安林  | 土砂の崩壊の防備(土砂崩壊防備保安林)  |
| 4号保安林  | 飛砂の防備(飛砂防備保安林)   |
| 5号保安林  | 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備<br>(防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林) |
| 6号保安林  | なだれ又は落石の危険の防止(なだれ防止保安林、落石防止保安林)                                      |
| 7号保安林  | 火災の防備(防火保安林)   |
| 8号保安林  | 魚つき(魚つき保安林)  |
| 9号保安林  | 航行の目標の保存(航行目標保安林)  |
| 10号保安林 | 公衆の保健(保健保安林)   |
| 11号保安林 | 名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)  |

・ 田川上中流域(飯南町、飯高町、勢和村)保安林面積率



出典:三重統計書





流域の保安林指定状況

出典：三重県保安林整備計画図（H6～9 調査）

注）実際には、地番指定となるため、表記できないもの等がある。

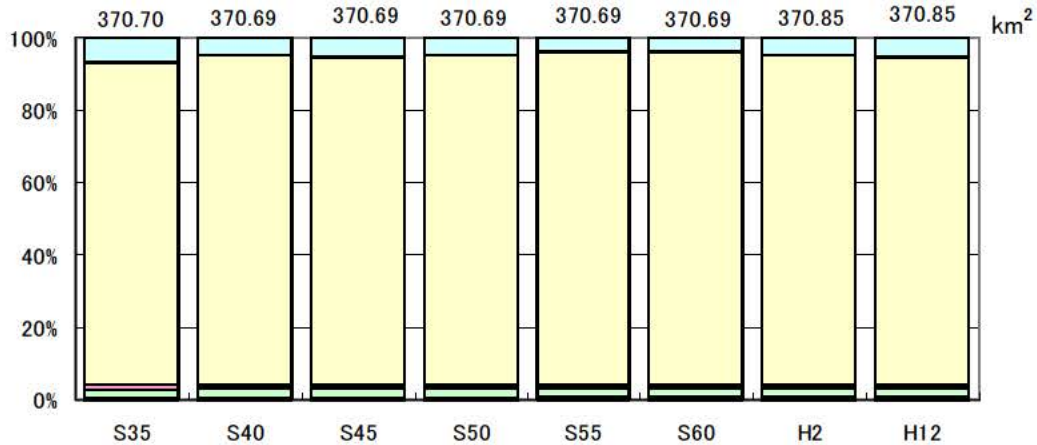
| 凡 |         | 例 |        |
|---|---------|---|--------|
|   | 流域界及び名称 |   | 市界     |
|   | 森林計画区界  |   | 村界     |
|   | その他境界   |   | 国所有林   |
|   | 国所有林    |   | 市町村界   |
|   | 1号保安林   |   | 2・3号 〃 |
|   | 2・3号 〃  |   | 4～7号 〃 |
|   | 4～7号 〃  |   | 10号 〃  |
|   | 10号 〃   |   | その他 〃  |
|   | 計画保安林   |   |        |
|   | 兼種指定保安林 |   |        |

〔注〕既設保安林のうち、兼種保安林については、「両種」第2条に掲げる保安林の種類・順序の上位の保安林種の表示の方法により着色し、下位の保安林種の表示の方法に示す色の横線を入れる。

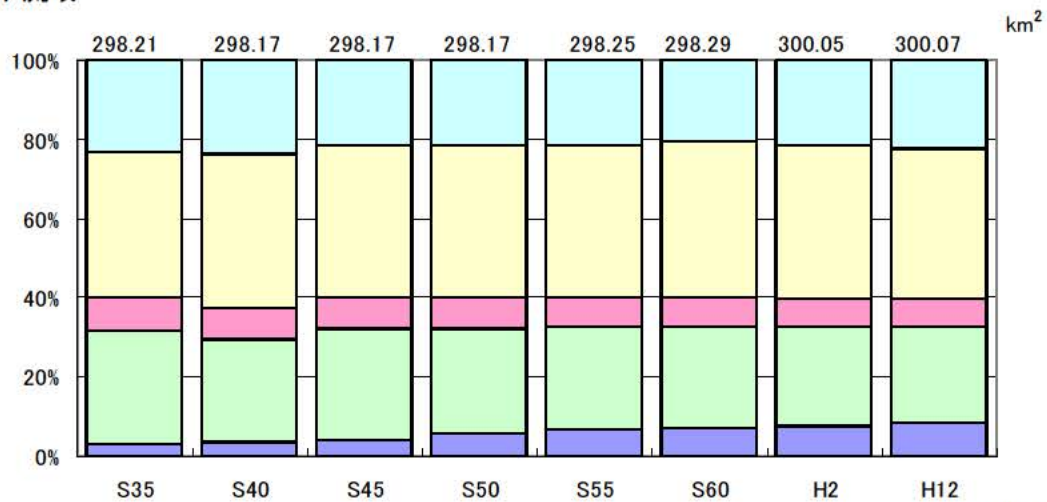
### ③土地利用の変遷

- 上中流域は、林野面積が約90%を占めており、経年的に大きな変化は見られない。
- 下流域は、昭和35年で3%であった宅地面積が、平成12年には9%まで増加しており、田畑合わせた農地面積は37%から31%へと減少している。

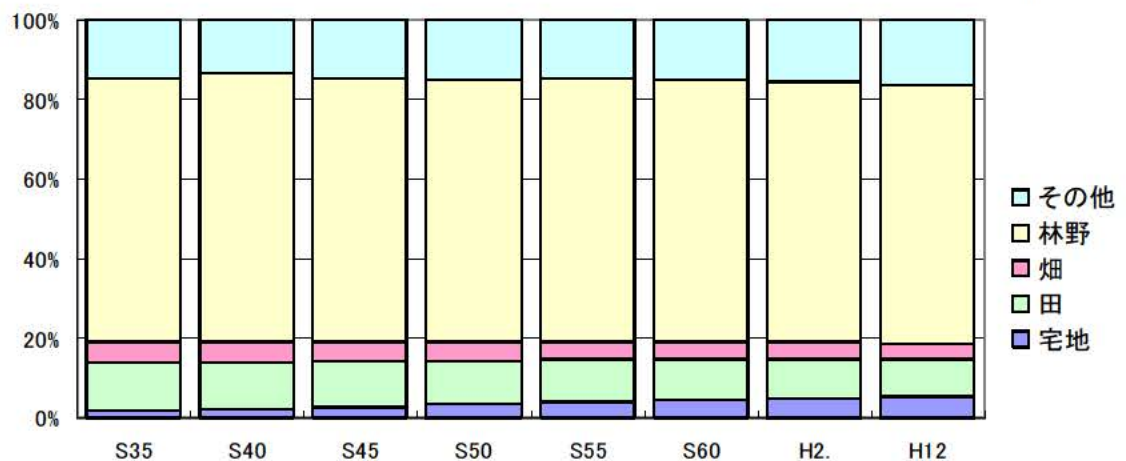
上中流域



下流域



三重県



出典: 三重県統計書

km<sup>2</sup>

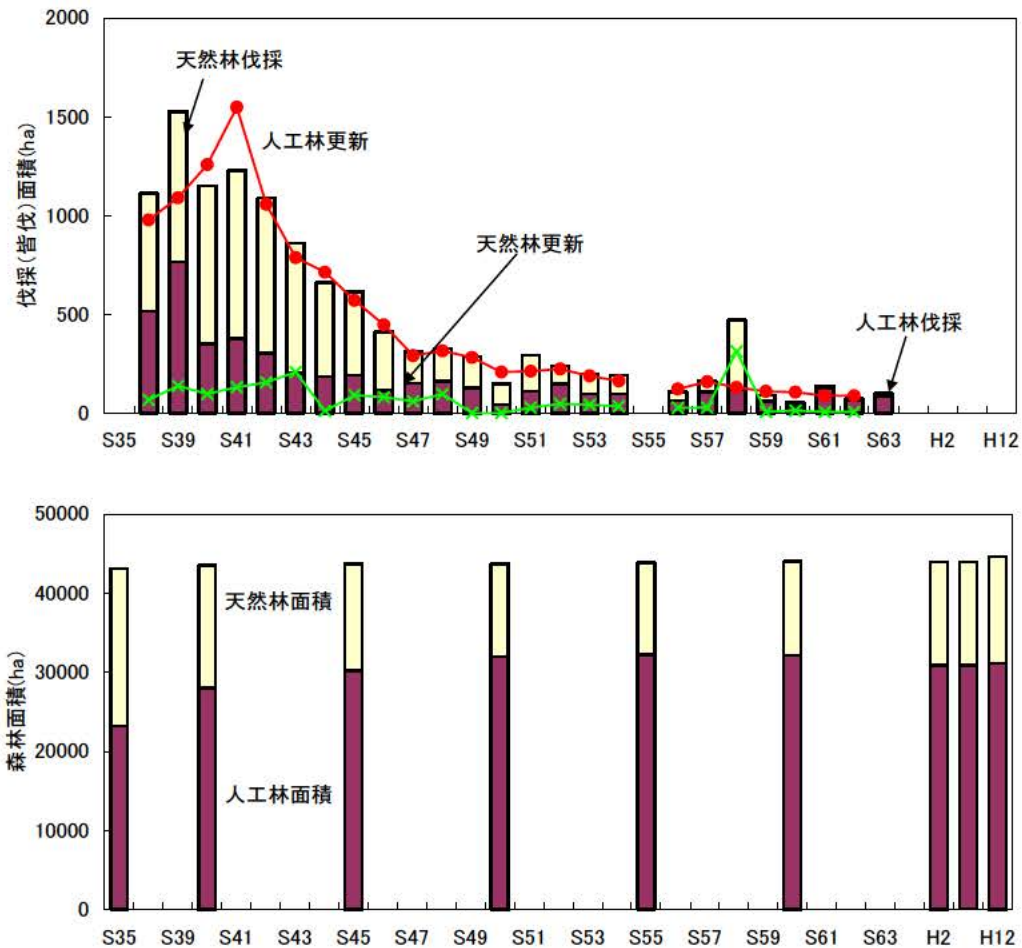
- その他
- 林野
- 畑
- 田
- 宅地

出典: 三重県工業統計調査



#### ④ 森林面積の変化

○沿川市町村の森林面積の変化と伐採、更新の状況を示す。昭和30年代は薪炭用として伐採が盛んであると共に造林も盛んであったが、近年は伐採、造林ともに面積は減少している。森林面積全体に占める天然林の面積は、昭和35年以降減少傾向にある。



沿川市町村における森林の伐採、更新状況

出典：三重県農林水産統計年報

伐採、更新面積は林地属性基本調査によるものであり、

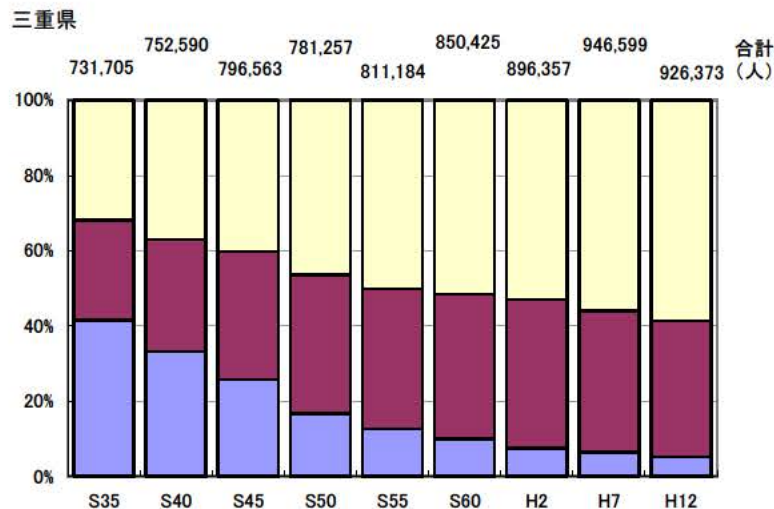
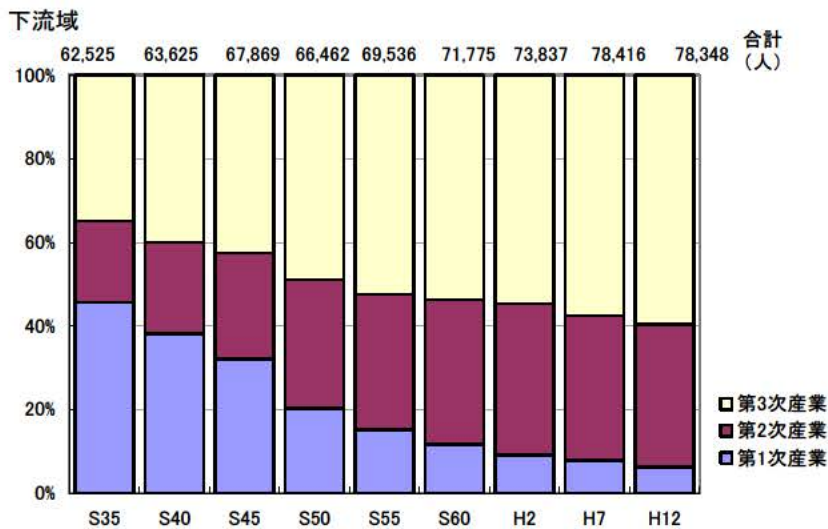
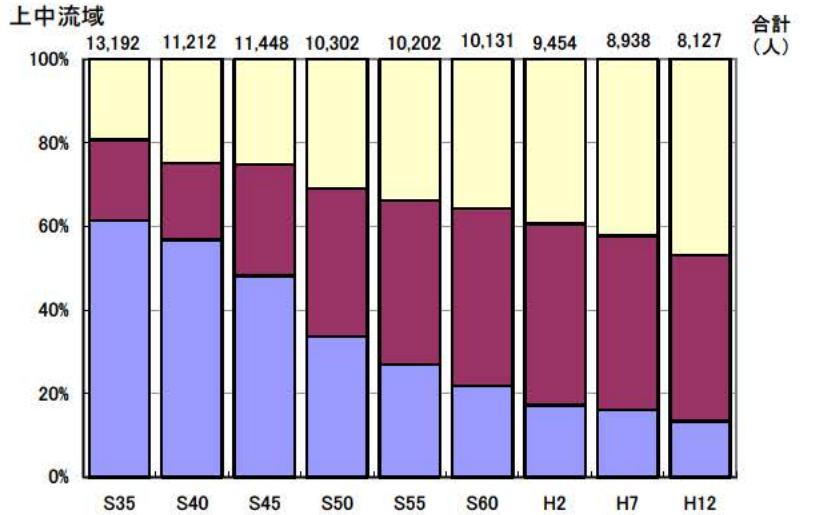
平成以降は統計なし

森林面積は農林業センサス、森林計画書による

### (3) 産業

#### ①産業大分類別就業者人口

○大分類別就業者人口は、上中流域、下流域とも第一次産業の占める割合が年々減少しており、第二次・三次産業人口の割合が増加している。



沿川市町村の産業大分類別  
就業者人口の構成比

(出典：総務省統計局「国勢調査報告」)

## 流域の主要産業

櫛田川流域の主要産業は電気機械産業、農業（松阪肉牛、茶、椎茸）等で、海域では食品産業（海苔）が行われている。櫛田川沿川市町村の農業粗生産額は約178億円（平成12年三重農林水産統計年報）であり、特に、松阪市の農業粗生産額は約85億円（平成12年三重農林水産統計年報）で、三重県内市町村では第3位である。また、松阪牛は全国的に有名なブランドになっている。



いいなん  
飯南茶

飯南町では茶の栽培が盛んで、「飯南茶」の名で販売されている。

【写真出典：飯南町勢要覧】



松阪牛

全国的なブランドとして名高く、日本一の肉牛として認められている。

【写真出典：飯南町勢要覧】



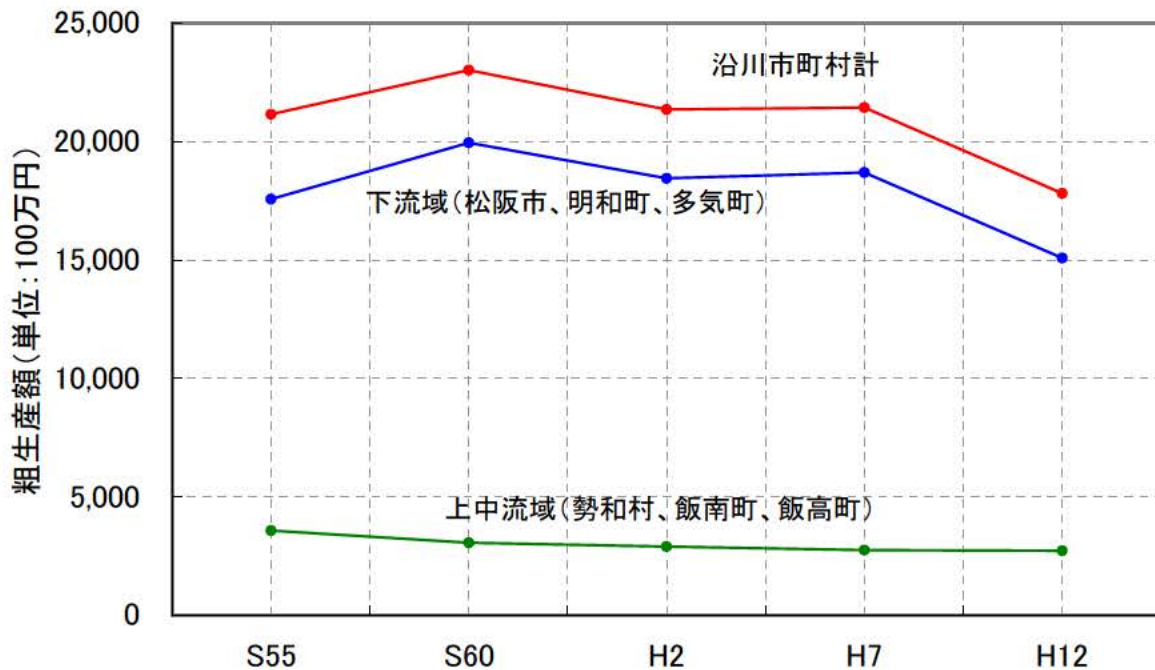
松阪木綿

・田川下流では、古代より伊勢神宮奉納の神御衣かんみそを織る技術が伝承されており、松阪木綿として流通している。

【写真出典：まつさか物語（松阪市観光課）】

### ③農業粗生産額

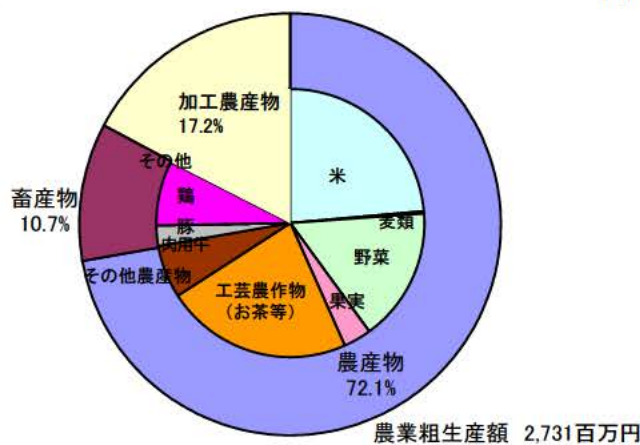
- 上中流域の農業粗生産額は、ほぼ横這い状態である。下流域の農業粗生産額は、減少傾向にある。
- 品目別に見ると、上中流域、下流域とも米の生産が最も多いが、上中流域では、お茶に代表される工芸農作物が約 23%と米と同程度を占めている。下流域では、畜産が 18%を占めている。



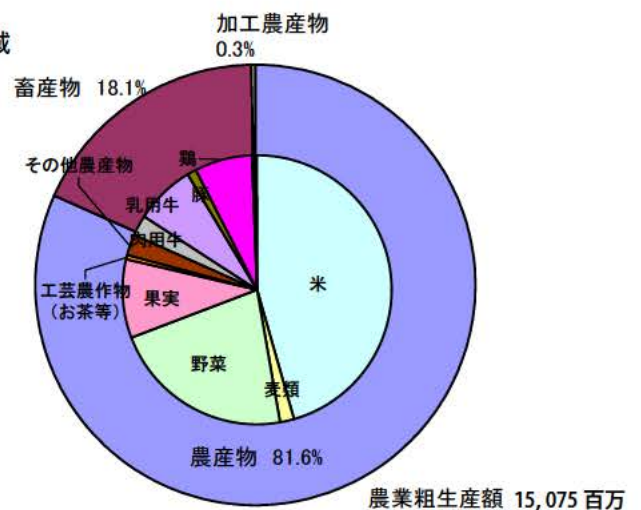
農業粗生産額の経年変化

(資料：三重農林水産統計年報)

上中流域



下流域



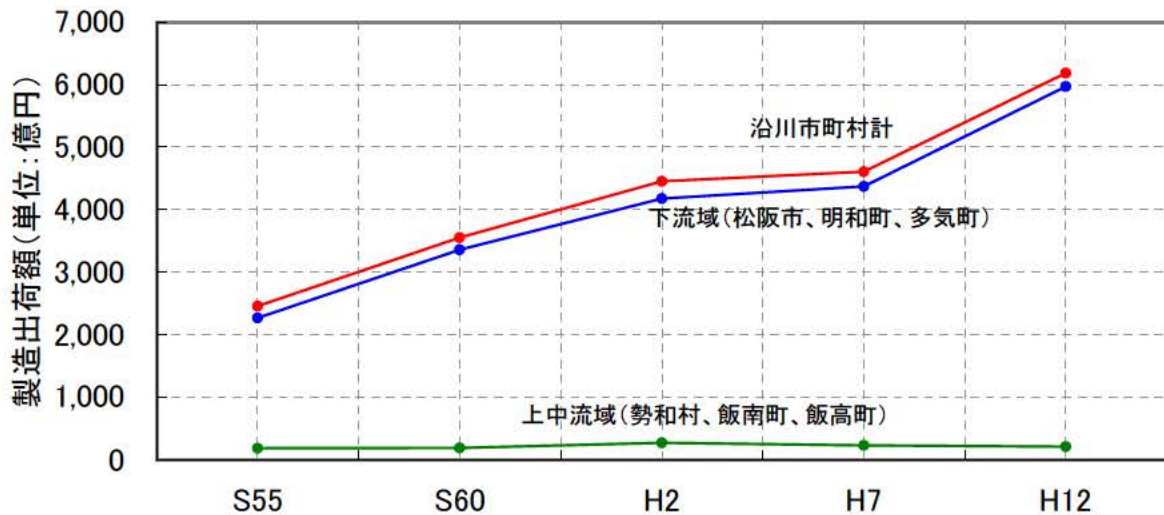
農業粗生産額の品目別構成比率 (平成12年)

(出典：三重農林水産統計年報)

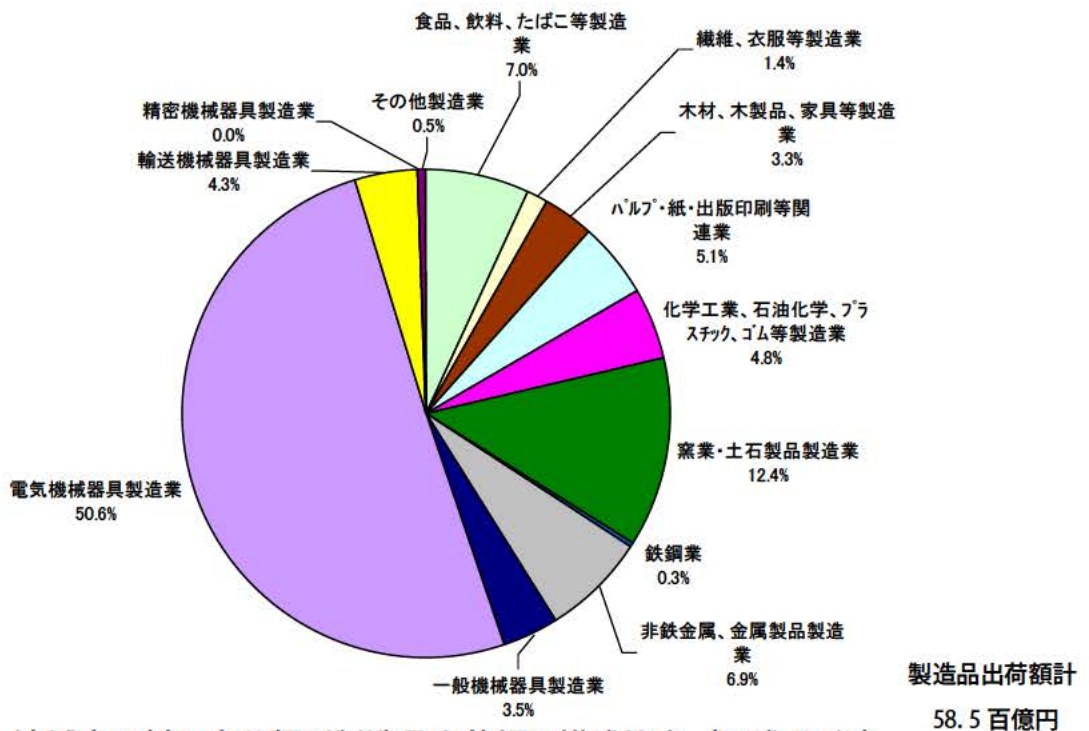


#### ④製造品出荷額

- 製造品出荷額は、人口及び企業の集中する下流域で多い。なお、多気町では平成7年にクリスタルバレー構想により多気工業団地が建設され、企業誘致が進められていることから、工業出荷額が大幅に伸びている。
- 中分類別の出荷額の状況を見ると、電気機械器具製造業が50%以上を占めており、主要産業となっている。



製造品出荷額の経年変化  
(出典：工業統計調査、三重の工業)



流域市町村の中分類別製造品出荷額の構成比率 (平成12年)

(出典：三重の工業)

今後の成長産業であるFPD（フラット・パネル・ディスプレイ）産業の企業誘致が進んでおり、櫛田川流域内の多気町においても「多気工業団地」の整備が進められ、液晶企業が、平成7年より一部操業を開始し、更に工場建設を継続している。

クリスタルバレー構想とは、「21世紀の成長産業である液晶をはじめとするFPD産業の世界的集積を目指す」ものであり、新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」（平成9年）の「第二次実施計画（H14・H16）」で位置づけされているものである。

多気工業団地の現況（平成14年8月現在）

|                  |                     |                     |
|------------------|---------------------|---------------------|
| 面<br>積           | 計画面積                | 約670千m <sup>2</sup> |
|                  | 開発済面積               | 約340千m <sup>2</sup> |
|                  | 売却済面積               | 約340千m <sup>2</sup> |
| 企<br>業<br>数      | 4社<br>（液晶メーカーと関連企業） |                     |
| 就<br>業<br>者<br>数 | 約3,200人             |                     |



多気工業団地位置図



多気工業団地全景



(4) 流域の開発計画

市町村総合計画の概要

沿川市町村の総合計画の概要と総合計画に記載されている主な整備事業計画について示す。

沿川市町村の総合計画における基本理念、将来像と主な整備事業計画

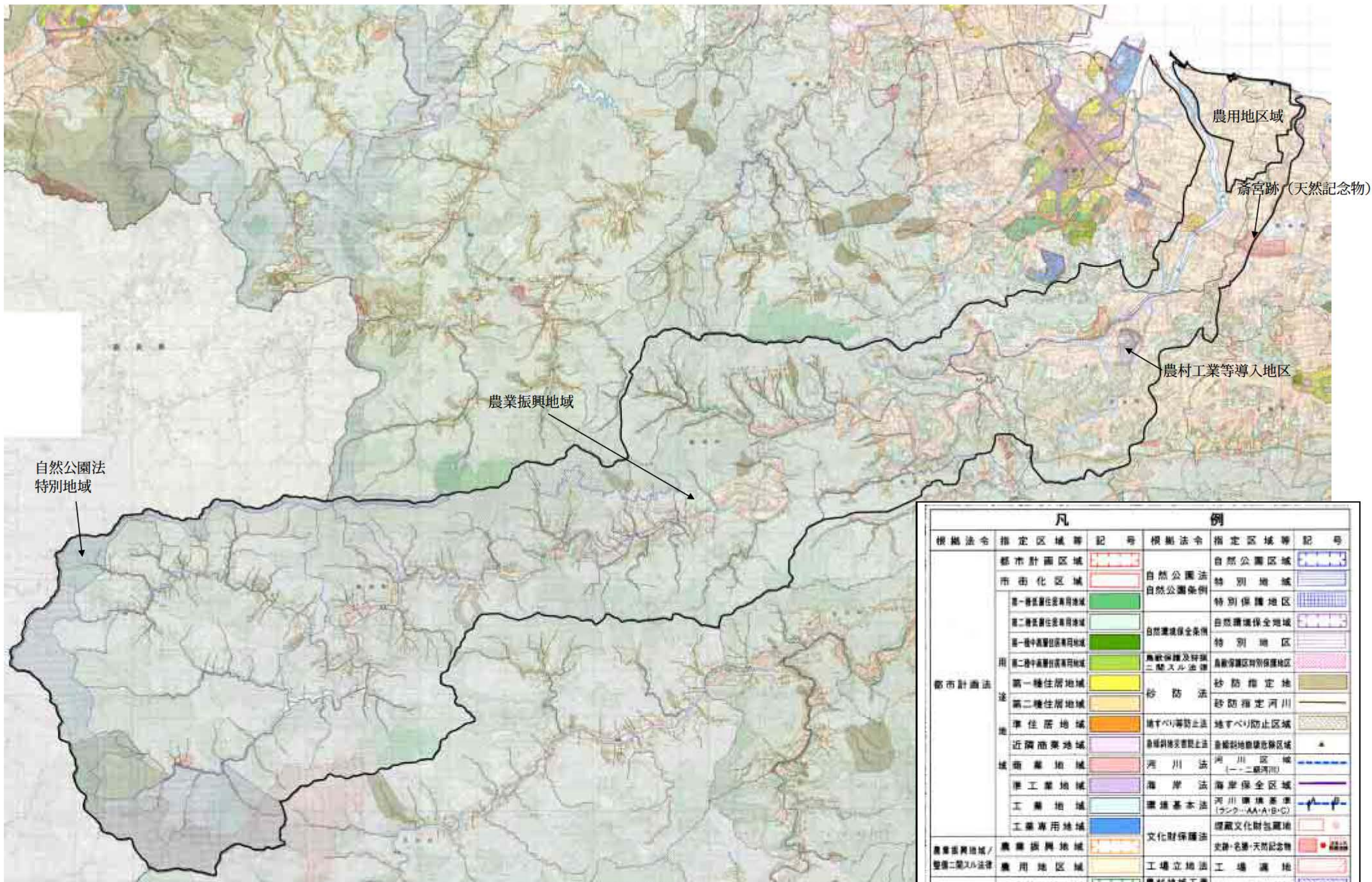
|     | 策定年次              | 基本理念   | 将来の都市像                   | 主な整備事業計画  |
|-----|-------------------|--|--------------------------|---|
| 松阪市 | 新松阪市総合計画(H14.3策定) | 市民が主人公の市政  | 歴史と文化のいきづく公園都市“松阪”       | ○歴史と文化の街づくり事業   |
| 明和町 | 第四次(H13.3策定)      | 新しい時代への飛翔  | 快適で活力ある歴史と文化と緑のまち 明和     | (事業についての記述はなし)  |
| 多気町 | 第四次(H15.5策定)      | “愛プランたき”の完成を目指して   |                          | ○多気第3工業団地の建設<br>○「クリスタルタウン」の整備<br>○農業集落排水事業<br>○「のびのびパーク天啓」南側エリアの開発   |
| 勢和村 | 第四次(H13.3策定)      | 守るべきものを守り、変えるべきものを変えていく。そしてこの両者を村民の合意のもとで判別していく  | 美しい自然のなかで、生きがいと思いやりをはぐむ村 | (事業についての記述はなし)  |
| 飯南町 | 第三次後期(H12.3策定)    | 飯南町ならではの風土・歴史のもとで自然環境、生活環境、社会環境など、わたしたちをとりまくさまざまな環境との相互交流を想定し、共に生き、共に生かされることを自覚するまちづくりを目指す |                          | (防犯、交通安全関係以外は事業についての記述はなし)  |
| 飯高町 | 第四次(H11.3策定)      | 住民起点のまちづくり   | 自然と人の営みとが調和したまち 飯高       | ○飯高町生涯学習センター(仮称)の建設<br>○森林環境保全整備事業<br>○フォレストコミュニティ備事業<br>○自然公園等施設整備事業 |

## 土地利用規制

流域の開発計画に関わる土地利用規制の状況を示す。

下流域は農用地区域、上中流域の川沿いは農業振興地域に指定されているほか、最上流部は自然公園法の特別地域に指定されている。





流域の土地利用規制の状況 (出典：三重県土地利用規制図；平成11年7月現在)

| 凡           |                 | 例                        |                           |                         |
|-------------|-----------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 根拠法令        | 指定区域等 記号        | 根拠法令                     | 指定区域等 記号                  |                         |
| 都市計画法       | 都市計画区域          | [Red dashed box]         | 自然公園法 自然公園区域              | [Blue dashed box]       |
|             | 市街化区域           | [Red solid box]          | 自然公園法 特別地域                | [Blue solid box]        |
|             | 第一種低層住宅専用地域     | [Green solid box]        | 自然公園法 特別保護地区              | [Blue grid box]         |
|             | 第二種低層住宅専用地域     | [Light green solid box]  | 自然環境保全条例 自然環境保全地域         | [Light blue dashed box] |
|             | 第一種中高層住宅専用地域    | [Dark green solid box]   | 自然環境保全条例 特別地区             | [Light blue solid box]  |
|             | 第二種中高層住宅専用地域    | [Light green solid box]  | 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 鳥獣保護区特別保護地区 | [Pink dashed box]       |
|             | 第一種住居地域         | [Yellow solid box]       | 砂防法 砂防指定地                 | [Brown solid box]       |
|             | 第二種住居地域         | [Orange solid box]       | 砂防法 砂防指定河川                | [Brown dashed line]     |
|             | 準住居地域           | [Light orange solid box] | 地すべり海防止法 地すべり防止区域         | [Brown dashed box]      |
|             | 近隣商業地域          | [Light pink solid box]   | 金網斜地敷設法 金網斜地敷設危険区域        | [*]                     |
|             | 商業地域            | [Pink solid box]         | 河川法 河川区域 (一・二級河川)         | [Blue dashed line]      |
|             | 準工業地域           | [Light purple solid box] | 海岸法 海岸保全区域                | [Purple solid box]      |
|             | 工業地域            | [Light blue solid box]   | 河川環境整備(ラック・AA・A・B・C)      | [Blue dashed line]      |
|             | 工業専用地域          | [Blue solid box]         | 文化財保護法 埋蔵文化財包蔵地           | [Light blue dashed box] |
|             | 農業振興地域/整備ニ関スル法律 | 農業振興地域                   | 文化財保護法 史跡・名勝・天然記念物        | [Red solid box]         |
|             | 農用地区域           | 工場立地法 工場適地               | [Red solid box]           |                         |
| 森林法 (国有林野法) | 森林地域            | 農村地域工業等導入促進法 農村工業等導入地区   | [Blue dashed box]         |                         |
|             | 国有林             |                          |                           |                         |
|             | 地域森林計画対象国有林     |                          |                           |                         |
|             | 保安林             |                          |                           |                         |

注) 上記凡例による関係法令の地域地区等については、平成11年7月1日現在で定められている。なおその位置を示したものであり、詳細については、市町村のそれぞれの担当課又は県の担当課にお問い合わせください。



## 2 . 河川環境の現状

### 2.1 環境の概要

#### ( 1 ) 上中流部の環境

1,000m級の山々が連なる上流部には、スギ、ヒノキの植林の間に、ブナの原生林やモミ、シデなどの樹林が残存しており、高滝<sup>たかたき</sup>などの滝が点在する水辺には、三重県指定の天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオなど、山間の溪流に棲む生物の生息がみられる。

中流部は、大小の屈曲を繰り返して河岸段丘の谷間を流れ、至る所で岩盤が露出するとともに、砂州や瀬・淵が連続し、水辺には 田川を代表するアユや、国指定の天然記念物であるネコギギなどの魚類が生息している。

このような上中流域の一帯は、室生赤目青山<sup>むろうあかめあおやま</sup>国定公園及び香肌峡<sup>かはだきょう</sup>県立自然公園に指定されている。



みやのたにたかたき  
宮の谷高滝

宮の谷は、高滝<sup>かさおれ</sup>や風折の滝と急峻な崖があり、また原生林も残っており、渓谷美だけでなく、自然観察の場としても利用される。



つづらくま  
九十九曲 ( 田川本川中流部 )

丘陵地帯の間を蛇行を繰り返しながら流れ、様々な渓谷美を形成している。

## (2) 下流部の環境

- 下流部は、市街地や田園地帯の間を流れており、河岸には竹類、エノキ、ジャヤナギ、カワラハンノキなどの河畔林が分布し、チュウサギやカワウなどが集団営巣地として利用している。また、<sup>りょうぐん</sup>両郡橋付近では、アユの産卵場が見られる。両郡橋より下流では、頭首工の湛水区域が連続し、高水敷の河畔林は、サギ類の集団営巣地となっている。また、カモ類の休息の姿やヨシ原に依存するオオヨシキリの営巣を見ることができる。
- 河口に広がる干潟はアイアシ・フクド・ハマボウなどの海浜性植物や、ゴカイなど汽水性の底生生物が多く生息するほか、シギ・チドリ類などの集団分布地、コアジサシの繁殖地ともなっている。また、環境省により「日本の重要湿地500」に選定されている。



代表的なアユの産卵場所  
(両郡橋下流 14.0km 付近)



サギのコロニー (6.2 km付近)

田川第二頭首工上流左岸には、スギ、エノキ、モウソウチク等からなる発達した河畔林があり、サギ類の集団営巣地となっている。



オオヨシキリの繁殖地 (1.0km 付近)

下流部のヨシ原は、オオヨシキリの繁殖地となっている。  
【オオヨシキリの写真 提供：市川雄二氏】



河口部干潟

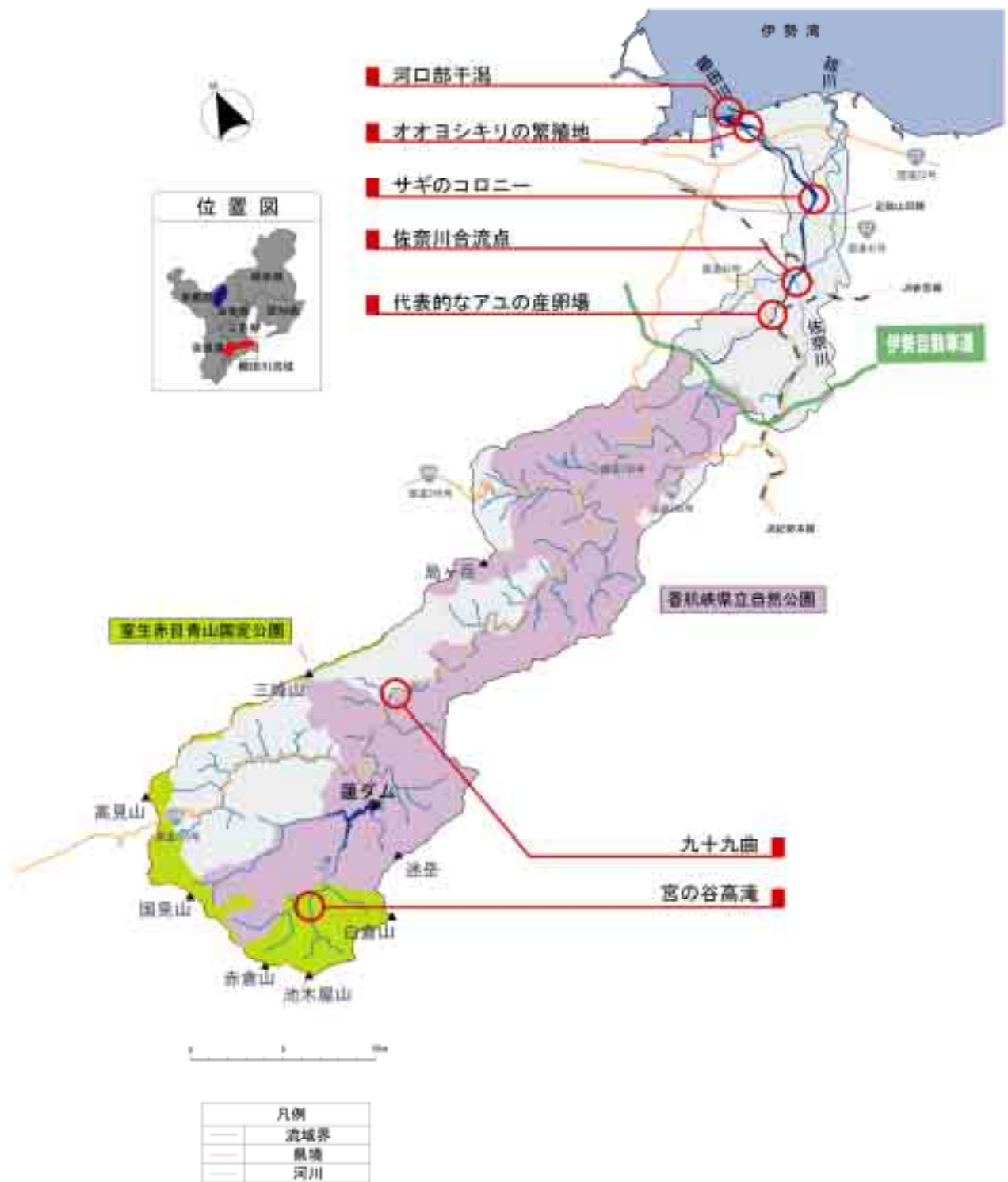
塩性湿地が豊富で、コアジサシ等の生物の生息も確認されている。



### (3) 佐奈川の環境

- 佐奈川には、タマシギ、クイナなど湿地に生息する鳥類やメダカ、イチモンジタナゴといった緩流域の魚類が生息する。





位置図（河川環境）

## 2.2 区間毎の環境特性

田川の大臣管理区間における区間毎の環境特性を整理した。



区間毎の環境構成要素とその機能（河口～松名瀬付近；0.0～1.0k）

| 場 所   | 河口～松名瀬付近（0.0～1.0k 付近）  |  | 生態系の構造（イメージ） |
|---|--|--|--------------|
| <p>地点写真</p>  <p>河口部干潟<br/>春は潮干狩り、夏は海水浴、そして冬はノリそだなどは、河口の風物詩となっており、レクリエーションや生活の場として利用されている。</p>  | <p>干潟にはゴカイ等が生息し、カメ類やシギ・チドリ類の鳥類の休息、採餌場となっている。</p> <p>ハマボウ等の海浜性の植生が見られるとともにこれらに依存する海浜性の昆虫類や鳥類等の生息場となっている。</p>  <p>植生繁茂状況</p>   |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・河口部には干潟が広がり、シギ、チドリ類をはじめとした鳥類の休息、採餌場となっている。</li> <li>・伊勢湾の中でも珍しいまとまったハマボウ群落が存在し、積極的な保護が望まれる。</li> </ul> <p>特徴的な環境構成要素<br/>干潟、砂丘、ハマボウ群落、ヨシ原</p>  |              |
| <p>生物の状況</p> <p>&lt;水域&gt;<br/>生息場として利用<br/>[魚類] チチブ、ボラ類等の汽水・海水魚等</p> <p>ボラ<br/>主に沿岸域で群をなして生息するが、河口部にも侵入し、浮遊動物や付着藻類を食する。</p>  <p>チチブ<br/>汽水域を好み、河口域や下流域の石のすき間に生息している。</p>  | <p>採餌場・営巣地として利用<br/>[鳥類]<br/>干潟を利用する鳥類<br/>カモメ類（ウミネコ等）<br/>シギ類（チュウシャクシギ、キアシシギ等）<br/>チドリ類（ダイゼン等）</p>  <p>（シギ・チドリ類の休息地）</p> <p>広い水面を利用する鳥類<br/>カモ類（ヒドリガモ、マガモ等）</p> | <p>&lt;水際域～陸域&gt;<br/>植生<br/>ハマボウ群落<br/>河口付近の砂泥地に生息し、7月に見事な黄色い花をつける。まとまった群落として伊勢湾の中でも珍しく、積極的な保護が望まれる。</p>  <p>【提供：清水善吉氏】</p> <p>生息場として利用<br/>[底生動物] ゴカイ、ウミナ<br/>ゴカイ：砂泥中に生息し、デトリタスを食べる。<br/>ウミナ：干潟に生息。泥の表面を移動し、その表面にたまっている有機物や植物プランクトンを食べる。</p> <p>[陸上昆虫類]<br/>沿岸に生息する昆虫類<br/>ムスジイトトンボ、オオホシカメムシ、キバナガミズギワゴミムシ、オオコフキコガネ等</p> <p>海岸やその周辺では、これらの特殊な環境下だけに見られるような昆虫が確認されている。</p> |              |

区間毎の環境構成要素とその機能 (松名瀬付近～東黒部頭首工；1.0～3.6k 付近)

| 場 所  | 松名瀬付近～東黒部頭首工 (1.0～3.6k 付近)   | 生態系の構造 (イメージ)   |
|--|--|---|
| <p>地点写真</p> <p>広大なヨシ原が存在しており、オオヨシキリ等の繁殖地となっている。</p>  <p>松名瀬中州</p> <p>アユの産卵場となっている。</p>  <p>大平橋上流付近</p> <p>イネ科の草が発達しており、これらを依存する鳥類の営巣、採餌場となっている。</p>  <p>東黒部頭首工付近</p> |  |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・高水敷にはヨシ原が広がり、オオヨシキリやカヤネズミ等、ヨシ原に依存する生物の生息場となっている。</li> <li>・感潮区間に位置し、汽水、海水魚の生息が見られる。</li> </ul> <p>特徴的な環境構成要素<br/>砂丘、河畔林、ヨシ原、アユの産卵場</p>  |
| <p>生物の状況</p> <p>&lt;水域&gt;</p> <p>○生息場として利用</p> <p>[魚類] アユ、ウグイ、オイカワ等</p> <p>ウグイ</p> <p>主として淵にすむが、群れで平瀬に出て、付着藻類や水生昆虫等を食し、産卵時に遡上する。</p> <p>カマキリ</p> <p>仔魚は河口域から沿岸で成長し、成長後川へ遡上する。水生昆虫やアユ等の子魚を食する。</p>    | <p>&lt;水際域～陸域&gt;</p> <p>○植生</p> <p>ヨシ</p> <p>中下流～河口部にかけての水際付近に生育する。多くは、泥地、湿地、水中に生える。オオヨシキリ等の生息地や営巣地となる。</p> <p>○生息場として利用</p> <p>[鳥類] オオヨシキリ、ホオジロ、セッカ等の草地に依存する鳥類</p> <p>オオヨシキリ</p> <p>ある程度規模の大きな密集したヨシ原において、水中からヨシが生えているようなところを好んで生息、営巣する。</p>  <p>【提供：市川雄二氏】</p> | <p>ホオジロ</p> <p>ススキの草原や低木のある河原に生息し、イネ科植物等の小さな実を食する。低木の枝の上やイネ科植物の茎等に営巣する。</p>  <p>[両生類・爬虫類・哺乳類] アマガエル、カナヘビ、カヤネズミ等</p> <p>カヤネズミ</p> <p>湿地のイネ科植物の優先する草地 (オギ、ススキ、チガヤ等) に生息、営巣する。</p>  |



区間毎の環境構成要素とその機能（東黒部頭首工～ 田川第一頭首工；3.6～8.0k 付近）




| 場 所  | 東黒部頭首工～ 田川第一頭首工（3.6～8.0k 付近）   |  | 生態系の構造（イメージ） |
|--|--|--|--------------|
| <p>地点写真</p> <p>エナブ等の樹林が鬱蒼とし、人を寄せつけない雰囲気があり、スズメ、ツグミ類のねぐら等となっている。</p>  <p>魚見橋上流</p>  <p>田橋上下流</p>  | <p>発達した河畔林があり、ササギ類の営巣地となっている。</p>  <p>田第二頭首工上流左岸</p> <p>広い水面はサギ類の休息、採餌場となっている。</p>  <p>夏場は川原で川遊びをする家族で賑わいを見せる。</p>  | <p>生態系の構造（イメージ）</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>高水敷にはスギ・ヒノキやヤナギ・エノキ等多様な樹種から成る河畔林が繁茂し、樹林に依存する鳥類等の生息場、休息場となっている。</li> <li>水域は頭首工の湛水域が広がり、カモ類の休息場となっている他、タモロコ等緩やかな流れに生息する魚類が見られる。</li> </ul> <p>特徴的な環境構成要素<br/>河畔林、砂州、水たたき、瀬、広い水面、広い川原</p> |              |
| <p>生物の状況</p> <p>&lt;水域&gt;</p> <p>○生息場として利用</p> <p>[魚類] オイカワ、タモロコ、メダカ等</p> <p>タモロコ</p> <p>河川の中下流の淀みや池沼に生息する。雑食性だが、動物食の傾向が強い。</p>  <p>[鳥類] カモ類、カワラヒワ等</p> <p>オカヨシガモ</p> <p>田川第二頭首工上流付近は休息地となっている。水面をついばみ、水草や水生昆虫等を採餌する。</p>  | <p>&lt;水際域～陸域&gt;</p> <p>○植生</p> <p>ヤナギ類</p> <p>田川では、魚見橋付近を中心に分布している。ヤナギ林に依存するコムラサキやクワガタ類、コガネムシ類などの多種の昆虫の生息場となっている。</p>  <p>(ネコヤナギ)</p> <p>エノキ</p> <p>高水敷の河畔林に見られる樹種であり、田川第二頭首工の上流左岸にも見られ、カワウ、サギ類の集団分布地となっている。</p>  <p>(ムクノキ・エノキ)</p> | <p>○生息場、営巣場として利用</p> <p>[陸上昆虫類] ハグロトンボ、コムラサキ等</p> <p>コムラサキ</p> <p>河川に沿ったヤナギ類の林、特に流路が蛇行し河原のよく発達している中流域には発生地が多い。</p> <p>[鳥類] カワウ、ツグミ、タゲリ、サギ類</p> <p>アマサギ</p> <p>田川第二頭首工の上流左岸付近の樹林には集団営巣地が存在している。</p>  <p>(カワウ・サギ類集団分布地)</p>                         |              |

区間毎の環境構成要素とその機能 ( 田川第一頭首工～ 田可動堰 ; 8.0～10.4k 付近)

| 場 所   | 田川第一頭首工～ 田可動堰 (8.0～10.4k 付近)   | 生態系の構造 (イメージ)   |
|---|--|---|
| <p>地点写真</p>  <p>田可動堰下流</p> <p>鳥類にとって、休息地、採餌場として、良好な環境を形成している。</p>  | <p>竹林は鳥類の生息場となっている。</p> <p>スギ・ムクゲ等の発達した河畔林は、ヒヨドリ、メジロ等の休息、営巣場となっている。</p>  <p>田可動堰左岸</p> <p>河川敷は自然観察や釣りやゲームの場として利用されている。</p> | <p>生態系の構造 (イメージ)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>高水敷にはスギ・ヒノキやヤナギ・エノキ等多様な樹種から成る河畔林が繁茂し、樹林に依存する鳥類等の生息場、休息場となっている。</li> <li>砂礫の川原が点在しており、砂礫地に依存するイカルチドリ等の鳥類が生息している。</li> </ul> <p>特徴的な環境構成要素<br/>河畔林、礫、小石、広い川原</p>  |
| <p>生物の状況</p> <p>&lt;水域&gt;</p> <p>○生息場として利用</p> <p>[魚類] オイカワ、タモロコ等</p> <p>オイカワ</p> <p>川幅が広く、水深が浅い、平瀬的な環境 (流れの緩い場所が長く続くような環境) に生息している。</p>  | <p>&lt;水際域～陸域&gt;</p> <p>○植生</p> <p>メダケ</p> <p>低木林の一種で、田川では河畔林を構成する主要な樹種となっており、鳥類の生息場として利用される。</p>                        | <p>○生息場、営巣場として利用</p> <p>[鳥類] (樹林を利用) ヒヨドリ、メジロ等<br/>(草地を利用) イカルチドリ、セグロセキレイ等</p> <p>ヒヨドリ</p> <p>主に樹洞に営巣する。また、ヨシ原やヤナギ林を集団ねぐらとして利用する。地上を歩いて昆虫等を食するほか、果実も食する。</p>  <p>メジロ</p> <p>よく茂った常緑広葉樹林を好み、小枝から小枝へと移動しながら、昆虫やクモを食するほか、花の蜜も吸う。</p>  <p>イカルチドリ</p> <p>栗石と砂利の多い中州や河原で繁殖する。小走りに歩きながら地面をつつき、昆虫等を食する。</p> <p>セグロセキレイ</p> <p>河原の木や石の下、人家等に営巣する。主に礫の多い河原や中州で昆虫等を採餌する。</p>  |




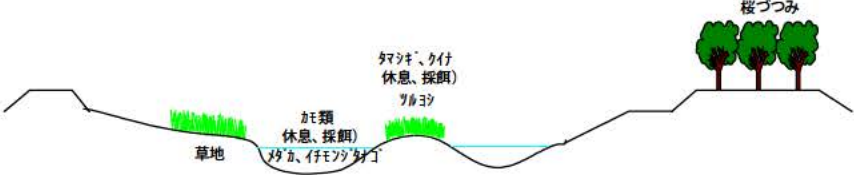


区間毎の環境構成要素とその機能 ( 田可動堰～中万付近 ; 10.4～13.0k 付近)

| 場 所  | 田可動堰～中万付近 (10.4～13.0k 付近)   |  | 生態系の構造 (イメージ) |
|--|---|--|---------------|
| <p>地点写真</p>  <p>広い水面は魚類の休息・採餌場となっている。</p> <p>田可動堰上流</p>   | <p>田可動堰が創り出す広い水面と紀勢本川の鉄道橋や遠くの山並みなどが調和した静かな佇まいを見せる。</p>  <p>水面に突き出た樹林は、魚類に落下昆虫等の餌や日陰を提供している。</p> <p>田川左岸道路沿い</p>   |  <ul style="list-style-type: none"> <li>・高水敷にはスギ・ヒノキやヤナギ・エノキ等多様な樹種から成る河畔林が繁茂し、樹林に依存する鳥類等の生息場、休息場となっている。また、水辺につき出た河畔林は、魚付林としても機能している。</li> <li>・神山に隣接しており、山と川を往復する鳥類等の生息にとって、良好な環境を形成している。</li> </ul> <p>特徴的な環境構成要素<br/>河畔林、広い水面、山並み</p> |               |
| <p>生物の状況</p> <p>&lt;水域&gt;</p> <p>○生息場として利用</p> <p>[魚類] アブラハヤ、ギンフナ等</p> <p>[鳥類] カイツブリ、カモ类等<br/>カイツブリ<br/>田川祓川頭首工の湛水区間などで見られる。ギンフナ等の魚類や水生昆虫を食する。</p>  <p>コガモ<br/>越冬期に飛来し、水辺を歩きながら泥水をついばんだり、イネ科植物等の草の小さな実を食する。</p>  | <p>&lt;水際域～陸域&gt;</p> <p>○植生</p> <p>ムクノキ<br/>陽当たりが良く、適度に湿った場所に生息し、エノキとともにムクノキ-エノキ群落を形成する。果肉は小鳥等の餌として食される。</p>  <p>(ムクノキ・エノキ)</p> <p>マダケ<br/>ベニカマキリ等の昆虫の生息場となる。</p>  <p>(モウソウチク・マダケ)</p> | <p>○生息場として利用</p> <p>[鳥類] キジバト、ヒヨドリ等</p> <p>[陸上昆虫類] ベニカマキリ、ホンサナエ、アジイトトンボ等</p> <p>ホンサナエ<br/>平地や丘陵地に生息し、未熟個体は羽化水域から少し離れた丘陵地のエノキ林等の雑木林へ移動して、そこでしばらく過ごす。</p>  |               |






区間毎の環境構成要素とその機能 (佐奈川) ( 田川合流点～大峯橋下流；0.0～2.8k 付近)

| 場 所  | 田川合流点～大峯橋下流 (0.0～2.8k 付近) |  | 生態系の構造 (イメージ)   |  |
|--|---------------------------|--|---|--|
| <p>地点写真</p>  <p>朝長橋下流</p> <p>大峯橋下流</p> <p>桜づつみが整備されている。</p> <p>護岸が整備されている。</p> <p>サトウキビ等の水辺の植生が繁茂しており、鳥類の休息地となっている。</p> <p>サトウキビ林や湿地の自然の植物が繁茂している。</p>   |                           |  |  <ul style="list-style-type: none"> <li>合流点付近は 田可動堰の湛水域で、緩やかな流れとなっており、湿地が見られる。</li> <li>合流点付近を除くと高水敷きは存在せず、護岸が整備されている。</li> <li>合流点右岸側は、桜づつみ公園として整備され、地域の憩いの場となっている。</li> </ul>                                      |  |
|  |                           |  | <p>特徴的な環境構成要素</p> <p>桜づつみ、緩やかな流れ、湿地</p>   |  |
| <p>生物の状況</p> <p>&lt;水域&gt;</p> <p>○生息場として利用</p> <p>[魚類]</p> <p>緩流域に依存する魚類</p> <p>コウライモロコ、ギンプナ、タモロコ、ヤリタナゴ等</p> <p>合流点付近は 田可動堰の湛水域であり、流れの緩やかなところに生息するタナゴ類等、本川では見られない魚種も確認されている。</p> <p>[鳥類] カモ類等</p> <p>カルガモ</p> <p>田川合流点付近は休息地となっている。水面をついばみ、水草や水生昆虫等を採餌する</p>  |                           |  | <p>&lt;水際域～陸域&gt;</p> <p>○植生</p> <p>田川合流点付近の水辺・湿地環境にはツルヨシ等が生育しているほか、立花尾橋付近にはヒシ群落が分布し、湿地を好むタマシギやクイナ等の鳥類の生息地となっている。</p>  <p>(ヒシ)</p> <p>○生息場、営巣場として利用</p> <p>[鳥類] バン、ヒクイナ、クイナ等</p> <p>湿地に依存するバンやクイナ等の鳥類が確認されている。</p> |  |

区間毎の環境構成要素とその機能（佐奈川）（大峯橋下流～直轄区間上流端；2.8～5.4k 付近）

| 場 所  | 大峯橋下流～直轄区間上流端（2.8～5.4k 付近）   | 生態系の構造（イメージ）  |
|--|--|---|
| <p>地点写真</p>  <p>田子田橋下流</p>  <p>落合橋下流</p> <p>護岸が整備されている。</p> <p>水面に突き出た樹林は、魚類に落下昆虫等の餌や日陰を提供している。</p> |  |  <p>・河道の整備は全体的には進んでおらず蛇行した流れの中に自然の植生が残されている。</p> <p>特徴的な環境構成要素<br/>水辺の草地</p>   |
| <p>生物の状況</p> <p>&lt; 水域 &gt;</p> <p>生息場として利用</p> <p>[ 魚類 ] ギンブナ等</p> <p>ギンブナ</p> <p>流れの緩やかなところを好んで生息している。雑食性で底生動物、藻類のほかにプランクトンを食する。</p>   | <p>&lt; 水際域～陸域 &gt;</p> <p>植生</p> <p>大峯橋上流付近にはウキヤガラ・マコモ群落があり、魚類などの産卵場や避難場所として利用されている。また、水辺・湿地環境に生育するツルヨシ等が所々に分布している。</p>  <p>（ウキヤガラ・マコモ）</p> | <p>生息場、営巣場として利用</p> <p>[ 鳥類 ] ムクドリ、コサギ等</p> <p>ムクドリ</p> <p>主に樹洞に営巣する。また、ヨシ原やヤナギ林を集団ねぐらとして利用する。地上を歩いて昆虫等を食するほか、果実も食する。</p>  |



## 2.3 生息生物の概要

田川下流部の大臣管理区間では、河川水辺の国勢調査として生息生物の状況を調査している。

最新の河川水辺の国勢調査では、田川下流部で、魚介類 58 種、底生動物 259 種、植物 654 種、鳥類 76 種、両生類 6 種、爬虫類 8 種、哺乳類 9 種、陸上昆虫類 1,028 種が確認されており、そのうち特定種は 59 種である。

河川水辺の国勢調査による確認種数と特定種（田川下流部）

| 項目    | 最新の調査年   | 確認種数          | 特定種  |
|-------|----------|---------------|--|
| 魚介類   | 平成 13 年度 | 21 科 58 種     | スヤツメ、イモヅク、タナゴ、スズキ、シマドジョウ、ヨウ小型種東海型、アザガシ、メダカ、カマキリ、ウツセミガシカ  |
| 底生動物  | 平成 13 年度 | 127 科 259 種   | モリアガヒ、マツカガヒ、キヨマトンボ、ヒメサナエコフキトンボ、ヨコミストロムシ  |
| 植物    | 平成 11 年度 | 119 科 654 種   | ミスワレビ、オハハチジヨウシダ、カラハシノキ、ハマツナ、ヤナギノイノコ、チ、オガタマノキ、ミヤコアオイ、ヒメカンアオイ、イシモチソウ、タコノアシ、ユキヤナギ、ハマホウ、ヒメミソハギ、ケマウコギ、ハマザシ、ミゾコウジ、カワヂシャ、カラハハコ、カラヨモギ、フクド、ウラギク、シライソウ、アイアシ、ナガミノニシバ、ミクリ、シオクグ |
| 鳥類    | 平成 10 年度 | 29 科 76 種     | カムリカイツブリ、カワウ、チュウサギ、ミサコ、チュウビ、タマシキ、シロドリ、タゲリ、コアジサシ、ヤマセミ、カワセミ、オヨシキリ  |
| 両生類   | 平成 14 年度 | 4 科 6 種       | -  |
| 爬虫類   | 平成 14 年度 | 5 科 8 種       | -  |
| 哺乳類   | 平成 14 年度 | 5 科 9 種       | -  |
| 陸上昆虫類 | 平成 12 年度 | 179 科 1,028 種 | コフキトンボ、ツチコキブリ、アオマツムシ、ヒメジユウジ、ナガカメムシ、ゲンジボタル、ニッポンハナダカハチ、オサカサナエ、クアシアダトビケラ  |

特定種...豊かな自然の指標となる種、または生息数が減少し保護が望まれる種として、ある一定の基準を満たすものとして抽出された動植物の種。

はちす  
 蓮ダム（貯水池及び流入河川、ダム下流部）では、魚介類 18 種、底生動物 250 種、植物 502 種、鳥類 71 種、両生類 9 種、爬虫類 9 種、哺乳類 15 種、陸上昆虫類 1,017 種が確認されており、そのうち特定種は 57 種である。

河川水辺の国勢調査による確認種数と特定種（蓮ダム）

| 項目    | 最新の調査年   | 確認種数          | 特定種  |
|-------|----------|---------------|--|
| 魚介類   | 平成 14 年度 | 9 科 18 種      | アサギ、カシカ  |
| 底生動物  | 平成 14 年度 | 20 目 250 種    | ヒメサエ、モノアラガイ、ムカシトホ、ゲンジボタル   |
| 植物    | 平成 9 年度  | 123 科 502 種   | オハ、ハチジヨウシダ、ミヤコアオイ、ハガクレツリフネ、ギンリョウソウ、イワナンテン、コバミツバツツジ、リンドウ、センブリ、イモリソウ、ミカエリソウ、イワタバコ、シライソウ、ショウジョウバカマ、サユリ、ナハワリ、シュンラン、アケボノシュラン、ミヤマウスラ、クモキリソウ、オハトホソウ、キヨスミコケシノブ、トキワシダ、イヌショウマ、レンゲショウマ、ハシクイソウ、ハガクレツリフネ、ニシキウツギ |
| 鳥類    | 平成 13 年度 | 32 科 71 種     | オドリ、ハチクマ、オオカ、ハイタカ、クマタカ、ヤマドリ、サンショウクイ、アカモズ、サンコウチョウ、カセミ、ヤマセミ、カウ   |
| 両生類   | 平成 10 年度 | 6 科 9 種       | フチサンショウウオ、タコガエル、カシカガエル   |
| 爬虫類   | 平成 10 年度 | 5 科 9 種       | -  |
| 哺乳類   | 平成 10 年度 | 11 科 15 種     | コホシザル、ホンドモンガ、コホシカシカ  |
| 陸上昆虫類 | 平成 10 年度 | 225 科 1,017 種 | ハルヒメ、ウシカメムシ、ゲンジボタル、セダカテントウダマシ、イシガケチョウ、フリツツエホウジヤク   |

特定種...豊かな自然の指標となる種、または生息数が減少し保護が望まれる種として、ある一定の基準を満たすものとして抽出された動植物の種。



アユ

田川はアユの産地として名高く、本川のほぼ全域で確認され、初夏のシーズンには県外からも多くの釣り客が集まる。

淡水で生まれてすぐに海へ下り、産卵とは無関係に再び淡水に戻る。成魚の生活場は、多くが平瀬～早瀬である。



コフキトンボ

「自然のレッドデータブック・三重」に記載されている希少種。



チュウサギ

「環境庁レッドリスト」で準絶滅危惧種（NT）として記載されている特定種で、近年個体数が減少しつつある。



コアジサシ

「自然のレッドデータブック・三重」の希少種。本州には夏鳥として渡来する種であり、大きな川の中州や河岸、海岸の砂地等に集団で営巣する。

【提供：市川 雄二 氏】



ハマボウ

「自然のレッドデータブック・三重」における希少種。神奈川県を分布の東限とする暖地性の植物で、三重県では熊野灘沿岸地方に主として分布し、伊勢湾沿岸地域では稀な植物群落となっている。

【提供：清水善吉氏】



カワラヨモギ

「自然のレッドデータブック・三重」における希少種。海岸や河川敷の砂地や礫地に生息する。

## 2.4 景観・歴史・文化

- 田川の名前の由来は、皇女「<sup>こうじょ やまとひめのみこと</sup>倭姫命」が第11代<sup>すいにん</sup>垂仁天皇の命を受け、<sup>こうそしん</sup>皇祖神「<sup>あまてらすおおみかみ</sup>天照大神」の鎮座地<sup>ちんざち</sup>を求めて諸国を巡業されたとき、命が「<sup>たけだ</sup>竹田の国」と呼んでいた地で、髪に飾していた<sup>たけだ</sup>を落としたので、その地に<sup>たけだ</sup>田神社を定め、田という地名がおこったとされる。
- 田可動堰左岸の<sup>こうやま</sup>神山の東側山麓にある神山神社は、現在の伊勢神宮に御鎮座する前に祀られていた元伊勢神宮であり、田川から拾い集められた白石が境内に敷き詰められている。
- 流域には、古来より伊勢、大和、<sup>きい</sup>紀伊方面に通じる街道（<sup>わかやま</sup>和歌山街道、<sup>いせほん</sup>伊勢本街道など）があり、また、田川では奈良時代初期に採掘された<sup>にゅう</sup>丹生水銀や木材の水運など様々な利用が古来より行われ、両郡橋付近では松阪商人の発祥の地である<sup>いざわ</sup>射和商人の古い街並みが残り、田川の清流と調和した独特な風情をかもしだしている。
- 田川は伊勢本街道や<sup>くまの</sup>熊野街道が交差する、古代からの交通の要衝となっていたことから、近代に至るまで多くの渡し場があった。



神山付近



両郡橋付近



神山神社

神山の東麓に位置し、伊勢神宮よりも古い歴史をもつ神社である。



射和商人の街並み

射和は室町時代より丹生の水銀を使った軽粉製造で莫大な富を得た。かつての射和の繁栄は、田川の水運によるところも大きいと言える。



**主な街道及び渡しの位置図**  
 伊勢本街道をはじめ、様々な街道が交差しており、川を渡るための渡しが所々に設けられていた。



**丹生の水銀鉱山跡**  
 丹生の水銀は奈良時代に発見された日本最古の水銀であり、軽粉の原料に利用された。



**相可の渡し場跡**  
 両郡橋が出来るまで射和と相可の間を結ぶ渡しとして利用された。



**兄国の渡し (昭和 10 年頃)**  
 昭和 32 年まで、中万と兄国の間を結ぶ渡しとして利用されていた。  
 【提供：大西春海氏】

## 2.5 田川を特徴づける場所

地域の有識者からなる「田川環境特性懇談会」(平成9～10年開催)において、田川を特徴づける場所として、以下の24箇所が抽出された。このうち、大臣管理区間における箇所は9箇所である。

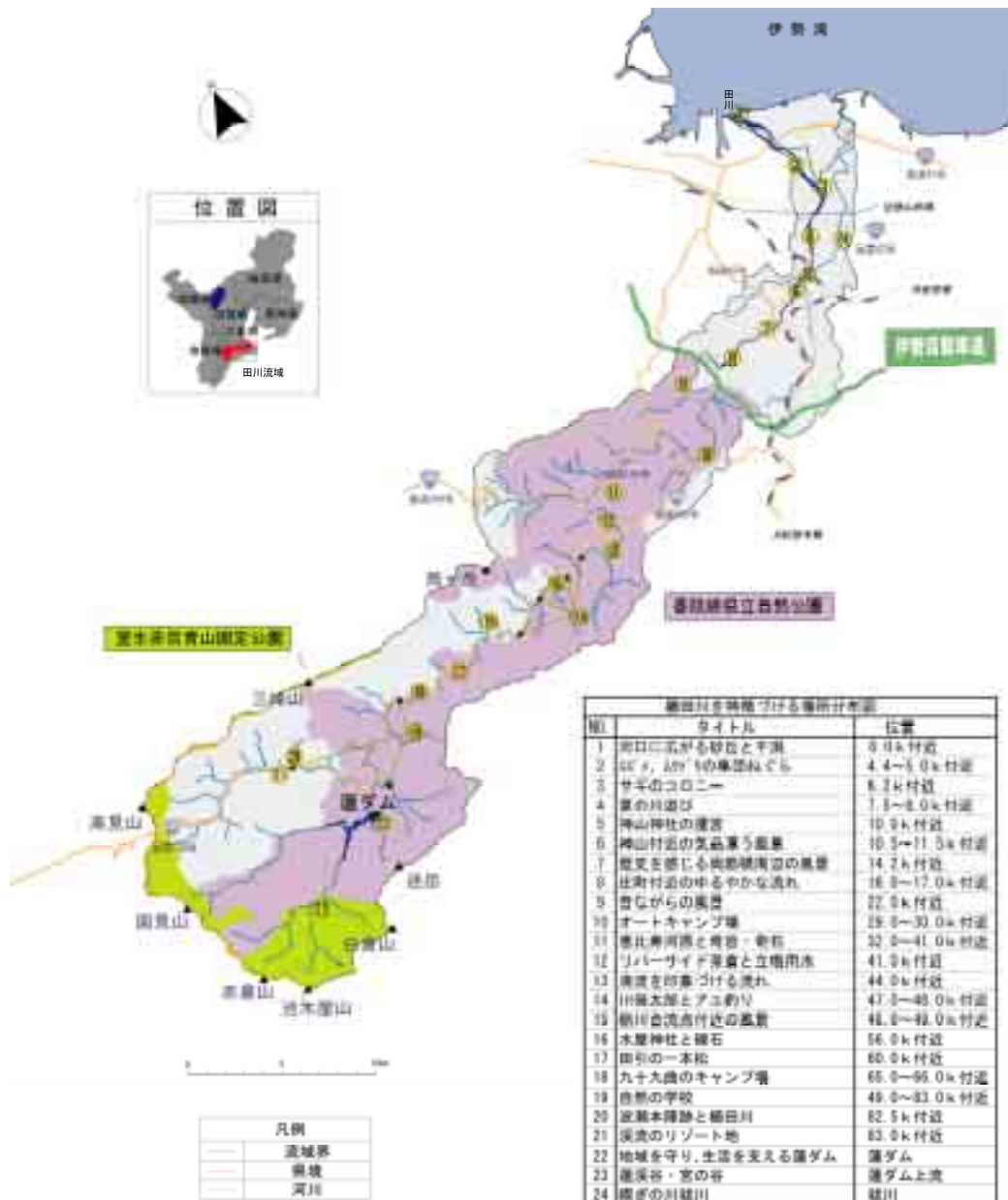
田川を特徴づける場所

|  | らしさのキーワード          | 位置                           | 内容   |
|--|--------------------|------------------------------|--|
|  | 河口に広がる砂丘と干潟        | 河口、松名瀬海岸(0k付近)               | 鳥類の休息地やハマボウ群落の生息等、生物の生息場として貴重な環境を有している。            |
|  | スズメ、ムクドリ<br>の集団ねぐら | 魚見橋上流右岸(4.4～5.0k<br>付近)      | サ、I、F、S等<br>の河畔林が、鳥類の休息場となっている。                    |
|  | サギのコロニー            | 田川第二頭首工上流左岸<br>(6.2k付近)      | I、F、S、M等<br>の河畔林が、サギ類の集団営巣地となっている。                 |
|  | 夏の川遊び              | 田橋上下流(7.5～8.0k付<br>近)        | 広い川原は、夏場を中心に水遊びをする家族連れでにぎわいを見せる。                   |
|  | 神山神社の遷宮            | 田可動堰下流(10.0k)                | 河原の丸い白石は神山神社の伝統行事と深い関わりを持っている。                     |
|  | 神山付近の気品漂う<br>風景    | 松阪市法田町(10.5～11.5k<br>付近)     | 田可動堰の広い湛水面と神山の山並み、河畔林が調和した気品漂う風景を形成している。           |
|  | 歴史を感じる両郡橋<br>周辺の風情 | 両郡橋付近(14.2k付近)               | 往事の繁栄の名残を残す古い町並みと田川の清流が調和した独特の風情を醸し出している。          |
|  | 庄町付近のゆるやかな<br>流れ   | 松阪市庄町付近(16～17k<br>付近)        | 川の中に点在する白い岩と透明感のある緩やかな流れ、砂礫の川原が田川を代表する景観を呈している。    |
|  | 昔ながらの風景            | 津留橋付近(22k付近)                 | 手つかずの自然が残されており、津留の渡し跡として賑わった当時の雰囲気が偲ばれる。           |
|  | オートキャンプ場           | 勢和大橋下流河川敷公園(29<br>～30k付近)    | 広い川原が開け、行楽シーズンになるとオートキャンプ等を楽しむ人々でにぎわいを見せる。         |
|  | 恵比寿河原と奇岩・<br>奇石    | 松阪市大石町～飯南町立梅<br>付近(32～41k付近) | 香肌峡の入り口に位置し、河床の岩盤が奇岩、奇石となって見事な河川景観を見せている。          |
|  | 川・サトウ茶倉と立梅<br>用水   | 飯南町粥見付近(41k付近)               | 田川に触れ合う場を提供するほか、田川の水の大切さを伝承する場となっている。              |
|  | 清流を印象づける流<br>れ     | 相津川合流点～桜橋付<br>近(44k付近)       | 田川の流れが周辺の山並み、水辺の林、白い砂州と調和し、清流田川を特徴づける風景を見せている。     |
|  | 川俣太郎とアユ釣り          | 飯南町粥見～赤桶(41～56k<br>付近)       | 荒瀬、岩盤、大淵、大岩が連なり、「川俣太郎」と呼ばれるアユが育つ区間である。             |
|  | 栃川合流点付近の風<br>景     | 栃川橋付近(48～49k)                | 瀬淵の連続したさまと沈み橋が調和し、田川を特徴づける風景を呈している。                |
|  | 水屋神社と礫石            | 赤桶橋付近(56k付近)                 | 水屋神社付近の田川は、国分け伝説にまつわる礫石があり、神秘的な雰囲気を与えている。          |
|  | 田引の一本松             | 田引堰堤付近(60k付近)                | 和歌山街道の名残を残す松の大木が水面に姿を映し、独特の風景を形成している。              |
|  | 九十九曲のキャンプ<br>場     | 飯高町栗野付近(65～66k付<br>近)        | 田川で最も曲がりくねった区間であり、シーズンには多くの人々が溪流、峡谷の自然を楽しんでいる。     |
|  | 自然の学校              | 飯高町内(49～83k付近)               | 飯高町内を流れる田川は、自然の営みを教材として子供たちに川の大切さを伝える重要な役割を果たしている。 |

: 大臣管理区間

| らしさのキーワード       | 位置               | 内容   |
|-----------------|------------------|--|
| はぜ<br>波瀬本陣跡と 田川 | 飯高町波瀬西切（82.5k付近） | 古くから宿場町として栄え、川沿いの桜と古い家並みが 田川の流れと調和した風景を形成している。 |
| 溪流のリゾート地        | 飯高町波瀬野口（83k付近）   | 水と緑に親しむ溪流のリゾート地となっているほか、地域によって波瀬ユリが大切に育てられている。 |
| 地域を守り、生活を支える蓮ダム | 蓮ダム周辺            | 周辺環境整備や水質の保全対策により、自然と調和を目指したダムづくりが進められている。     |
| 蓮溪谷・宮の谷         | 蓮ダム上流            | 多くの滝と急峻な崖が溪谷を特徴づける景観を形成している。                   |
| 楔ぎの川祓川          | 祓川               | 斎宮の楔ぎの場として利用された名残を残し、歴史を感じさせる場となっている。          |

：大臣管理区間



田川を特徴づける場所



### 3. 治水の現状

#### 3.1 洪水被害と治水事業の経緯

##### (1) 洪水被害と河川改修事業の経緯

過去の主な洪水被害と主な河川改修事業の経緯

| 年号 | 年  | 記事  |
|----|----|---|
| 昭和 | 7  | 三重県により改修に着手、祓川分派点から下流について計画高水流量は 2,500m <sup>3</sup> /s とした。  |
|    | 34 | 9月、伊勢湾台風による洪水により甚大な被害発生<br>(死者・行方不明者 16 人、負傷者 248 人、被災家屋 3,814 戸)   |
|    | 37 | 12月、櫛田川が直轄管理区間に指定   |
|    | 38 | 伊勢湾等高潮対策事業完成  |
|    | 39 | 10月、櫛田川頭首工可動化着手   |
|    | 42 | 5月、櫛田川水系が一級河川に指定される<br>直轄区間 櫛田川本川 河口～18.9 km、支川佐奈川 合流点～2.0 km   |
|    | 43 | 2月、工事実施基本計画を決定。<br>基本高水流量は昭和 34 年 9 月洪水を対象洪水として基準地点両郡橋で 4,800 m <sup>3</sup> /s とし、このうち蓮ダムにより 500 m <sup>3</sup> /s を調節して計画高水流量を 4,300 m <sup>3</sup> /s とした。 |
|    | 43 | 支川佐奈川改修に着手  |
|    | 44 | 3月、櫛田川頭首工可動化(櫛田可動堰)完成   |
|    | 44 | 4月、直轄区域編入 派川 <sup>はらい</sup> 分岐点～0.06 km   |
|    | 48 | 4月、直轄区域編入 支川佐奈川 2.0～2.6 km  |
|    | 49 | 3月、支川佐奈川中流部ショートカット完成<br>中流部河道掘削完成   |
|    | 49 | 4月、蓮ダム建設事業に着手   |
|    | 50 | 4月、直轄区域編入 支川佐奈川 2.6～5.4 km  |
|    | 56 | 3月、蓮ダム本体工事着手  |
|    | 57 | 8月、台風 10 号による洪水により被害発生(被災家屋 13 戸)   |
|    | 57 | 西黒部地区(0.8k～3.6k 左岸)の築堤・護岸着手(平成 10 年完成)  |
|    | 58 | 特定緊急改修計画着手<br>東黒部地区(1.8k～3.0k 右岸)の築堤着手(昭和 62 年完成)   |
|    | 60 | 中村輪中の築堤・護岸着手(平成元年完成)  |
|    | 63 | 3月、工事実施基本計画部分改訂(計画高水位等の部分改訂)  |
| 平成 | 2  | 9月、台風 19 号による洪水により被害発生(被災家屋 1 戸)  |
|    | 3  | 9月、蓮ダム竣工  |
|    | 5  | 庄地区(16.6k～17.0k 左岸)HWL 暫定堤の築堤着手(平成 7 年概成)   |
|    | 6  | 6月、工事実施基本計画部分改訂(ダム名記載の部分改訂)   |
|    | 6  | 9月、台風 26 号による洪水により被害発生(被災家屋 2 戸)  |
|    | 8  | 河口部耐震対策工事着手   |
|    | 11 | 射和築堤工事  |
|    | 12 | 松名瀬高潮堤防工事着手(0.0k～0.8k 右岸)   |
|    | 15 | 櫛田川水系河川整備基本方針の決定  |

## (2) 過去の洪水被害

### ○昭和 34 年 9 月洪水（台風 15 号・伊勢湾台風）

櫛田川流域での洪水被害は、死者・行方不明16人、負傷者248人、被災家屋3,814戸であった。



伊勢湾台風浸水区域図【出典：松阪市史】



・田川<sup>まつなほ</sup>松名瀬橋  
昭和 34 年 9 月洪水【出典：松阪市史】

### ○平成 6 年 9 月洪水（台風 26 号）の概要

下流部において、計画高水位を上回り、漏水が発生するなど堤防が危険な状態であった。

直轄管理区間の被害は、浸水面積15ha、被災家屋 2 戸であった。



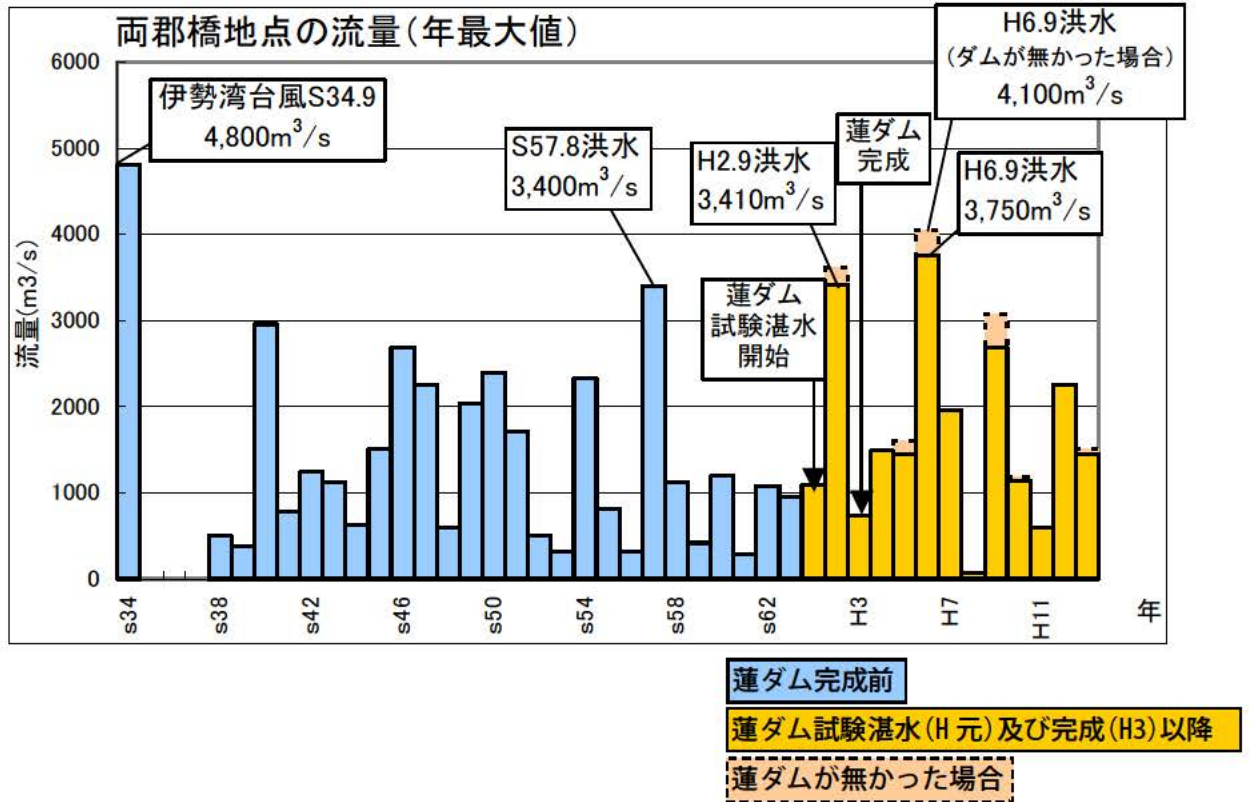
洪水の水位  
計画高水位

・田川下流（3.4k 付近右岸）  
平成 6 年 9 月洪水



漏水の状況（2.6k 付近左岸）

(3) 過去の洪水実績

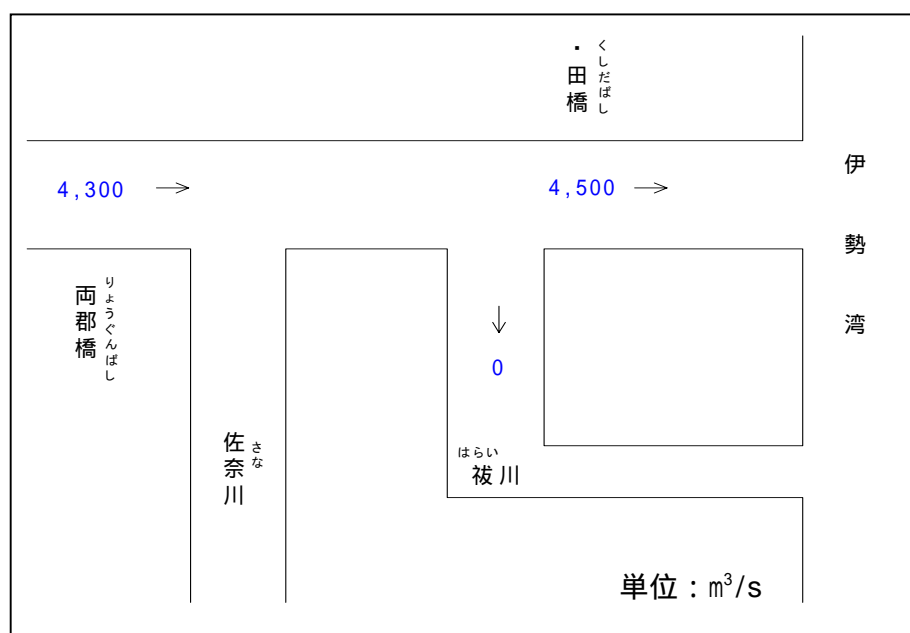




#### (4) 櫛田川水系河川整備基本方針

基本高水は昭和 34 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点両郡橋において  $4,800\text{m}^3/\text{s}$  とし、このうち既設の蓮ダムにより  $500\text{m}^3/\text{s}$  を調節して河道への配分流量を  $4,300\text{m}^3/\text{s}$  とした。

計画高水流量は、基準地点両郡橋において  $4,300\text{m}^3/\text{s}$  とし、佐奈川等合流量  $200\text{m}^3/\text{s}$  を合わせ、櫛田橋で  $4,500\text{m}^3/\text{s}$  とし、その下流では河口まで同流量とした。



櫛田川計画高水流量図

注) 基本高水のピーク流量: 河川改修やダム等の治水施設を計画する前に、整備の目標の基本として設定されるピーク流量

### 3.2 県管理区間における治水事業の経緯

県管理区間での治水事業は、飯南町横野地区での護岸工整備と勢和村古江～丹生地区での河床掘削、護岸工がある。

県管理区間における主な治水事業

| 事業実施箇所     | 実施年            | 事業内容  |
|------------|----------------|---|
| 飯南町横野地先    | 昭和 35～37 年度    | 34 災関連<br>左岸護岸工(コンクリート擁壁)2,139m                                   |
| 勢和村古江～丹生地先 | 昭和 60～平成 10 年度 | 局部改良事業<br>勢和大橋下流 1,400m 付近の河床掘削<br>高橋付近の岩掘削<br>高橋より 600m 付近まで河床掘削 |



県管理区間における治水事業実施箇所

### 3.3 堤防の整備状況

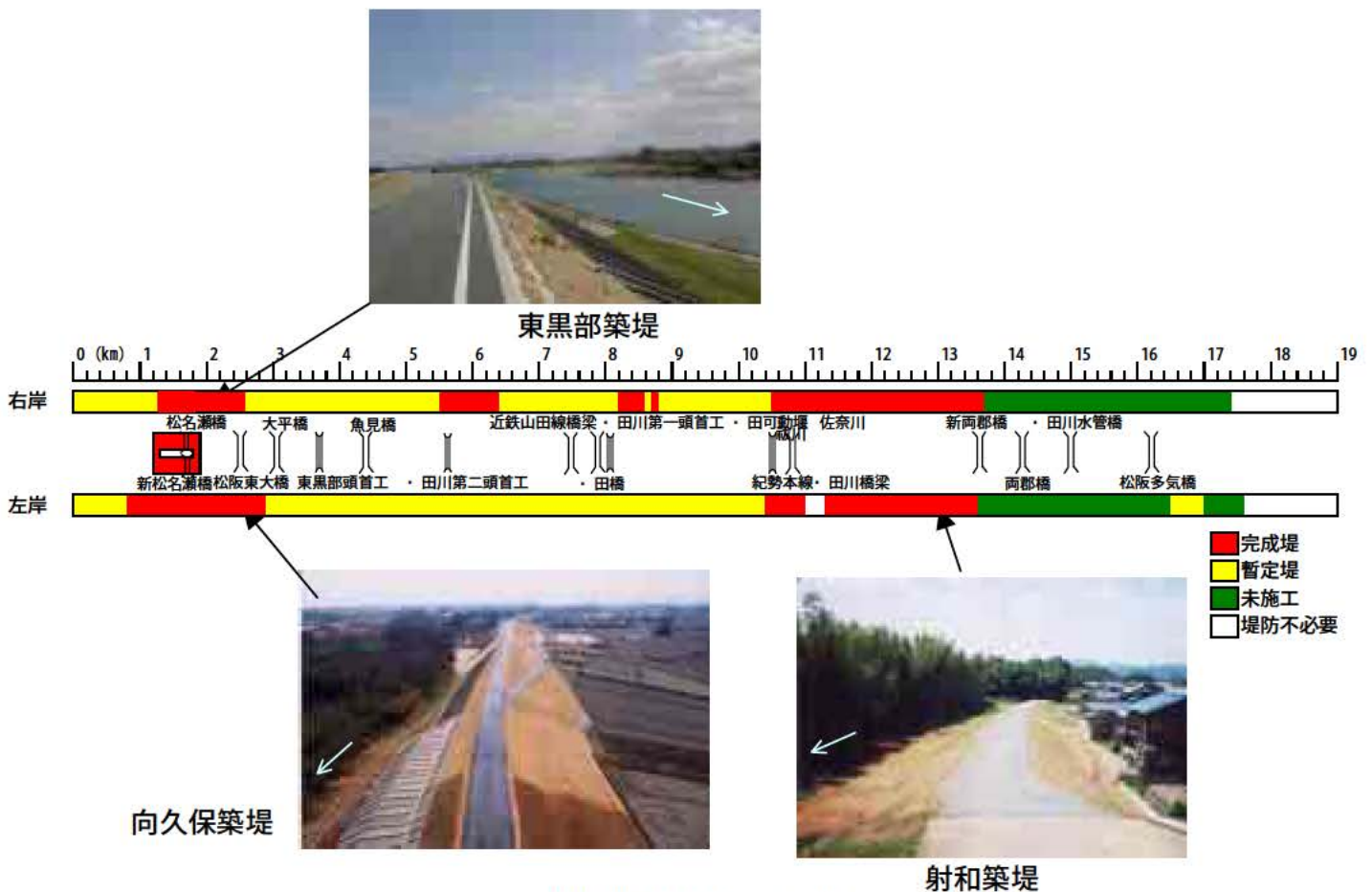
- 堤防が完成している延長（完成堤防）は、堤防が必要な延長に対して約39%で、計画の堤防に対して堤防の高さや厚みが不足している堤防（暫定堤防）は、約36%である。堤内地盤高が計画高水位より低い両郡橋から下流を中心に、整備を進めてきた。
- 背後地が比較的高い上流部などで堤防の未施工区間は、約25%である。

櫛田川の堤防整備状況

|        | 完成堤防<br>区間 | 暫定堤防<br>区間 | 未施工<br>区間 | 小計    | 堤防不<br>必要区間 | 計    |
|--------|------------|------------|-----------|-------|-------------|------|
| 延長(km) | 18.1       | 16.8       | 11.5      | 46.4  | 3.6         | 50.0 |
| 比率(%)  | 39.0       | 36.2       | 24.8      | 100.0 | —           | —    |

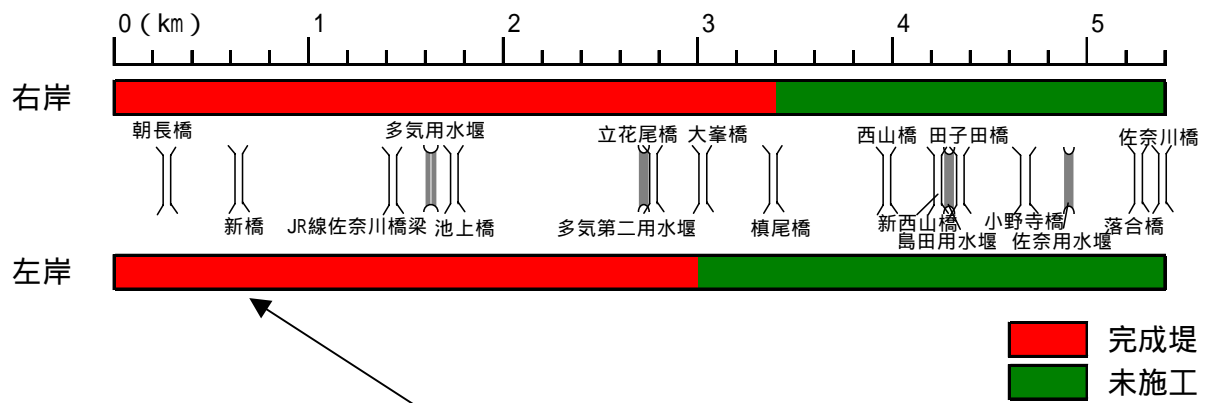
注) 平成14年度末現在

- 《完成堤防》計画高水位の高さで洪水が流下しても堤防の安全性を確保できるように、高さや形状が整備された堤防
- 《暫定堤防》堤防整備が途上であり、計画堤防形状に対し、堤防の高さや厚みが不足している堤防
- 《未施工》改修事業で築堤を行っていない区間



堤防整備状況（・田川）



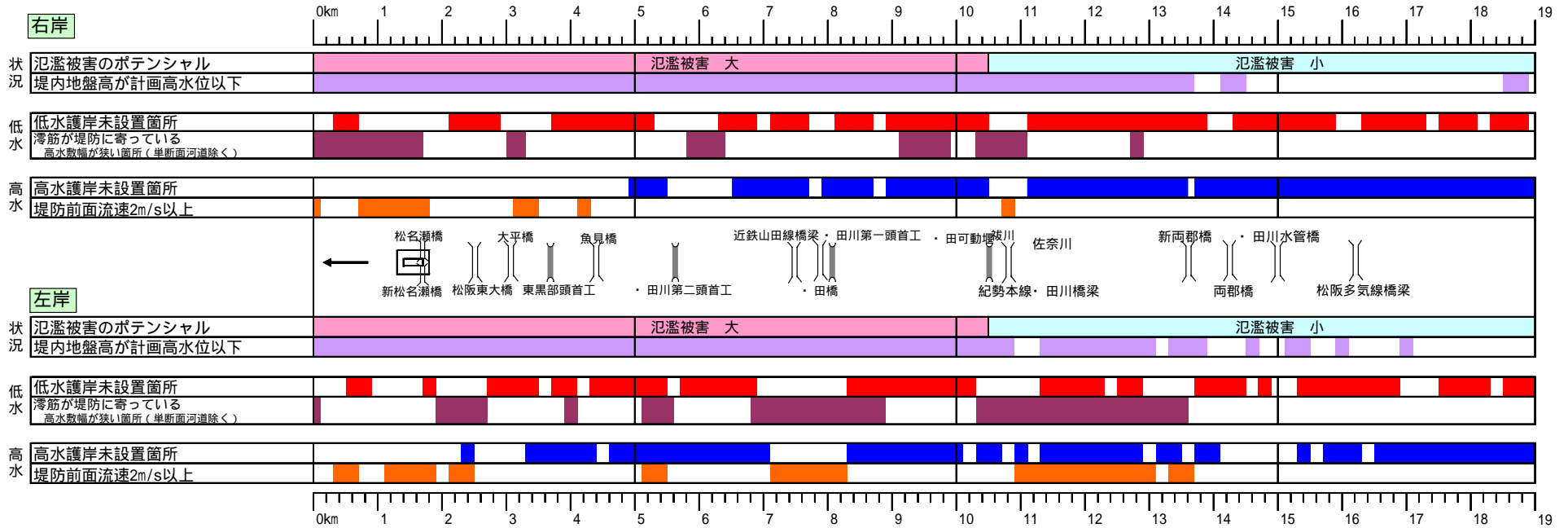


佐奈川下流部築堤

堤防整備状況（佐奈川）

## 櫛田川 護岸の整備状況と河道特性

堤防整備と同様に、主に堤内地盤高が計画高水位より低い両郡橋から下流を中心に、過去の洪水により被災を受けた箇所、滯筋が堤防に寄っている水衝部箇所等において護岸を整備してきたが、浸食・洗掘等により破堤等の危険度の高い箇所で、まだ整備していない箇所が存在する。



48

堤防前面流速2m/s：堤防法面の張芝等が侵食に耐えうる流速の目安

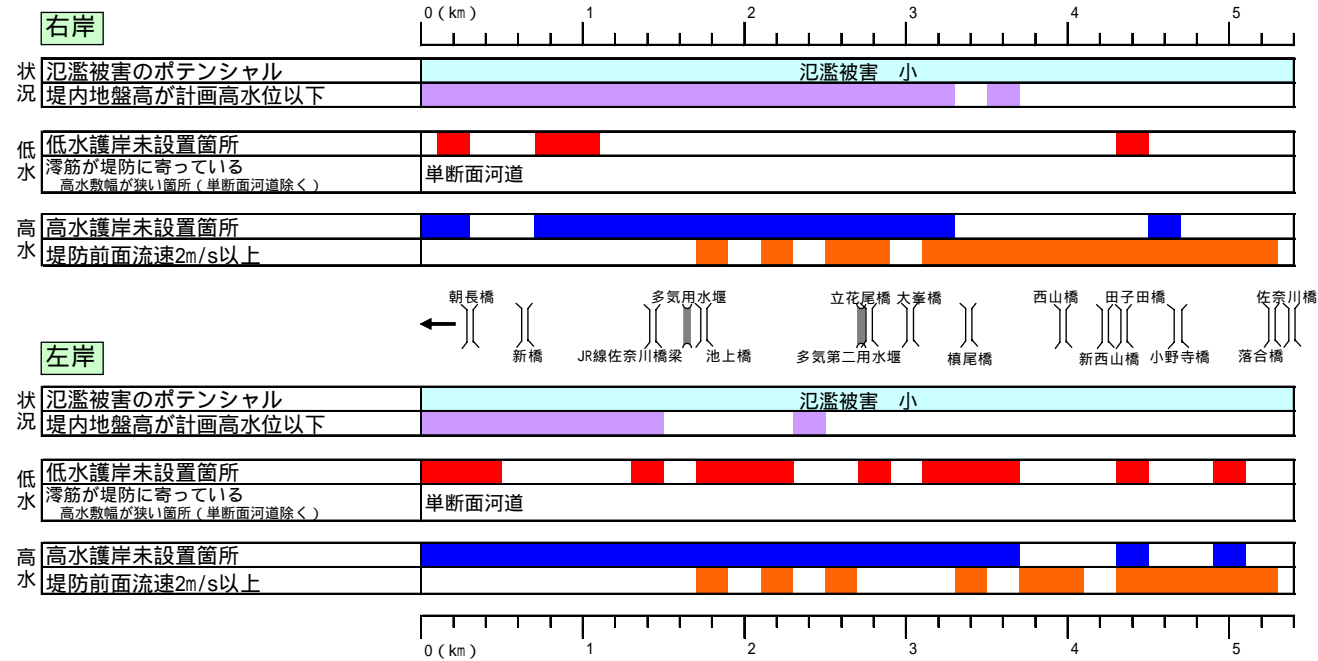


左岸 4.2k 付近 (低水護岸)



右岸 10.6k 付近 (高水・低水護岸)

# 佐奈川 護岸の整備状況と河道特性



堤防前面流速2m/s：堤防法面の張芝等が侵食に耐えうる流速の目安



左岸 1.0k 付近 (低水護岸)



右岸 0.6k 付近 (高水・低水護岸)



### 3.4 洪水調節施設

#### (1) 蓮ダムの概要

蓮ダムは、昭和49年から建設事業に着手し、平成3年に完成した高さ78m、総貯水量3,260万 $m^3$ 、有効貯水量2,940万 $m^3$ の重力式コンクリートダムである。

##### 目的

###### 洪水調節（計画時）

基準地点の両郡橋地点で、基本高水のピーク流量 4,800 $m^3/s$  のうち 500 $m^3/s$  の流量低減を図る。

###### 流水の正常な機能の維持

ダム下流の既得用水の補給と流水の正常な機能の維持と増進を図る。

###### 水道用水

松阪市他 2 市 1 2 町 2 村（南勢志摩水道）に最大 2 $m^3/s$  を取水可能にする。

###### 発電

蓮ダム下流左岸のダム式発電所で、最大出力 4,800kW の発電を行う。

#### < 蓮ダムの操作規則見直し >

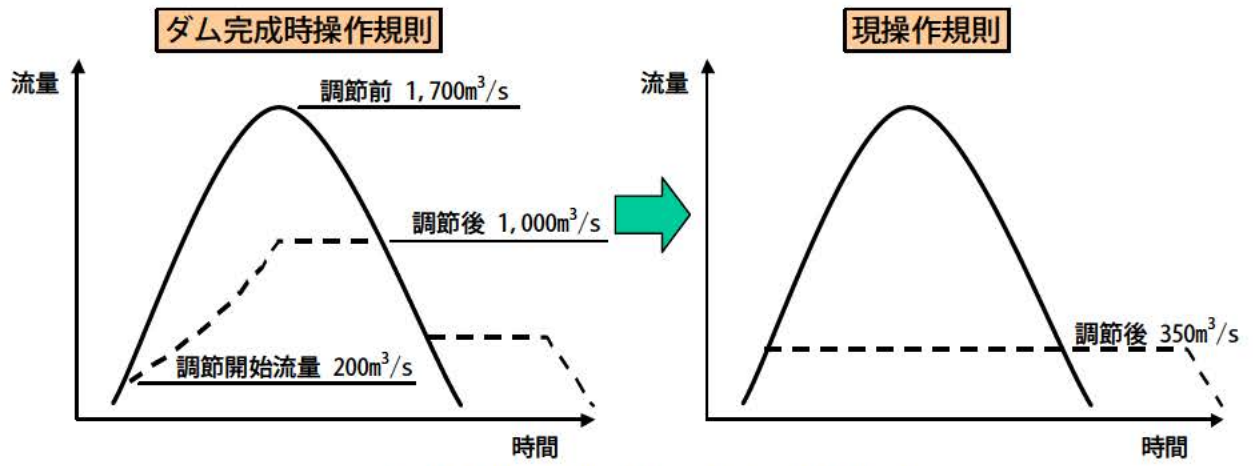
蓮ダムは平成 3 年に完成したが、平成 6 年 9 月の出水でダム完成時の操作規則に沿って洪水調節を行った結果、ダムの洪水調節容量の約70%を残しながら、ダム下流の飯高町、飯南町などで多数の家屋が浸水する被害が発生した。

その後、浸水被害を生じた町等から被害軽減のため「蓮ダム操作規則の見直し」の強い要望が出されたことから、平成12年に操作規則を変更し、現在に至っている。

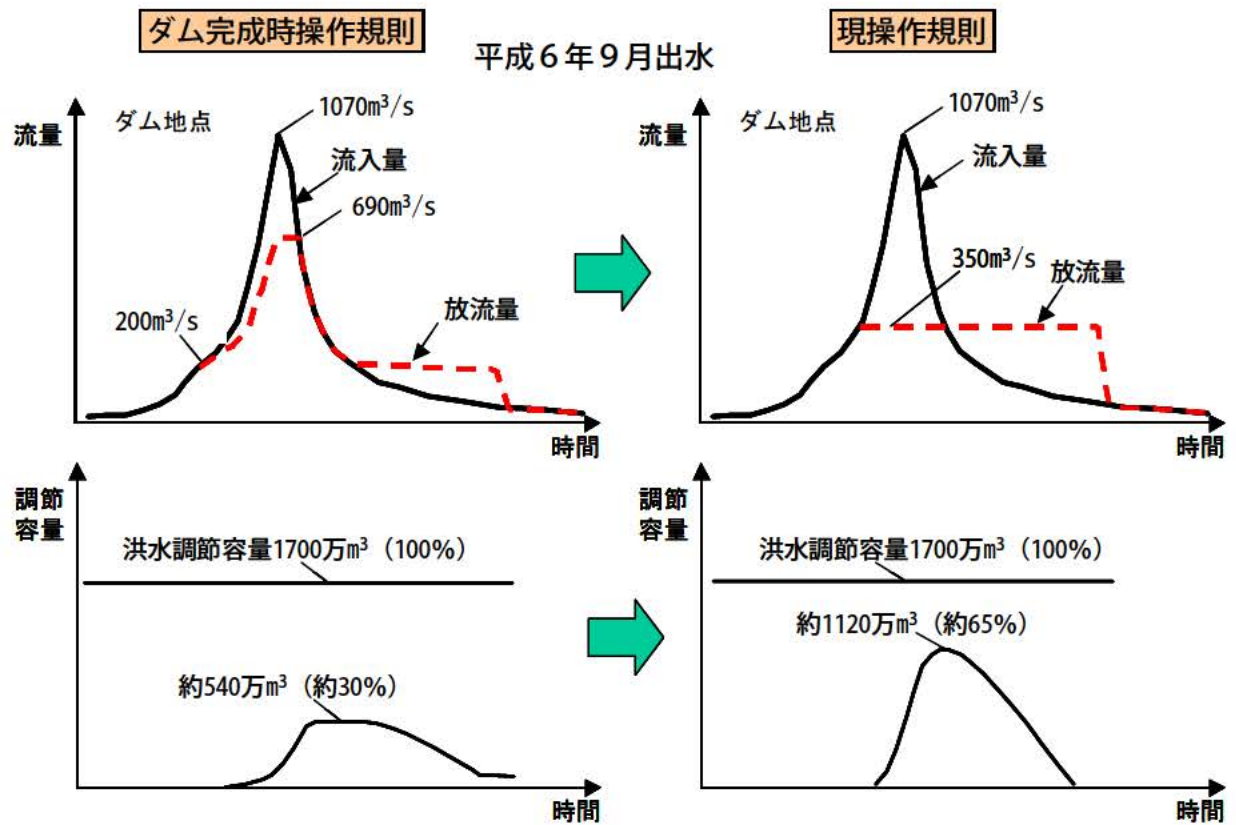
##### 【蓮ダム操作規則】

ダム完成時の操作規則は、調節開始流量 200 $m^3/s$ 、最大放流量 1,000 $m^3/s$ 、放流率 = 0.55 の一定率一定量放流方式である。

平成 6 年 9 月洪水を契機に平成 12 年に変更した操作ルールは、350 $m^3/s$  一定量放流方式である。



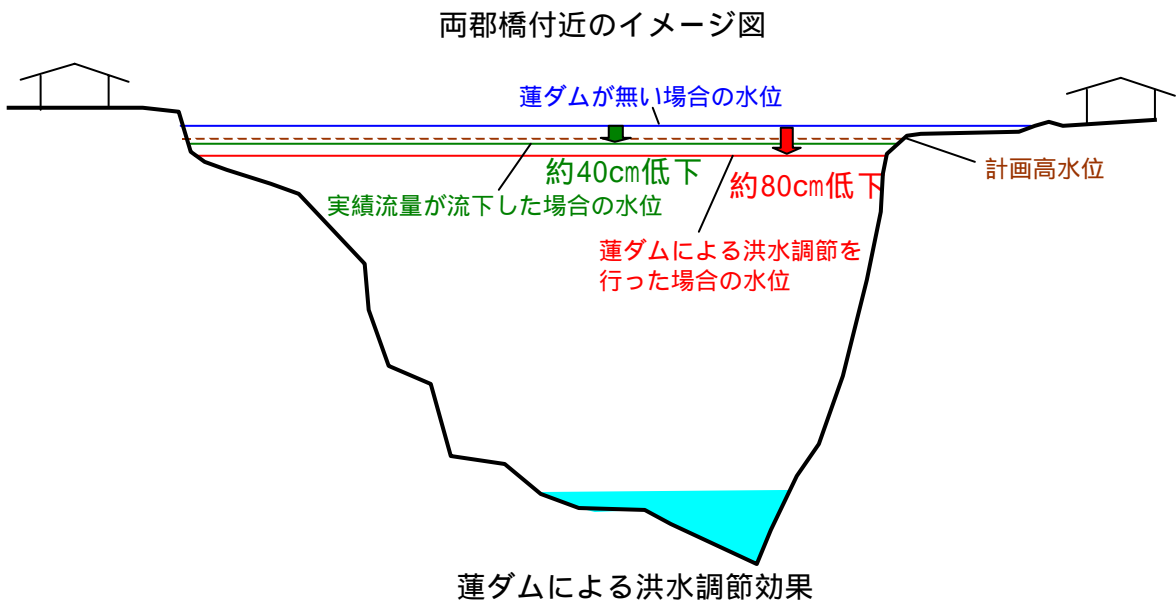
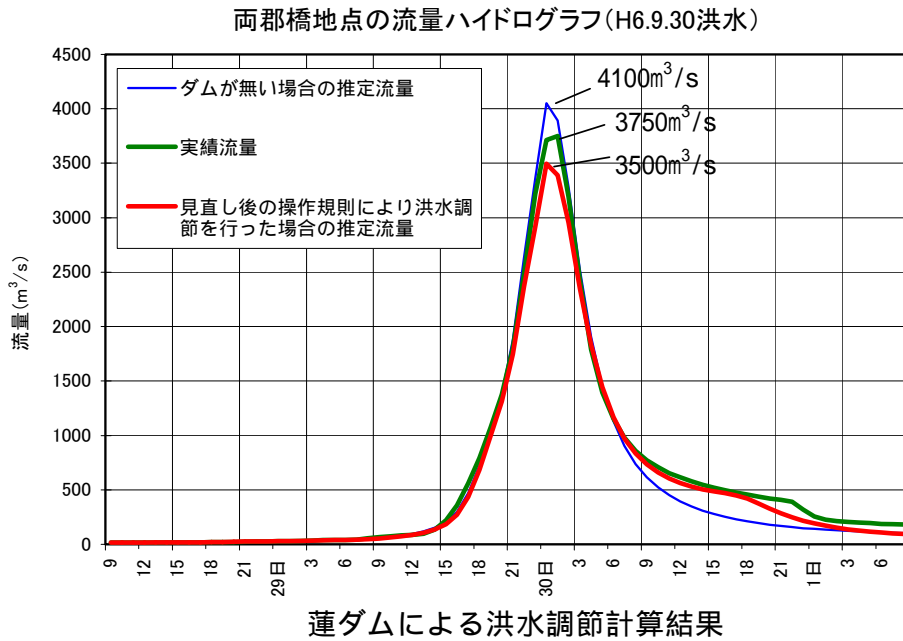
蓮ダム操作規則イメージ図 (ダム地点)



平成6年9月出水時の蓮ダム操作規則イメージ図

(2) 平成6年9月洪水における蓮ダムの治水効果

平成6年9月洪水を現在の蓮ダム操作規則で洪水調節計算を行うと、ダムがない場合と比較して両郡橋地点で約600m<sup>3</sup>/sのピーク流量低減が図れる。両郡橋地点の水位に換算すると約80cmの低下となる。





### 3.5 河道の状況

櫛田川の現状の河道に、蓮ダムの現在の操作方式により調節後の平成6年9月洪水を流下させた場合、下流部の大平橋上流部や上流部の16k~17k付近で計画高水位を上回る。これは、下流部では大平橋による洪水のせき上げと広い高水敷や樹木群の影響であり、上流部は河幅不足や樹木群の繁茂が原因と考えられる。

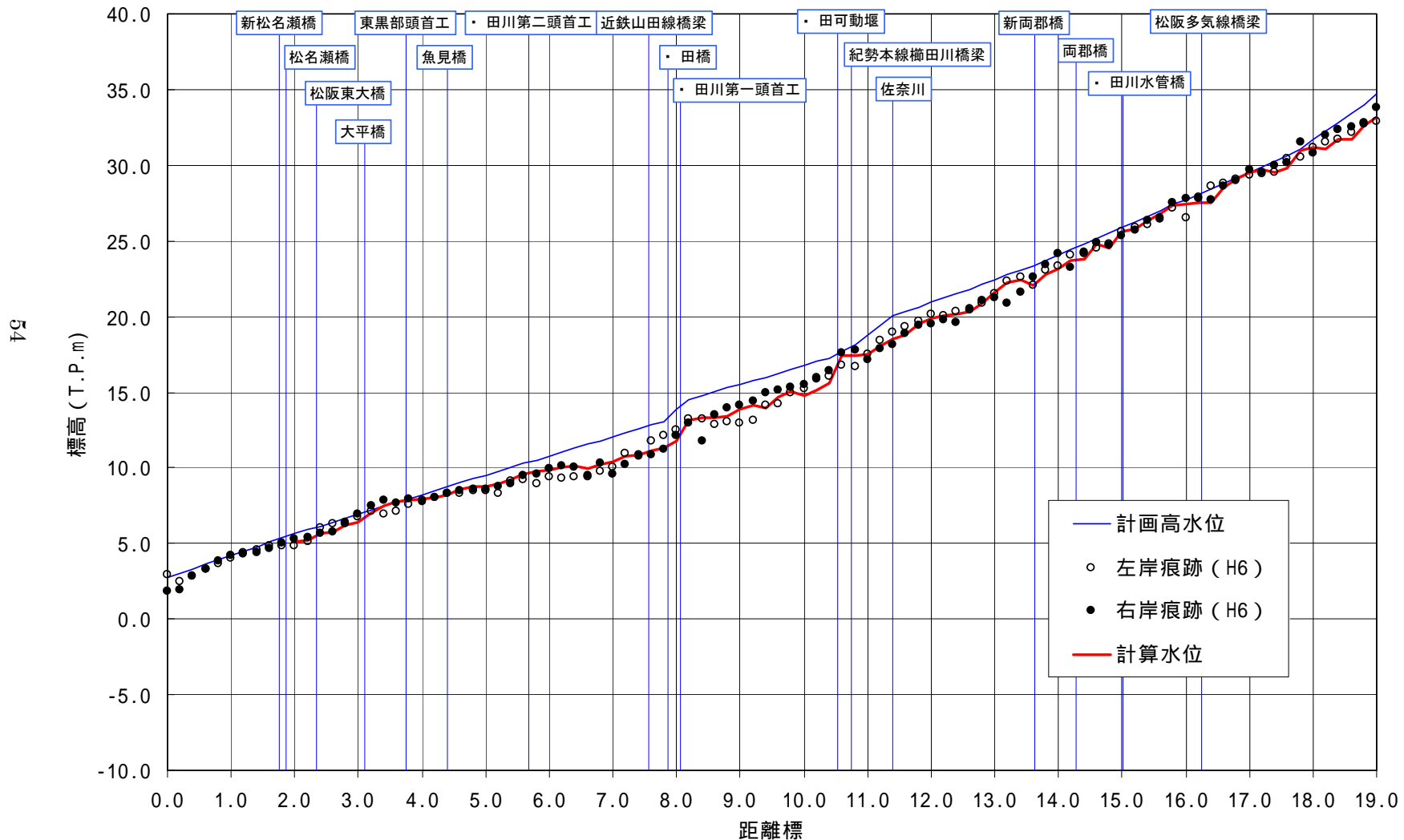
佐奈川では、平成6年9月洪水において、未改修である上流部の水位が計画高水位を上回ったが、堤内地盤が高いため、家屋被害は発生していない。

平成6年9月洪水の痕跡と計算水位  
 再現計算の結果、計算により水位の再現が可能である。

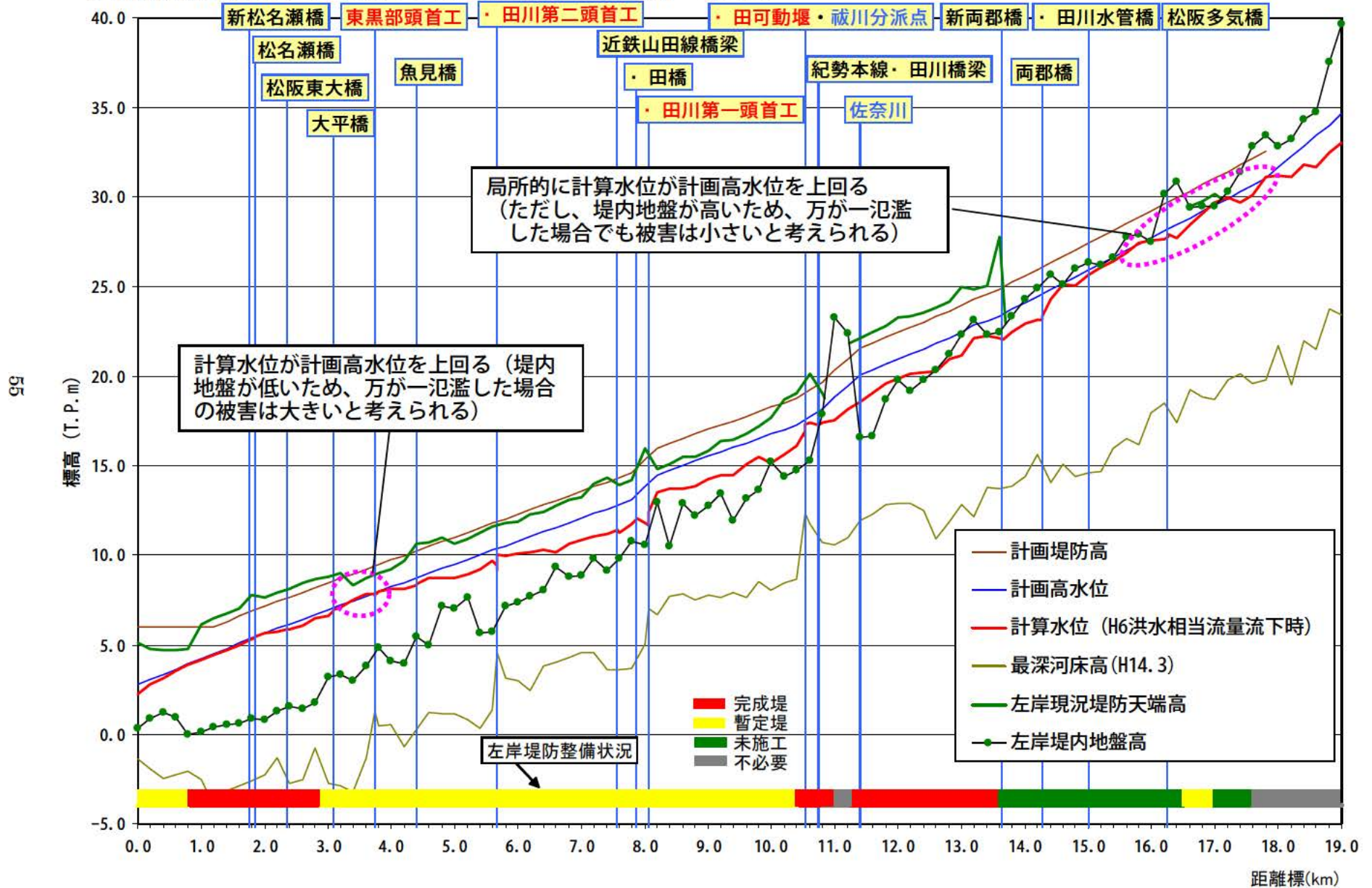
水位計算条件

|        |   |
|--------|---|
| 水位計算手法 | 準2次元不等流計算   |
| 使用断面   | 平成2年3月測量  |
| 出発水位   | 波の影響がないと考えられる2.0kの痕跡水位<br>(左右岸平均T.P.5.11m)                                      |
| 設定流量   | 佐奈川合流前：両郡橋地点の実績流量3750m <sup>3</sup> /s<br>佐奈川合流後：田橋地点の推定流量3870m <sup>3</sup> /s |
| 粗度係数   | 低水路   |
|        | 高水敷   |
| 植生(樹木) | 植生図(H7)、航空写真(H7)等により設定  |

・ 田川平成6年9月洪水再現計算縦断面図



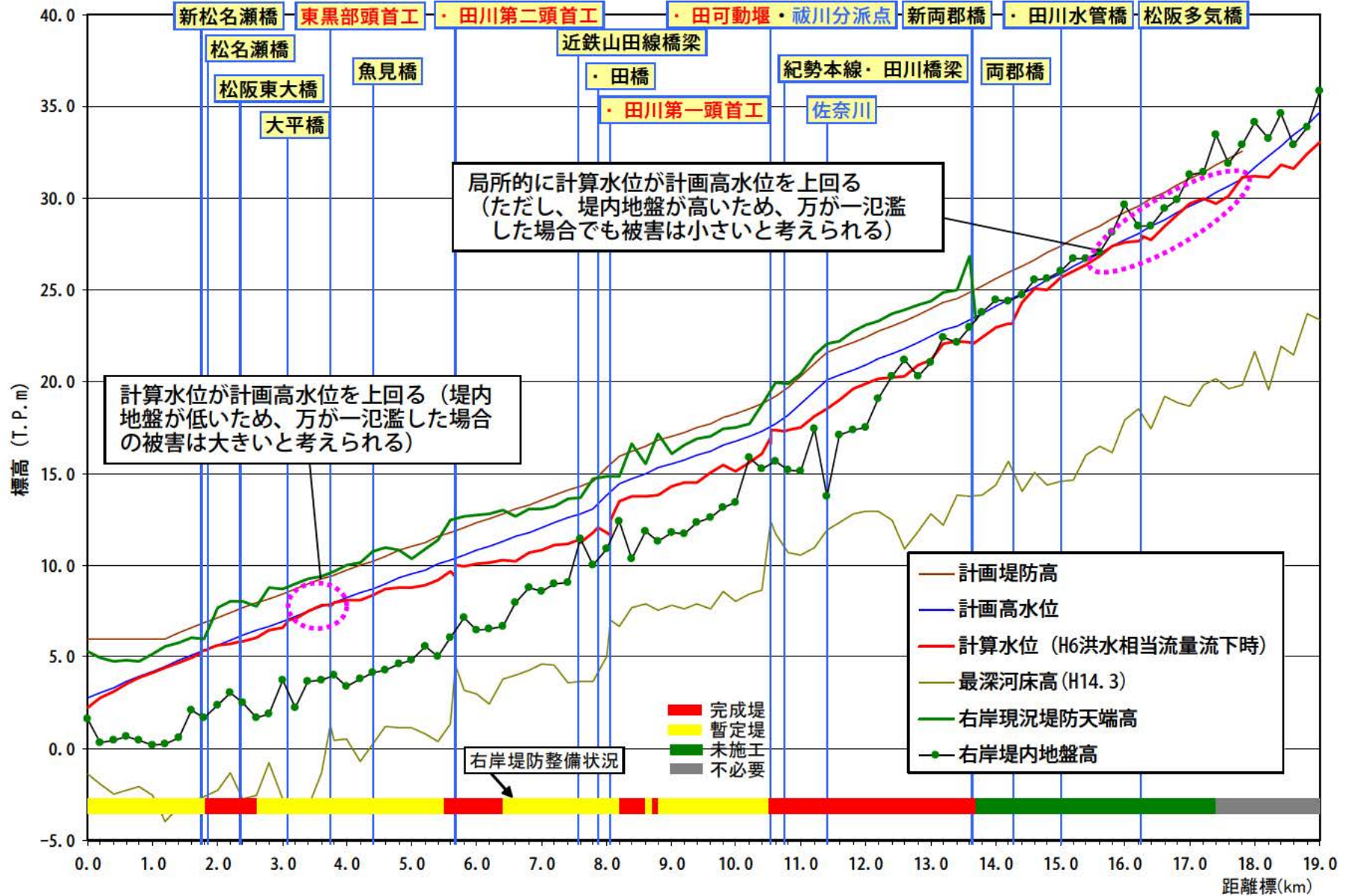
・田川計算水位縦断図（平成6年9月洪水相当流量流下時）＜左岸＞



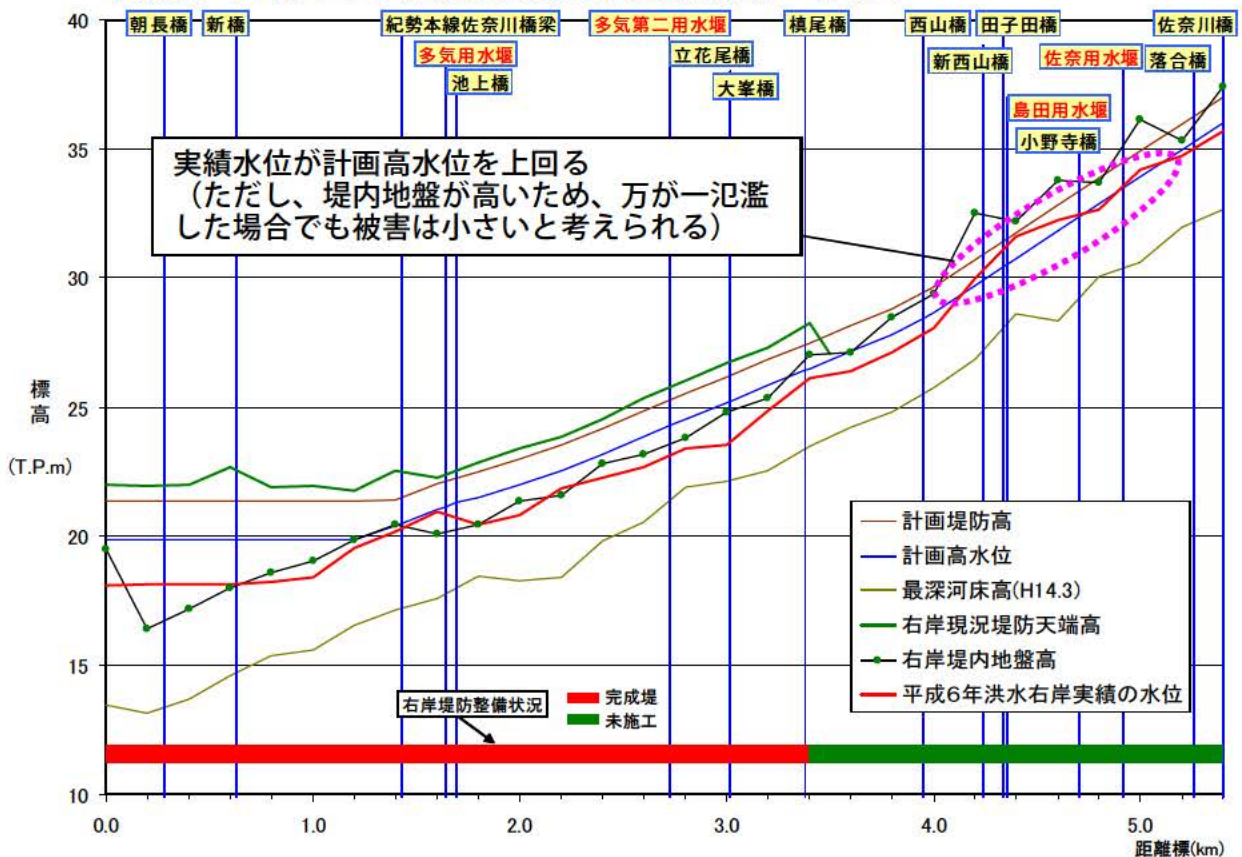


・田川計算水位縦断図（平成6年9月洪水相当流量流下時）＜右岸＞

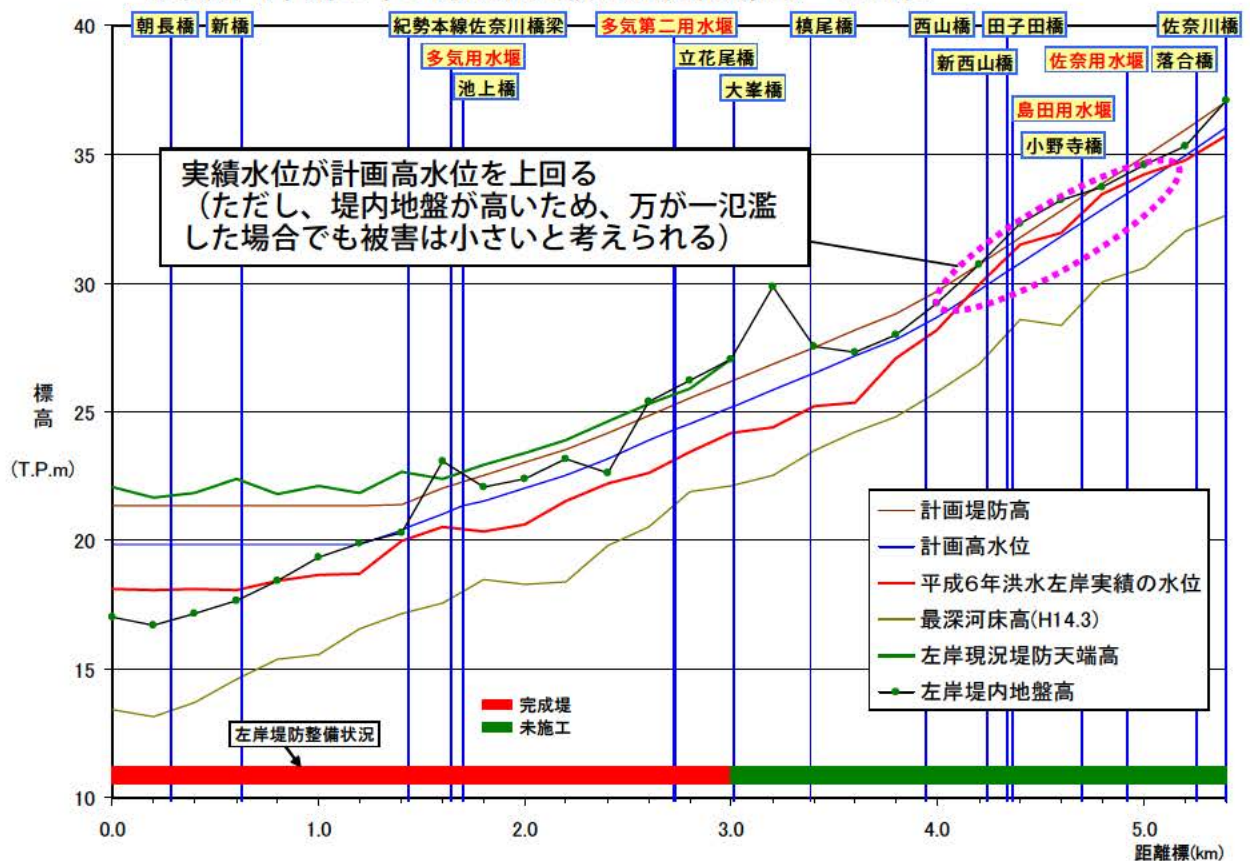
56



佐奈川（平成6年9月洪水実績の水位縦断図）＜右岸＞



佐奈川（平成6年9月洪水実績の水位縦断図）＜左岸＞





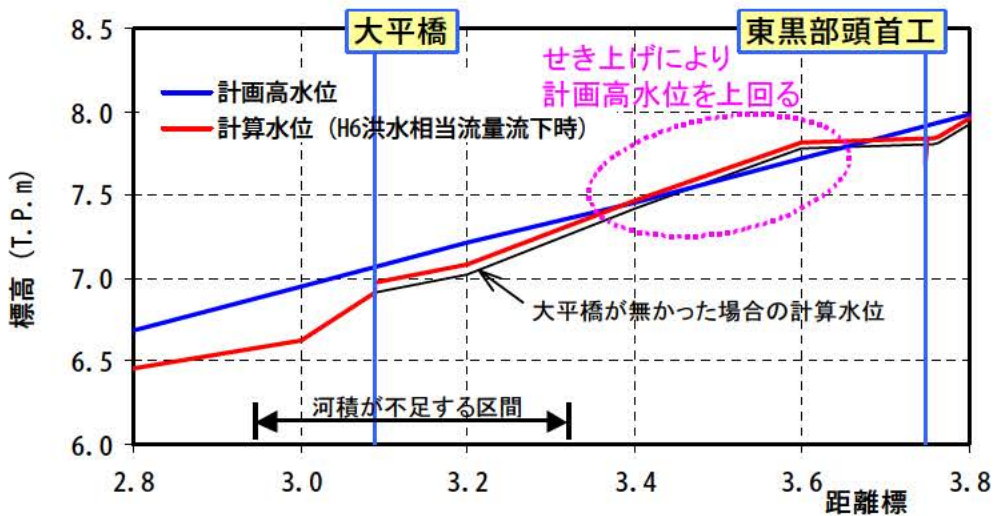
○ 大平橋付近の河積不足について

平成6年9月洪水相当流量<sup>\*</sup>を流下させた場合の計算水位が計画高水位を上回る。下流部では大平橋によるせき上げと広い高水敷や樹木群の影響である。

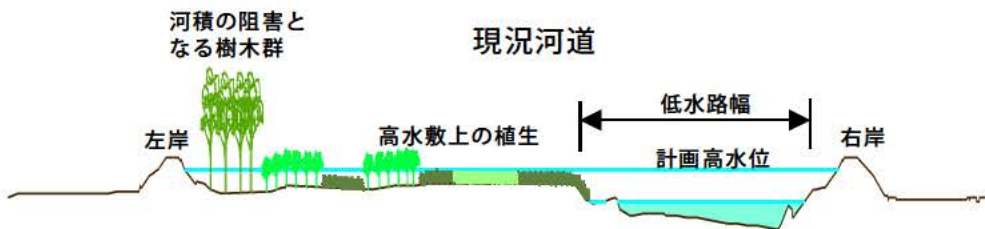
※蓮ダムの操作ルールを 350m<sup>3</sup>/s 一定量放流とした場合の推定流量

○大平橋付近

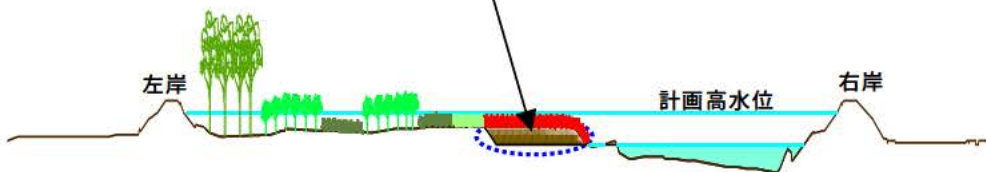
現況河道における大平橋付近の水位縦断



大平橋付近の横断面図 (3.2k)



洪水位を計画高水位以下まで低下させるために必要な河積。この分の河積が不足する。



※水際部の自然環境の保全が可能となるよう、平水位以上の掘削を想定

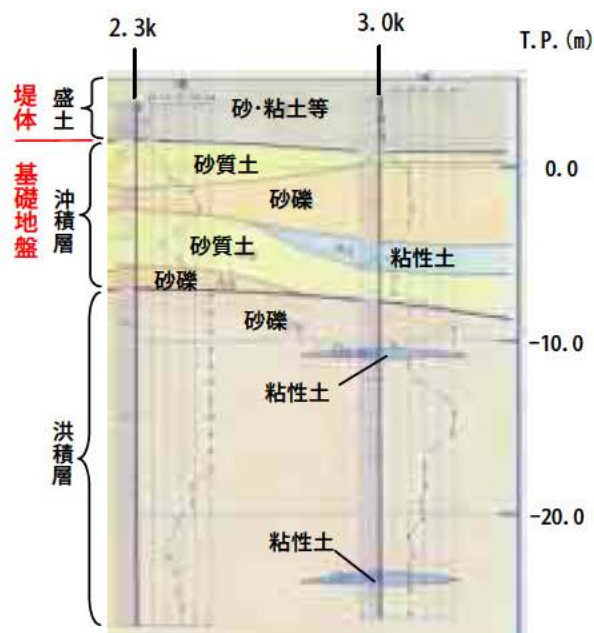
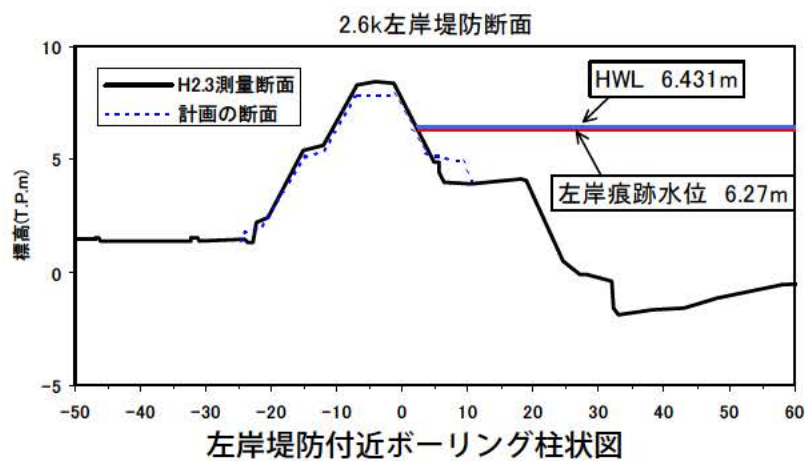


○ 平成6年洪水による漏水の原因

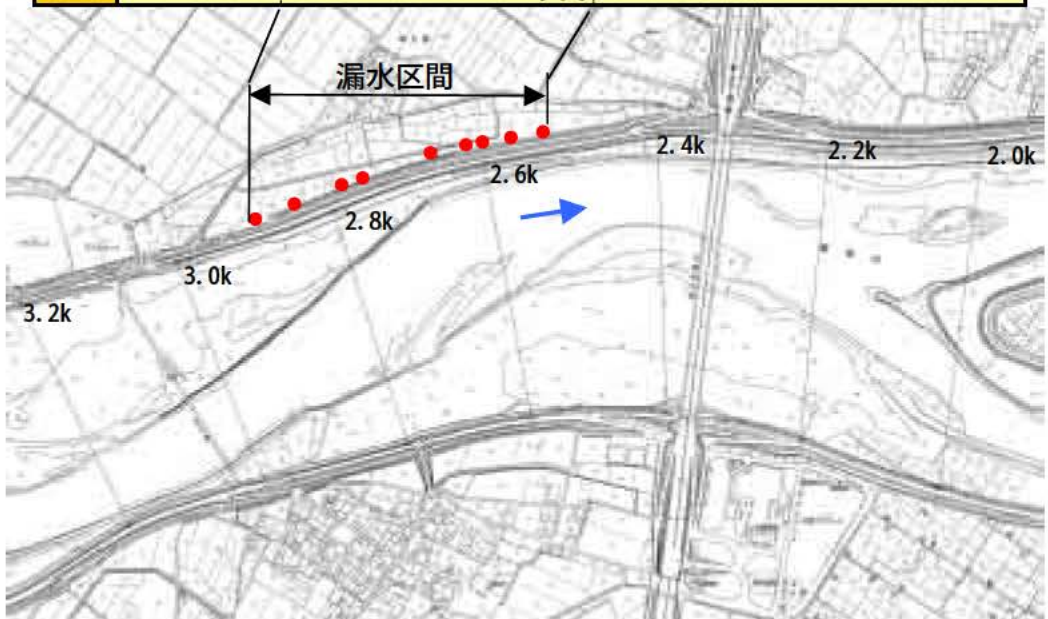
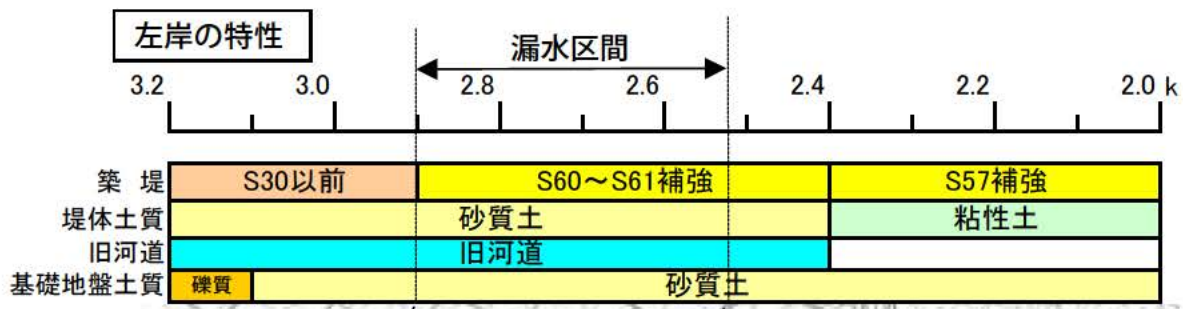
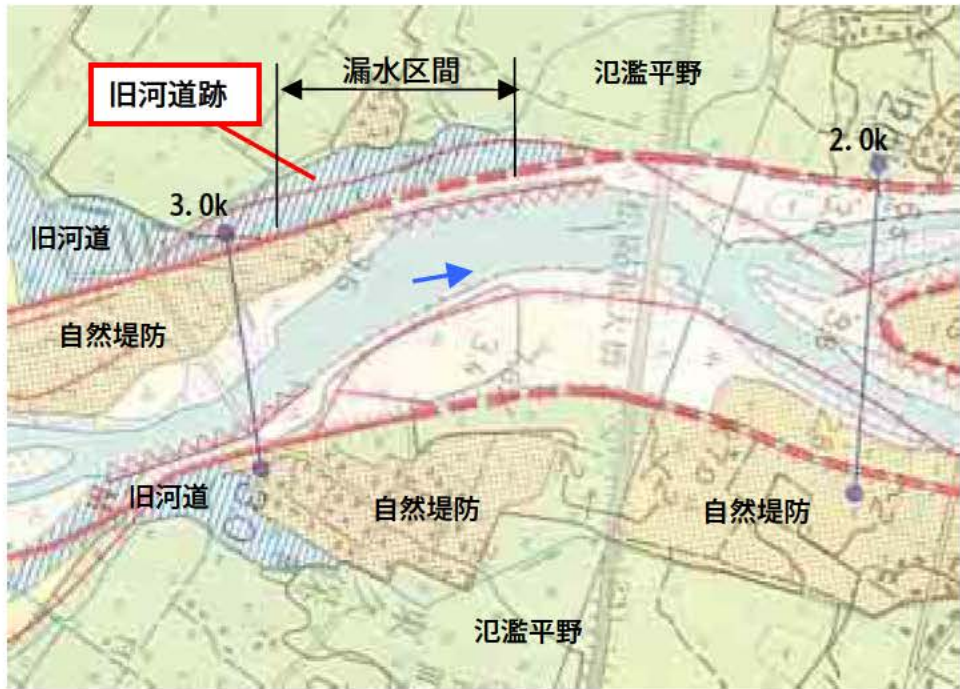
平成6年洪水において、堤防の基礎地盤からの漏水が起こっている。原因を推定すると、地質的には基礎地盤の地質が砂質土であること及び旧河道跡となっていること、地形的には堤内地盤高が河川水位に比べ低いこと、高水敷の幅が狭いことなど複合的に関係していると考えられる。現状においては漏水の発生箇所を事前に予測することは困難である。



漏水の状況 (2.6k 付近左岸)



治水地形分類図

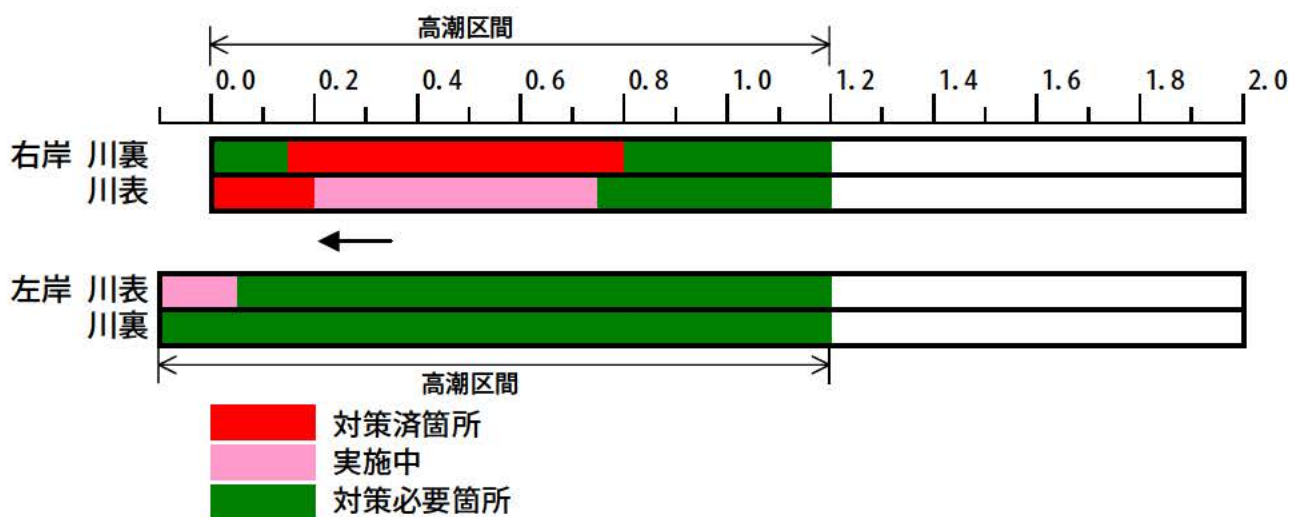




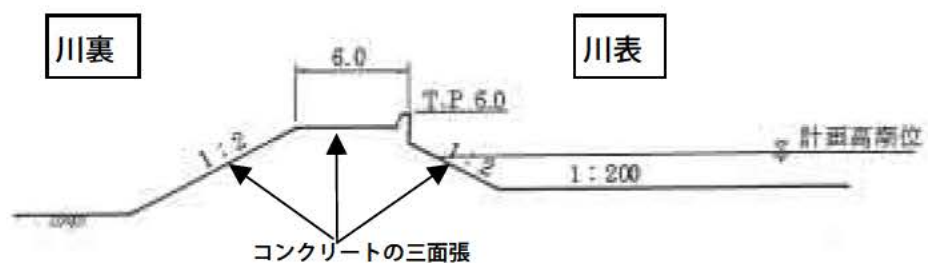


### 3.6 高潮対策

- 高潮は、台風等による気圧の低下と強風によって海水面が異常に高くなる現象で、昭和 28 年の台風 13 号では、高潮による甚大な被害を受けたことから、海岸災害防止事業として国が三重県から委託を受け高潮堤防を施工し概成させた。昭和 34 年の伊勢湾台風時には約 90%の進捗していたことから、高潮被害は少なかった。
- また、伊勢湾台風を契機に伊勢湾等高潮対策事業に着手し、昭和 38 年に県施行による高潮堤防が完成した。
- 昭和 63 年の工事実施基本計画の改定に伴い、堤防天端幅 6.0m、天端高 T.P. 6.0m の高潮堤防断面とし、現在、高潮堤防の必要な区間 (0.0k~1.2k) を、下流から事業を実施している。



高潮堤防の整備状況 (H14 年度末現在)



高潮堤防のイメージ

- ・堤防全面をコンクリートで覆い、越波しても破堤させない構造としている。

### 3.7 耐震対策

#### (1) 東南海、南海地震の概要

今世紀半ばまでの発生が危惧されている東南海、南海地震に対し、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、平成 15 年 7 月に施行された。平成 15 年 12 月には、三重県全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、大規模地震に対する早急な対策強化が求められている。

東海、東南海、南海地震が同時に発生した場合、・田川河口では最大 T.P 約 1.8m の津波が発生後 2 時間半程度で到達することが予測されている。

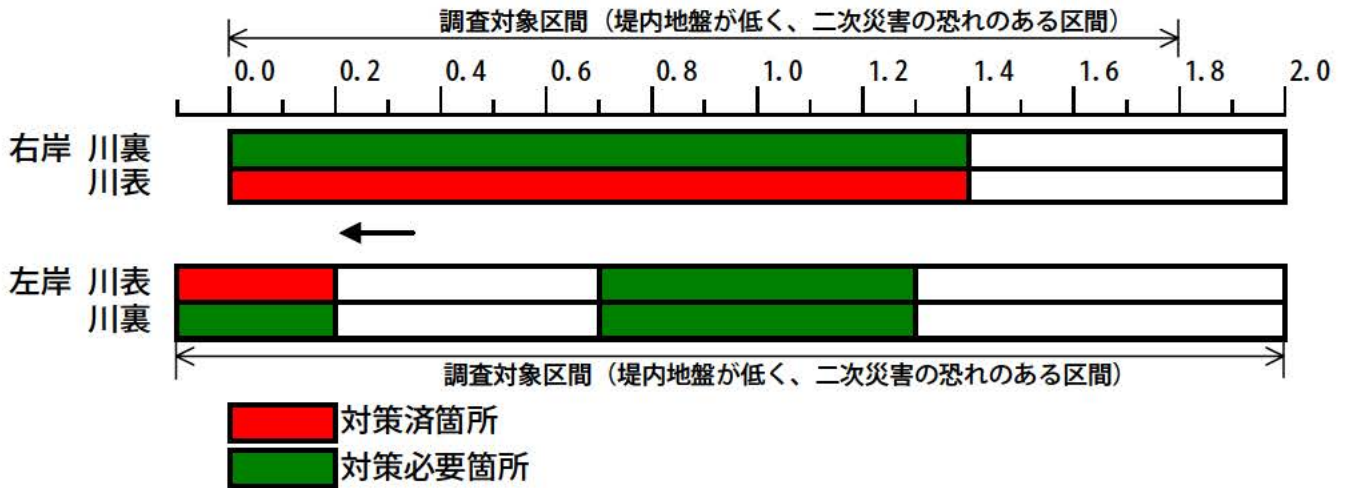


津波高:平成 15 年 10 月三重県発表

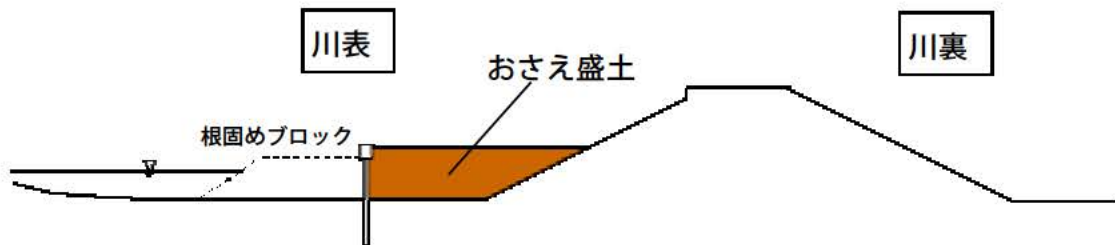
南海、東南海、東海地震が同時に発生した場合の最大津波高の予測

## (2) 河川堤防の耐震対策

○河口部付近では、堤内地盤高が低いため、平常時の河川水が地震により沈下した堤防を越水して二次災害を発生させる恐れのある区間があり、下記の区間においておさえ盛土等の耐震対策を行っているところである。



耐震対策の状況 (H14 年度末現在)



堤防の耐震対策のイメージ

- ・おさえ盛土は、地盤に働く上載荷重を増し、堤防を安定化させる。



松名瀬地区耐震対策



### (3) 蓮ダムの耐震性の現状

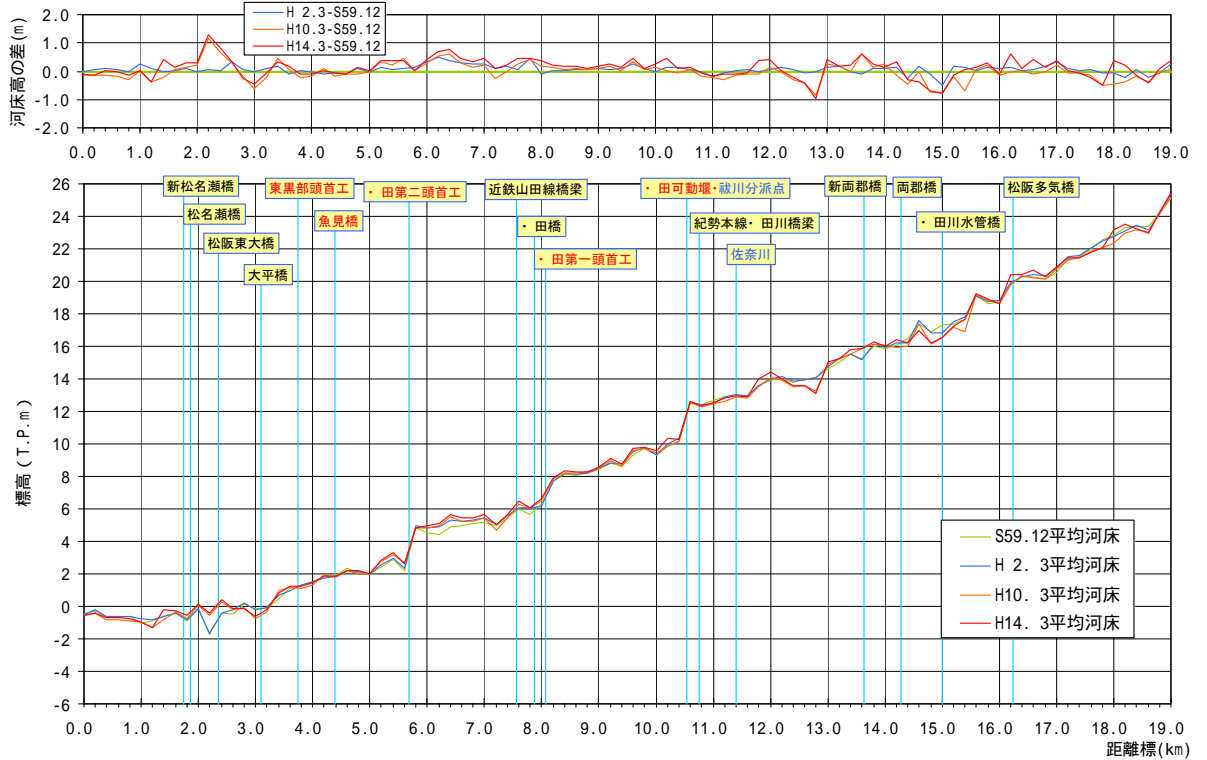
ダムの耐震設計は、ダムの位置とダム形式別に設計震度が決められている。蓮ダムは強震帯地域に位置し、重力式コンクリートダムの設計震度は0.12～0.15を目安とすることとされているが、蓮ダムでは0.15を採用しており、地震に対して十分な安全性を確保できるよう設計している。

我が国では、地震により大きな損傷を受けたダムの事例は無く、阪神淡路大地震(M=7.2)においても、ダムの安全性に関わる被害は発生していない。なお、建設省(現国土交通省)が平成7年に設置した「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」において、現行基準で大地震に対する耐震性は確保されているとの結論が得られている。

### 3.8 土砂動態

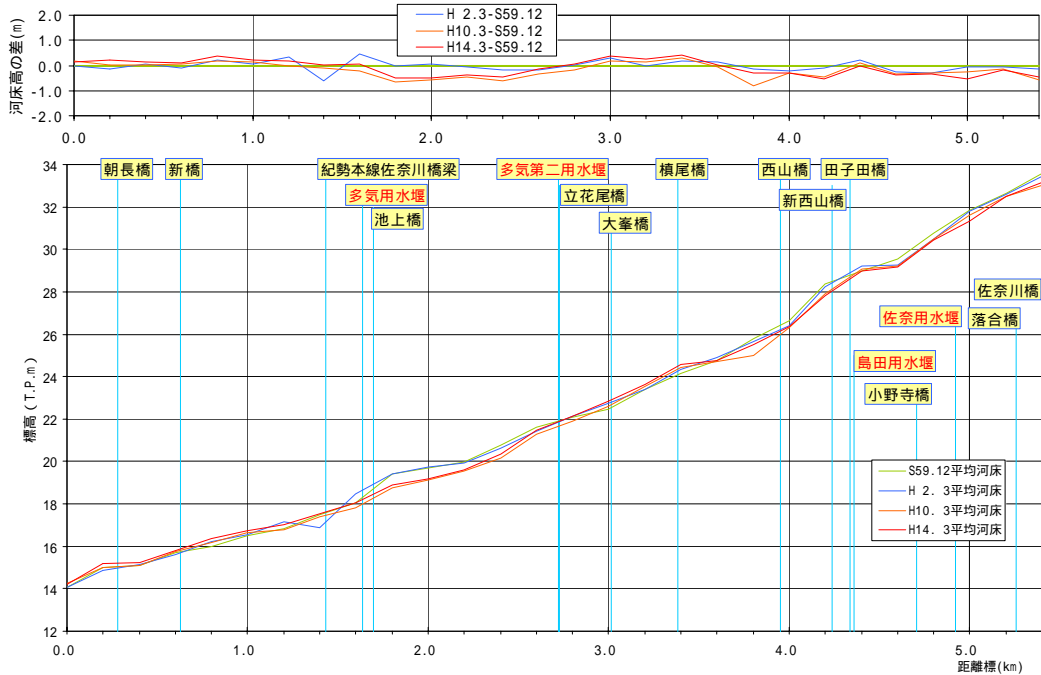
#### (1) 河床の状況

櫛田川下流部の大臣管理区間の昭和 59 年から平成 14 年までの平均河床高は、概ね安定している。



・ 田川 平均河床高縦断面図

佐奈川の昭和 59 年から平成 14 年までの平均河床高は、概ね安定している。



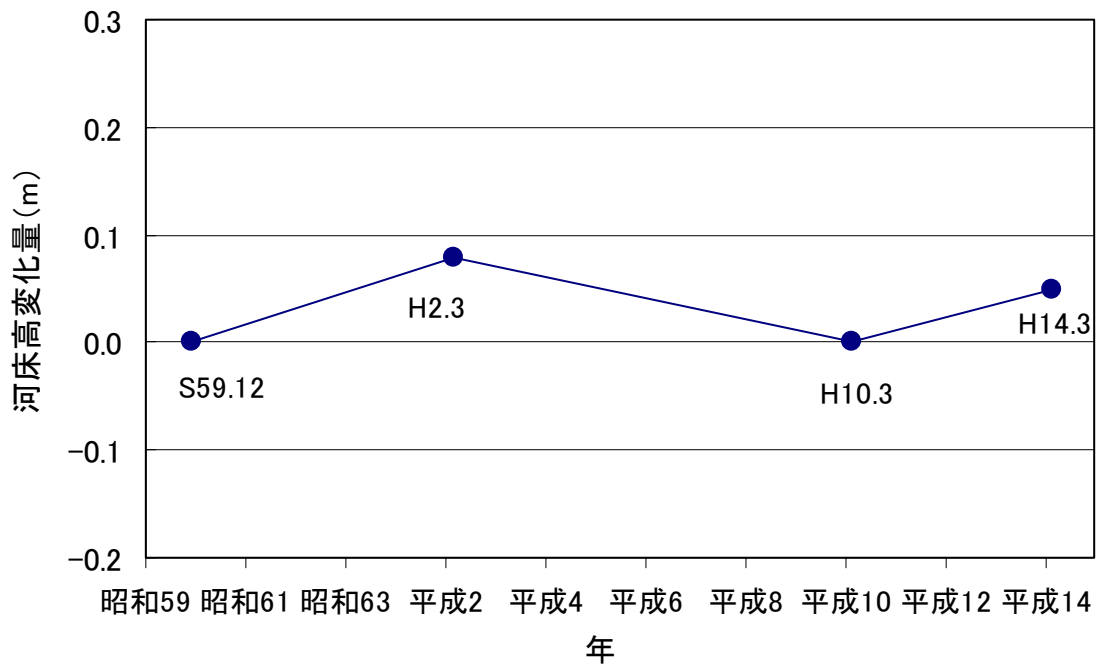
佐奈川 平均河床高縦断面図

## (2) 河床高変化量

櫛田川における大臣管理区間の横断測量データを基に算出した平均的な河床高変化量を下図に示した。

河床高変化量は増減を繰り返し、変化の幅は約±0.1m以内となっており、大きな変化はみられない。

・ 田川における大臣管理区間 (0.0k ~ 19.0k) の河床高変化量



平成2年: 9月20日洪水(両郡橋 $3,410\text{m}^3/\text{s}$ )  
(平成元年蓮ダム試験湛水開始)  
平成3年: 蓮ダム完成  
平成6年: 9月洪水(両郡橋 $3,750\text{m}^3/\text{s}$ )

使用横断測量データ  
・ 昭和59年12月測量  
・ 平成2年3月測量  
・ 平成10年3月測量  
・ 平成14年3月測量





#### (4) 干潟の経年変化

河口部干潟の砂州は、昭和 22～47 年の間には発達と衰退を繰り返していたが、その後は局所的な消長はあるものの、全体としては安定している。



河口部干潟

昭和22年(1947)



昭和47年(1972)



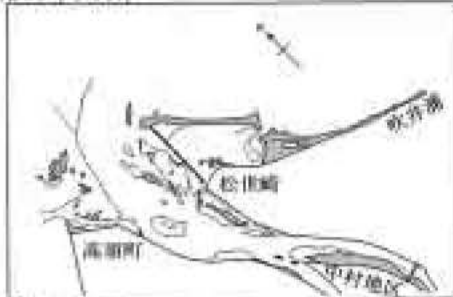
昭和27年(1952)



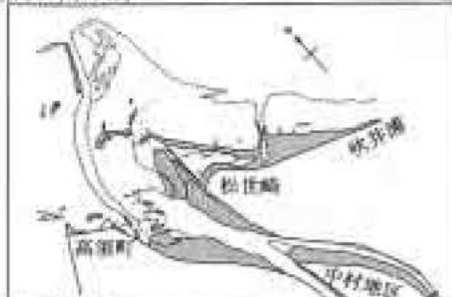
昭和57年(1982)



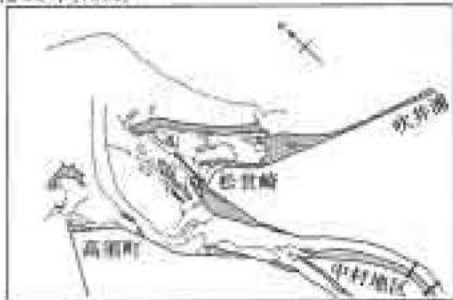
昭和36年(1961)



昭和60年(1985)



昭和38年(1963)



平成2年(1990)



昭和39年(1964)



平成7年(1995)



・田川河口部地形の経年変化

※航空写真より作成





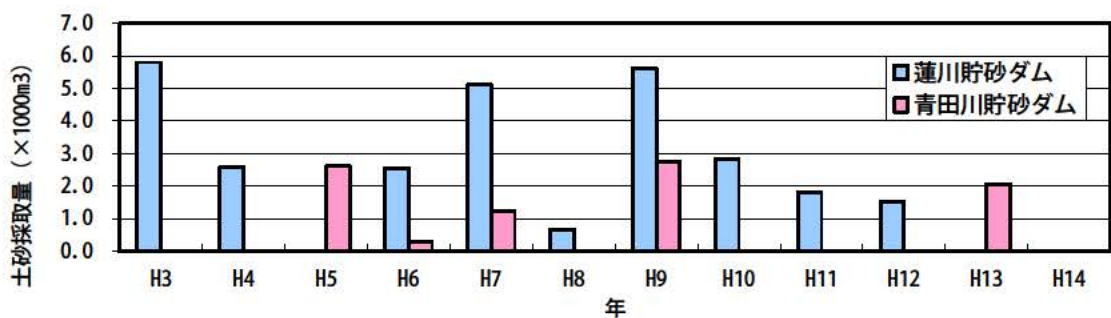
### (5) 蓮ダムの堆砂対策

○蓮ダムでは、<sup>おおだ</sup>青田川と蓮川に貯砂ダムを設けて、貯水池への土砂の流入を抑制している。貯砂ダムには、年間平均約4千m<sup>3</sup>程度が堆積し砂利採取を行っている。

蓮ダムの堆砂率は、現在、計画堆砂量320万m<sup>3</sup>に対しほぼ0%となっている。



貯砂ダム位置図



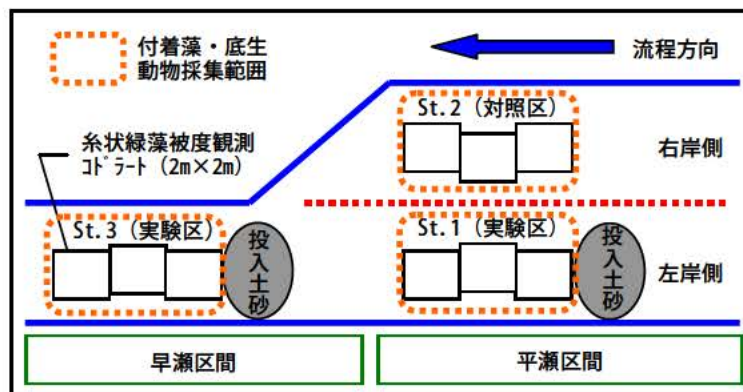
貯砂ダムにおける土砂採取量実績

○蓮ダム下流の土砂投入

蓮ダム下流においては、上流からの供給土砂量が減少したことにより、河床のアーマーコート化（細粒な砂や小型の礫が流され、粗粒の礫だけが残り河床が低下する現象）やアユの餌環境に影響を与える糸状緑藻類の発生といった問題が生じており、平成14年度に上流貯砂ダムの土砂を蓮ダム下流に投入する対策を試験的に実施した。

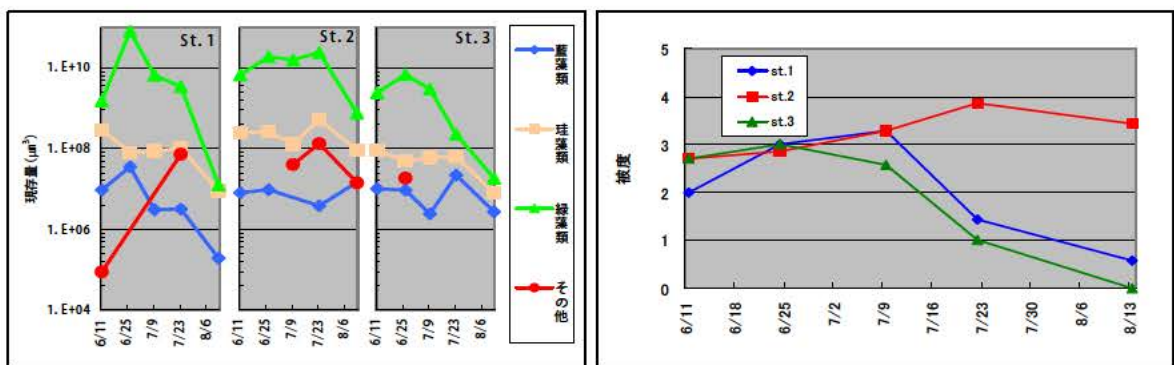


投入土砂影響把握調査範囲図



蓮ダム直下に設定した実験区の模式図

土砂投入実験結果は、下図のとおり投入土砂による糸状緑藻類の抑止効果が確認された。



付着藻類現存量の推移

糸状緑藻類の被度※1調査結果

※1 被度：設置したコドラート内における糸状緑藻類の占める割合  
 (被度 1: 1/10 以下、2: 1/10~1/4、3: 1/4~1/2、4: 1/2~3/4、5: 3/4 以上)

(土砂投入による河床の変化)

投入土砂影響把握調査実験区(St.3)に設けた場所(投入土砂より下流15m)の河床の状況を見ると、写真左は土砂投入前(H14.6.11)の河床で、大部分を糸状緑藻類が占めている状態であった。写真右は土砂投入後6週間後の(H14.7.22)の河床で、投入された細かな礫が流下し糸状緑藻類を覆い、糸状緑藻類が減少するという効果がみられた。

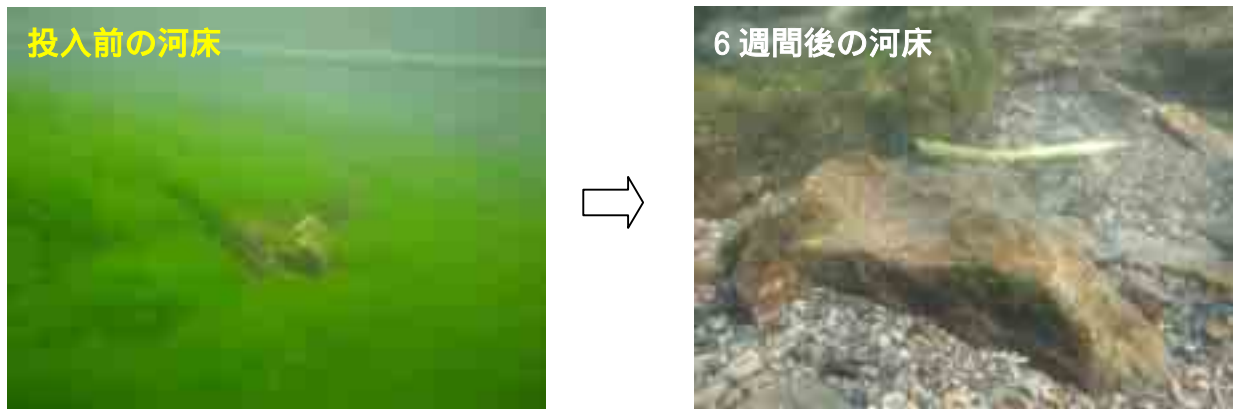


写真 土砂投入による効果(St.3 土砂投入点下流15mの河床の変化)

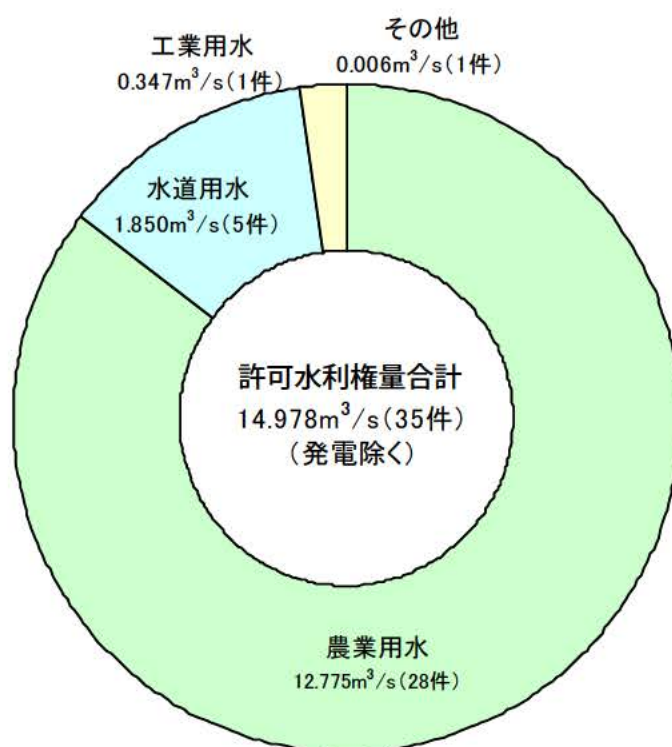


## 4 水利用の状況

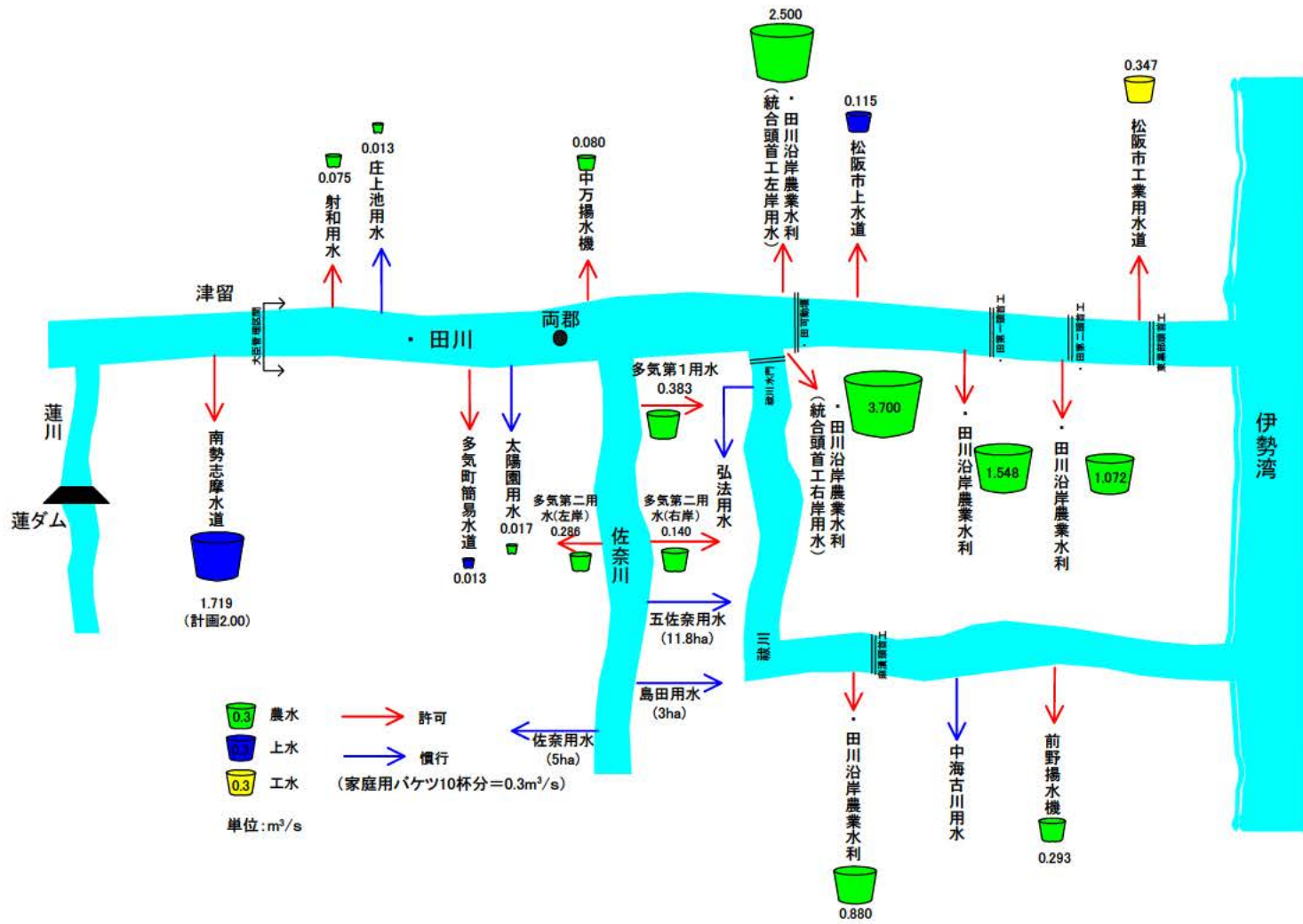
### 4.1 水利用状況

#### (1) 水利権の状況

- 櫛田川流域内の発電を除く水利権量は、合計で $14.978\text{m}^3/\text{s}$ である。
- 水利権は、かんがい用水が117件、上水が5件、工水1件、発電が5件、その他1件、計129件である。
- 流域の農業用水は許可水利で約 $12.8\text{m}^3/\text{sec}$ で、かんがい面積は許可・慣行合わせて約4,450haである。大臣管理区間で、約2,720ha(61%)、県管理区間で約1,730ha(39%)である。  
両郡橋下流の農業用水の水利権量は、最大で $10.073\text{m}^3/\text{s}$ (祓川含む)で、農業用水として多くの利用がなされている。
- 水道用水は、松阪市に $0.115\text{m}^3/\text{s}$ 、多気町に $0.013\text{m}^3/\text{s}$ 等が供給されている。また、蓮ダムからは中南勢地区の水道用水として現在 $1.719\text{m}^3/\text{s}$ を供給している。
- 工業用水は松阪市の臨海の工業地帯に $0.347\text{m}^3/\text{s}$ が供給されている。
- 発電は、宮前発電所をはじめとする5箇所の発電所があり、最大取水量 $22.746\text{m}^3/\text{s}$ を利用して最大出力9,970kWの電力供給がされている。



流域内の水利権の状況(平成15年3月現在)

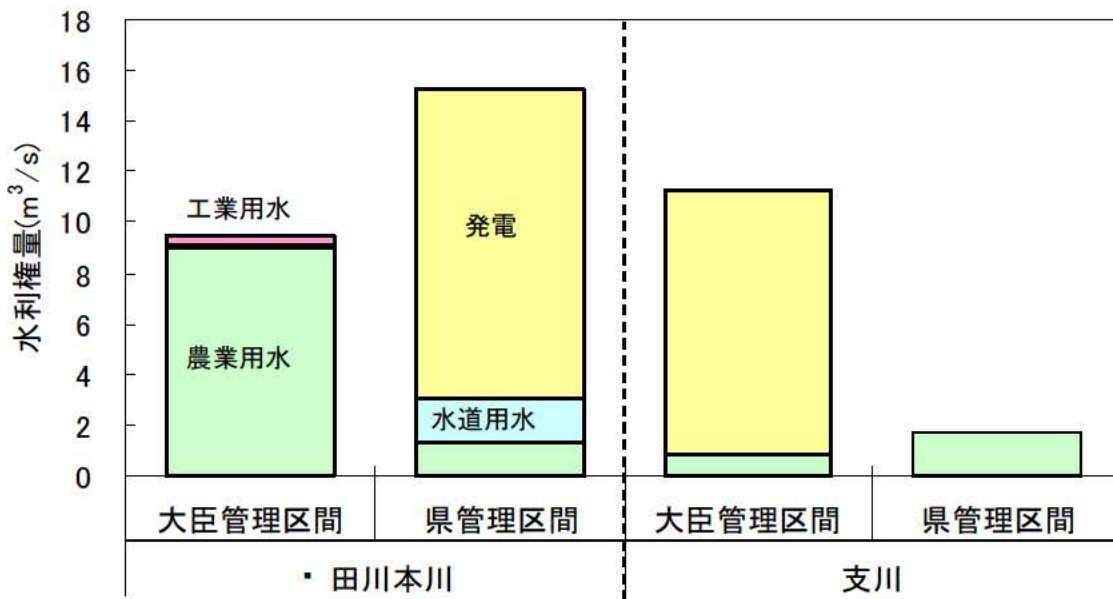


下流部の水利用の状況

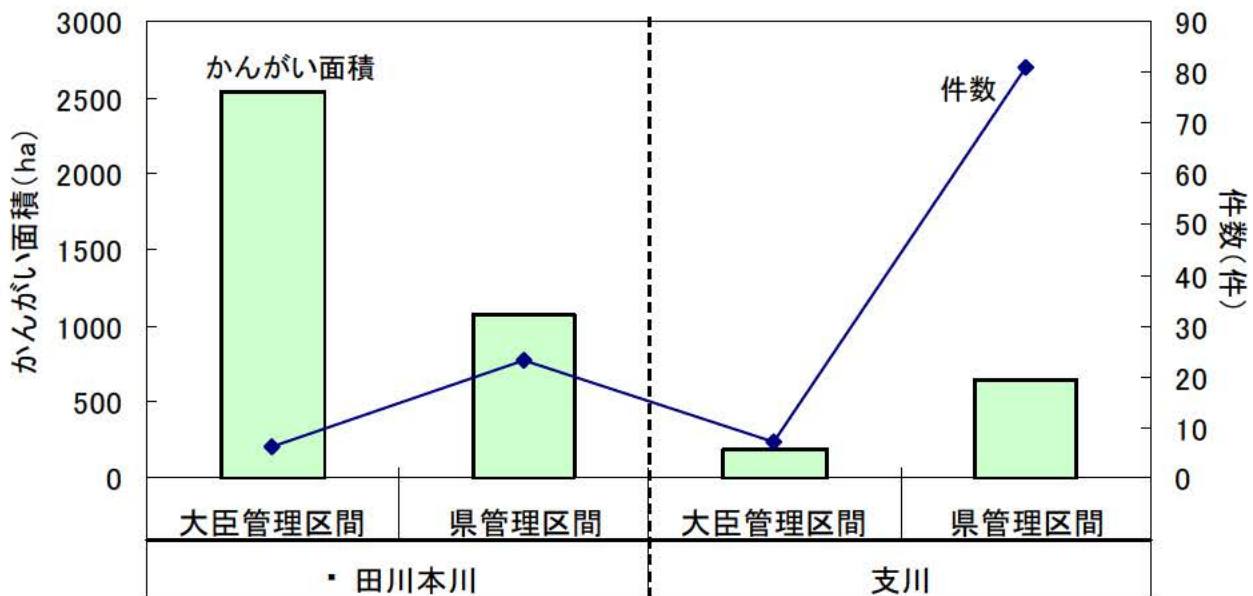
櫛田川水系の水利権

| 河川名         |        | 農業用水      |       |                                | 水道用水       |       | 工業用水  |    | 発電用水                           |        | その他                            |    |                                |  |
|-------------|--------|-----------|-------|--------------------------------|------------|-------|-------|----|--------------------------------|--------|--------------------------------|----|--------------------------------|--|
|             |        | 許可<br>慣行別 | 件数    | 最大取水量<br>(m <sup>3</sup> /sec) | 面積<br>(ha) | 件数    | 最大取水量 | 件数 | 最大取水量<br>(m <sup>3</sup> /sec) | 件数     | 最大取水量<br>(m <sup>3</sup> /sec) | 件数 | 最大取水量<br>(m <sup>3</sup> /sec) |  |
| ・ 田川本川      | 大臣管理区間 | 許可        | 5     | 8.975                          | 2532.2     | 2     | 0.128 | 1  | 0.347                          |        |                                |    |                                |  |
|             |        | 慣行        | 1     | —                              | 3.5        |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 県管理区間  | 許可        | 12    | 1.32274                        | 238.6      | 3     | 1.722 |    |                                | 3      | 12.246                         | 1  | 0.006                          |  |
|             |        | 慣行        | 11    | —                              | 832.94     |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
| 直轄管理区間を含む支川 | 佐奈川    | 大臣管理区間    | 許可    | 2                              | 0.809      | 154   |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        |           | 慣行    | 4                              | —          | 21.8  |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        | 県管理区間     | 許可    |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        |           | 慣行    | 9                              | —          | 32.48 |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 祓川     | 大臣管理区間    | 許可    |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        |           | 慣行    | 1                              | —          | 7.7   |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        | 県管理区間     | 許可    | 2                              | 1.173      | 328.4 |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        |           | 慣行    | 1                              | —          | 5     |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 蓮川     | 大臣管理区間    | 許可    |                                |            |       |       |    |                                | 1      | 9.000                          |    |                                |  |
|             |        |           | 慣行    |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        | 県管理区間     | 許可    |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        |           | 慣行    | 2                              | —          | 29.8  |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
| 青田川         | 大臣管理区間 | 許可        |       |                                |            |       |       |    | 1                              | 1.500  |                                |    |                                |  |
|             |        | 慣行        |       |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 県管理区間  | 許可        |       |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        | 慣行        |       |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
| その他支川       | 大臣管理区間 | 許可        |       |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        | 慣行        |       |                                |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 県管理区間  | 許可        | 7     | 0.495                          | 142.6      |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             |        | 慣行        | 60    | —                              | 116.28     |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
| 支川          | 許可     | 11        | 2.477 | 625                            |            |       |       |    | 2                              | 10.500 |                                |    |                                |  |
|             | 慣行     | 77        | —     | 213.06                         |            |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 計      | 88        | 2.477 | 838.06                         |            |       |       |    | 2                              | 10.500 |                                |    |                                |  |
| 水系合計        | 大臣管理区間 | 許可        | 7     | 9.784                          | 2686.2     | 2     | 0.128 | 1  | 0.347                          | 2      | 10.500                         |    |                                |  |
|             |        | 慣行        | 6     | —                              | 33         |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 県管理区間  | 許可        | 21    | 2.99074                        | 709.6      | 3     | 1.722 |    |                                | 3      | 12.246                         | 1  | 0.006                          |  |
|             |        | 慣行        | 83    | —                              | 1016.5     |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |
|             | 合計     | 許可        | 28    | 12.77474                       | 3395.8     | 5     | 1.85  | 1  | 0.347                          | 5      | 22.746                         | 1  | 0.006                          |  |
|             |        | 慣行        | 89    | —                              | 1049.5     |       |       |    |                                |        |                                |    |                                |  |





櫛田川水系の目的別水利権量（許可水利権のみ）



櫛田川水系の農業用水の件数とかんがい面積（許可、慣行）

## 4.2 水利用の経緯

### (1) 水利用の経緯

櫛田川の水利用は、古くは奈良時代から行われており、大井手井堰（現：櫛田可動堰）は奈良時代から平安時代に建設されたと伝えられる。江戸時代から明治時代にかけては、櫛田川下流部で本川筋7箇所、祓川筋11箇所の取水堰があったが、土地改良事業により堰の統合が行われ、現在にいたっている。

上水道としては、昭和37年から、松阪市で櫛田川からの取水を行っているほか、飯高町、飯南町、多気町での取水が行われている。また、蓮ダムを水源とした南勢志摩水道事業が昭和60年から、三重県によって行われている。

工業用水道は、昭和38年に松阪工業用水道が一部給水をはじめ、現在は7社7工場に最大38,500m<sup>3</sup>/日の工業用水を送っている。

櫛田川の発電開発は明治時代から行われている。櫛田川本川の3箇所の発電所は、いずれも大正時代に建設されたものであり、地域の産業や生活を支える基盤であった。

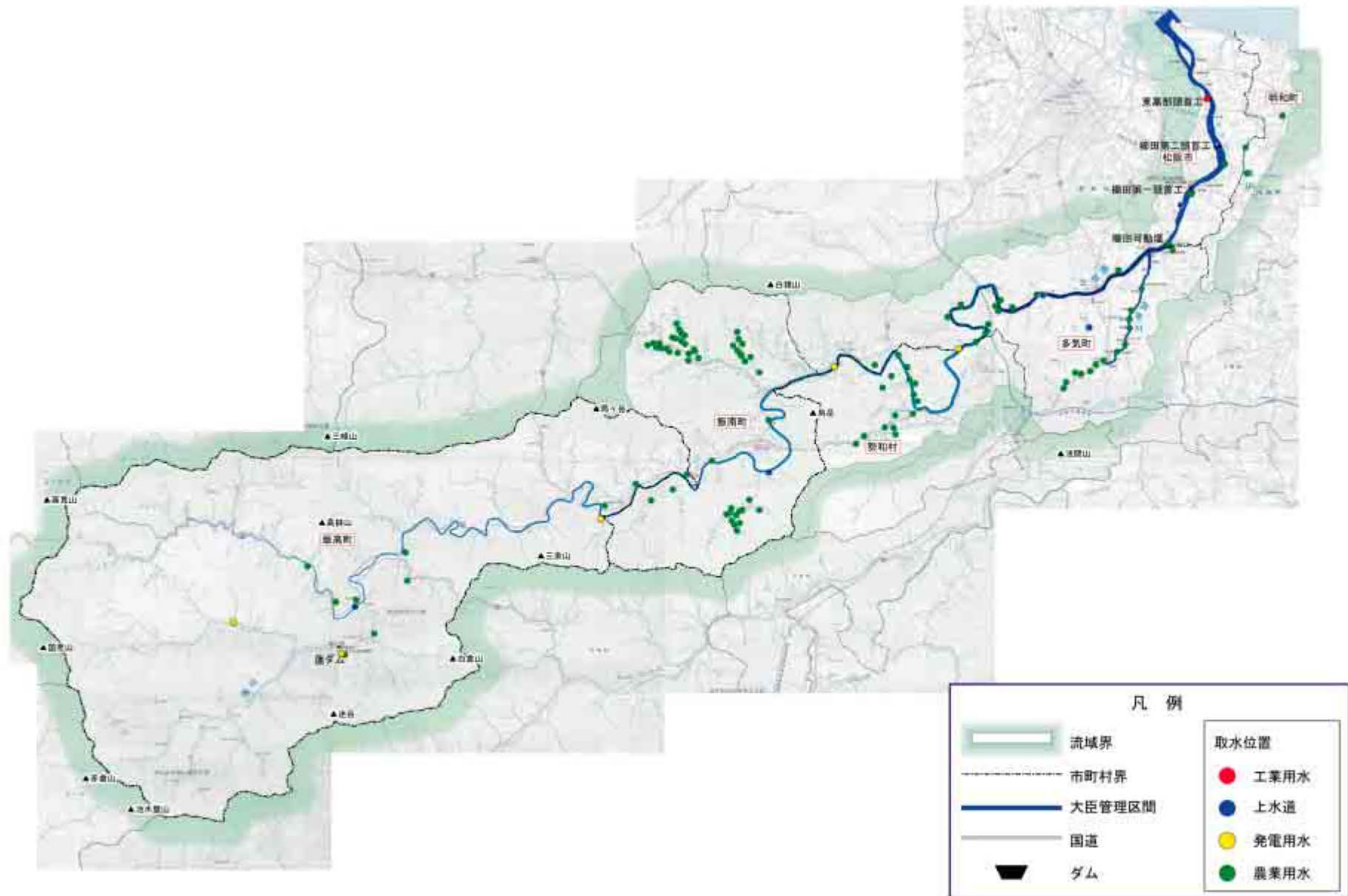
櫛田川水系の水利用の経緯

|   | 明治以前                                | 明治   | 大正   | 昭和  | 平成   |
|---|-------------------------------------|--|--|---|--|
| <b>利水事業</b><br>緑は農業用水<br>青は上水道<br>赤は工業用水道<br>橙は発電 | ●大井手井堰建設(奈良～平安時代)<br>●立梅用水完成(1823年) | ●櫛田川筋と萩川筋との間で「分水条約書」締結(1893)<br>●津留地点から取水する扇形発電所完成(1904) | ●立梅用水路を利用して波多瀬発電所完成(1921)<br>●宮前発電所完成(1921)<br>●下出江発電所完成(1922) | ●県営櫛田川萩川農業用水改良事業に着手(1951)<br>●櫛田川頭首工完成(1955)<br>●櫛田川頭首工可動化完成(1968)<br>●県営櫛田川萩川農業用水改良事業完了(1972)<br>●松阪市で上水道事業着手(1950)<br>●松阪市上水道、櫛田川から取水開始(1962)<br>●松阪工業用水道給水開始(1953)<br>●扇形発電所廃止(1961) | ●道ダム竣工(1991)<br>●南勢水道全部給水開始(1999)<br>●道発電所完成(1991)<br>●青田発電所完成(1995) |
| <b>洪水等</b>  |                                     |  | ●台風で立梅井堰流出(1919)   |   | ●洪水により第1次節水まで実施(1994)<br>●洪水により第2次節水まで実施(1996)                       |

(出典: 沿川市町村役場 HP 及び市史・町史、水土里ネット・立梅用水事務所 HP、三重県企業庁 HP、三重県企業庁「三重の工業用水道」、中部電力パンフレット、三重県良書出版会「三重の水力発電」、夕刊三重新聞社「櫛田川」他)

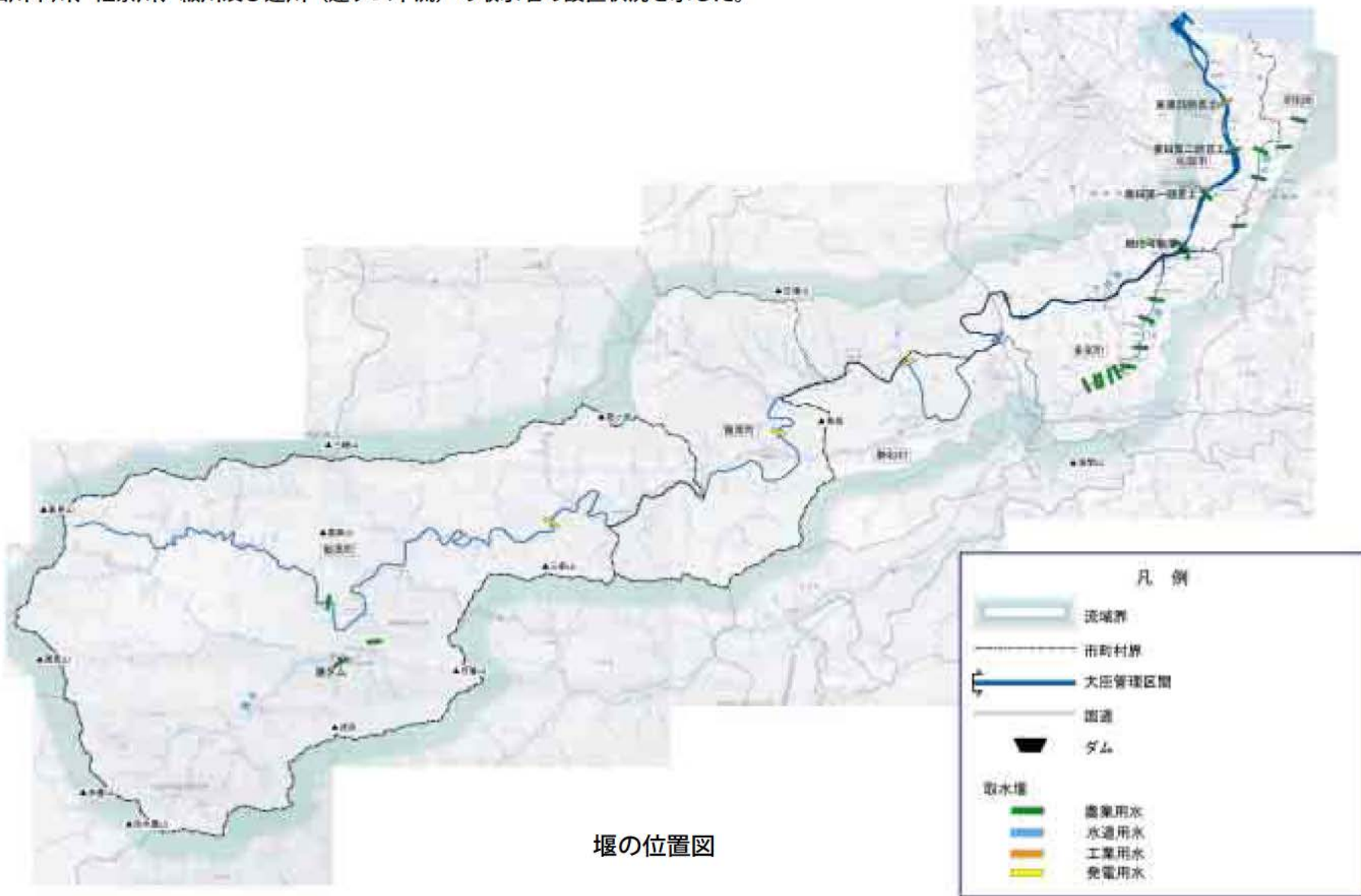


○流域の取水地点の位置図



○櫛田川本川、佐奈川、祓川及び蓮川（蓮ダム下流）の取水堰の設置状況を示した。

81



堰の位置図

## 2) 主な水利用の概要

### 1) 主な農業用水

#### 櫛田川沿岸農業水利

##### 内容

|      |   |
|------|---|
| 受益面積 | 2,736.2ha (松阪市1,824.9ha、明和町911.3ha)   |
| 取水量  | 統合頭首工 最大6.200m <sup>3</sup> /s (1,138.4ha)<br>第一頭首工 最大1.548 m <sup>3</sup> /s (840.1ha)<br>第二頭首工 最大1.072 m <sup>3</sup> /s (407.0ha)<br>麻漬頭首工 最大0.880 m <sup>3</sup> /s (350.7ha) |
| 水路延長 | 46,517.74m  |

### ○経緯

| 年               | 経緯  |
|-----------------|---|
| 奈良時代～平安時代       | 大井手井堰(現櫛田可動堰)建設   |
| 1893年(明治26年4月)  | 櫛田川筋と祓川筋との間で「分水条約書」締結                                     |
| 1951年(昭和26年4月)  | 県営櫛田川祓川農業用水改良事業に着手<br>櫛田川筋7箇所、祓川筋11箇所の井堰を櫛田川筋3箇所、祓川筋1箇所統合 |
| 1955年(昭和30年)    | 櫛田川頭首工完成  |
| 1964年(昭和39年10月) | 櫛田川頭首工可動化着手   |
| 1969年(昭和44年3月)  | 櫛田川頭首工可動化(櫛田可動堰)完成  |
| 1972年(昭和47年3月)  | 県営櫛田川祓川農業用水改良事業が完了  |

(出典：・田川沿岸農業水利事業パンフレット、夕刊三重新聞社「・田川」)

### 事業区域図



(出典：・田川沿岸農業水利事業パンフレット)

## 立梅用水

### 内容

|         |  |
|---------|--|
| ・取水量    | 発電用4.175m <sup>3</sup> /s・かんがい用3.277m <sup>3</sup> /s（慣行水利権） |
| ・かんがい面積 | 470ha（勢和村5地区・多気町8地区）   |
| ・水路延長   | 本流28km・支流1km   |
| ・発電     | ・中部電力（最大出力800kW）   |

### 経緯

| 年               | 経緯   |
|-----------------|--|
| 1808年（文化5年1月）   | 丹生村地土西村彦左衛門、庄屋長谷川周八立梅用水開設を發起する。  |
| 1820年（文政3年2月）   | 紀州藩直属工事に着手。  |
| 1823年（文政6年3月）   | 立梅用水完成<br>工事費12,600余両、人夫247,000余人<br>延長7里20余町（約30km）開田面積160余町（約160ha）<br>（最初の井堰は、現在の飯南町桜橋下流約180mに設置する）                     |
| 1905年（明治38年3月）  | 立梅井堰普通水利組合設立   |
| 1919年（大正8年9月）   | 台風により井堰全壊流失  |
| 1920年（大正9年3月）   | 三重共同電力会社（現 中部電力）と毎年6月10日から110間のかんがい期間を除き、発電用水路として使用する契約締結  |
| 1921年（大正10年4月）  | 400m程下流に井堰を新設、石張コンクリート造り<br>（現在使用の井堰）  |
| 1951年（昭和26年4月）  | 県営立梅用水改良事業着工<br>（波多瀬地内から古江地内まで18,000m）   |
| 1952年（昭和27年5月）  | 法改正により立梅用水土地改良区と組織変更・認可  |
| 1971年（昭和46年5月）  | 県営立梅用水改良事業竣工<br>立梅隧道1,100m、古江隧道847m、コンクリート開渠16,099m、総工費31,490万円  |
| 1988年（昭和63年4月）  | 県営かんがい排水事業（勢和地区）着工   |
| 1995年（平成7年3月）   | 県営かんがい排水事業（勢和地区）竣工<br>丹生地区3,559m<br>波多瀬名古屋地区988m<br>朝柄排水路613m<br>丹生ほ場整備事業内の立梅用水工事3,143m<br>これらの事業完成により全線三方コンクリートの恒久的施設となる。 |
| 1995年（平成7年4月）   | 農業用河川応急対策事業（立梅地区）着工<br>（工事概要）立梅井堰補強、取水施設、水路トンネルの抜本的改良  |
| 1998年（平成10年12月） | 地域用水機能増進事業（着工）   |
| 2000年（平成12年3月）  | 農業用河川応急対策事業（立梅地区）竣工  |
| 2000年（平成12年4月）  | 「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業、農林省、文部省に登録   |
| 2001年（平成13年7月）  | 立梅井堰・空石積の築堤・素掘りのトンネル（3）・切り通し計6件、勢和村文化財指定となる。   |

（出典：水土里ネット・立梅用水事務所 HP）



# 立梅用水位置図



(出典：勢和村立梅用水土地改良区(みんなの立梅用水しおり))

## 2) 上水道

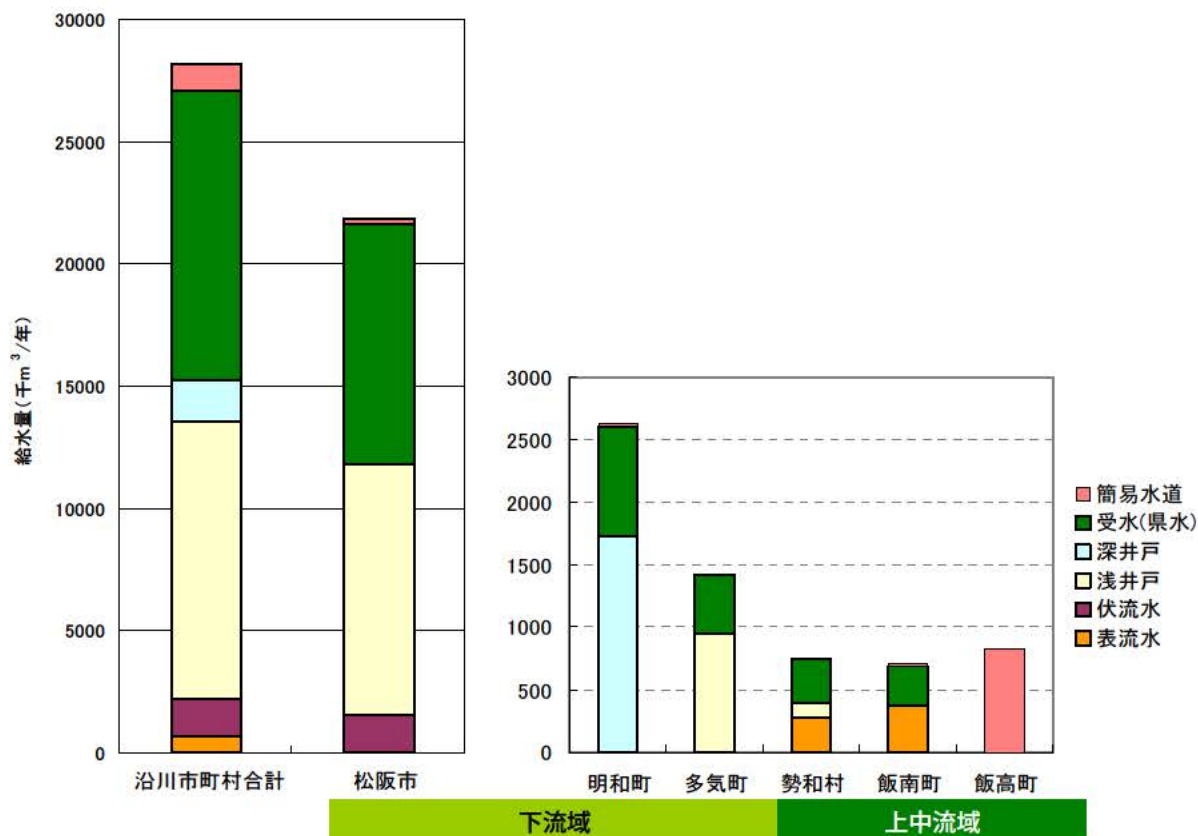
### 水道事業の経緯

|      |      | 地域の事項        | 松阪市                                 | 多気町               | 明和町          | 勢和村                | 飯南町            | 飯高町          |
|------|------|--------------|-------------------------------------|-------------------|--------------|--------------------|----------------|--------------|
| 1950 | 昭和25 |              | 上水道事業着工                             |                   |              |                    |                |              |
| 1951 | 昭和26 |              | 井村水源が給水開始                           |                   |              |                    |                |              |
| 1955 | 昭和30 |              |                                     |                   |              |                    | 魚瀬に最初の簡易水道が完成  |              |
| 1956 | 昭和31 |              |                                     |                   |              | 波多瀬に最初の簡易水道完成      |                |              |
| 1959 | 昭和34 |              | 上水道第1期拡張工事着工                        |                   |              |                    |                |              |
| 1960 | 昭和35 |              | 上水道第2期拡張工事(・田水源地天王山配水池新設)着工         |                   |              |                    |                |              |
| 1962 | 昭和37 |              | 井村、春日水源閉鎖                           | 相可・津田地区に最初の簡易水道完成 |              |                    |                |              |
| 1966 | 昭和41 |              | 上水道第3期拡張工事(第一水源増設)着工                |                   |              |                    |                |              |
| 1969 | 昭和44 |              |                                     |                   |              |                    |                | 宮前に最初の簡易水道完成 |
| 1970 | 昭和45 |              | 上水道第4期拡張工事(久保山高所配水池新設)着工            |                   |              |                    |                |              |
| 1972 | 昭和47 |              |                                     |                   |              |                    | 相津簡易水道完成       |              |
| 1973 | 昭和48 |              | 上水道第5期拡張工事(清水町第二水源、中部大配水塔、天王山配水塔)着工 |                   |              |                    |                |              |
| 1974 | 昭和49 | 蓮ダム建設事業着手    | 第二水源地完成                             |                   |              |                    |                |              |
| 1983 | 昭和58 |              |                                     | 広域水道町全域に給水開始      |              |                    |                |              |
| 1985 | 昭和60 | 南勢志摩水道暫定給水開始 |                                     |                   | 広域化促進上水道事業着工 | 出江簡易水道完成(水道施設全村完成) |                |              |
| 1987 | 昭和62 | 南勢志摩水道一部給水開始 | 南勢志摩水道給水開始                          | 県企業庁南勢志摩水道多気浄水場完成 | 南勢志摩水道給水開始   | 統合簡易水道事業着工         | 南勢志摩水道給水開始     |              |
| 1988 | 昭和63 |              |                                     |                   |              |                    |                | 西部簡易水道完成     |
| 1989 | 平成元  | 蓮ダム堰水開始      |                                     |                   |              | 南勢志摩水道給水開始         |                |              |
| 1991 | 平成3  | 蓮ダム竣工        |                                     | 南勢志摩水道給水開始        | 広域化促進上水道事業完成 |                    |                |              |
| 1993 | 平成5  |              |                                     |                   |              |                    | 中央簡易水道統合整備事業完了 |              |
| 1999 | 平成11 | 南勢志摩水道全部給水開始 |                                     |                   |              |                    |                |              |

(出典：沿川市町村役場 HP、市史・町史、三重県企業庁資料)

○沿川市町村の取水内訳は簡易水道 100%の飯高町を除いて、各市町村ともに、県水（南勢志摩水道からの受水分）が約 3 割から 4 割である。

○市町村合計で南勢志摩水道の次に多い水源は、浅井戸で約 11,000 千 m<sup>3</sup>/年、次いで深井戸約 1,700 千 m<sup>3</sup>/年、伏流水、表流水の順である。



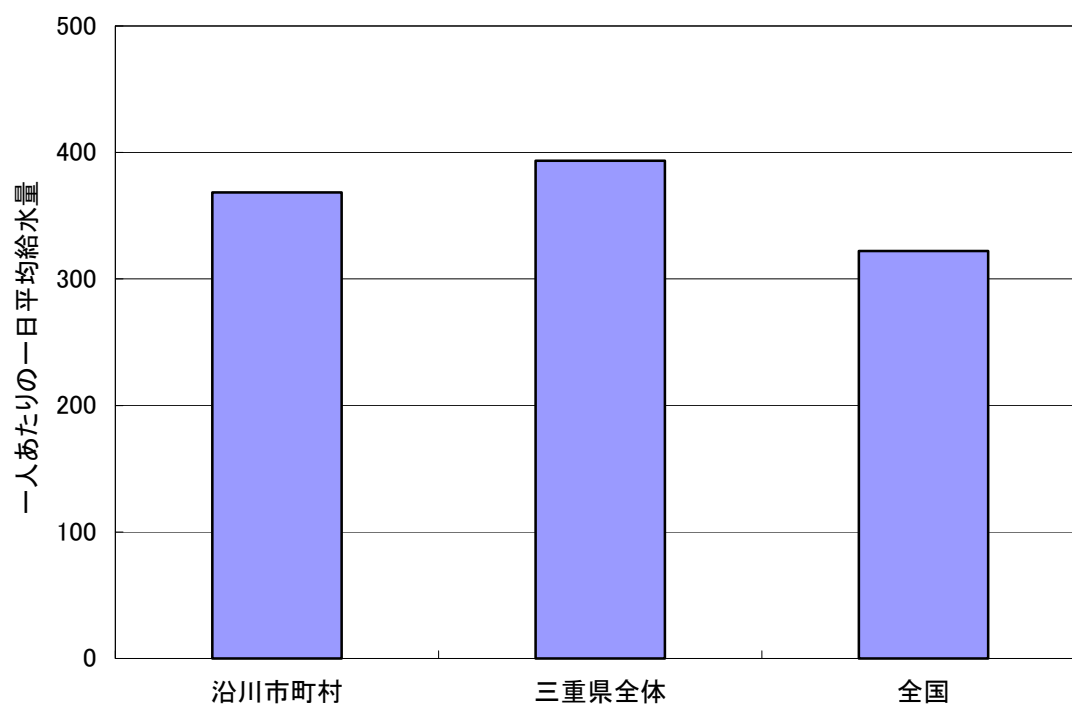
沿川市町村の水道水源と給水量 (平成 13 年)

(出典：三重県環境部水環境チーム「三重の水道概況 (H13)」)

※簡易水道

市町村の小規模な上水道。水道法で、給水人口が 101 人以上、5,000 人以下の地域に設置。

○沿川市町村の上水道の利用状況は、一人一日平均約 368 リットルで、全国平均値 322 リットルに比較して使用量が多い。



沿川市町村と三重県、全国の上水道利用状況（平成 13 年）

（出典：沿川市町村、三重県は「三重の水道概況(H13)；三重県環境部水環境チーム」、全国は国土交通省水資源部（H12））



### 3) 工業用水

松阪市の臨海部は、昭和30年代から活発に工場の立地が進み、工業用水の需要が増えたことから、昭和36年に三重県により松阪工業用水道の建設に着手され、昭和38年10月から14,000m<sup>3</sup>/日の給水を開始した。その後、水需要の増加にともない、3回の拡張工事を経て、現在38,500m<sup>3</sup>/日の給水能力を備えている。

現在三重県では、4件の工業用水道事業が運営されており、給水能力は北伊勢工業用水道について松阪工業用水道が多く、7社7工場に給水している。

| 年               | 経緯                                |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1961年（昭和36年）    | 松阪工業用水道工事に着手。                     |
| 1963年（昭和38年10月） | 14,000m <sup>3</sup> /日で一部給水を開始。  |
| 1988年（昭和63年4月）  | 38,500 m <sup>3</sup> /日で全部給水を開始。 |

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 事業名                       | 松阪工業用水道 |
| 給水区域                      | 松阪市     |
| 水源                        | 櫛田川     |
| 給水能力 (m <sup>3</sup> /日)  | 38,500  |
| 契約給水量 (m <sup>3</sup> /日) | 38,500  |



(出典：三重県企業庁「みえの工業用水道」)

#### 4) 発電 経緯

| 年               | 経緯   |
|-----------------|--|
| 1903年（明治36年12月） | 松阪水力電気株式会社創立。  |
| 1904年（明治37年10月） | 松阪水力電気株式会社により、津留地点から取水する鍬形発電所完成  |
| 1919年（大正8年9月）   | 台風により立梅井堰全壊流失  |
| 1920年（大正9年3月）   | 井堰再築に当たり、三重共同電力会社（現 中部電力）と毎年6月10日から110間のかんがい期間を除き、発電用水路として使用する契約締結（波多瀬発電所） |
| 1921年（大正10年11月） | 波多瀬発電所完成   |
| 1921年（大正10年12月） | 伊勢電気鉄道株式会社により、宮前発電所完成  |
| 1922年（大正11年3月）  | 松阪水力電気株式会社により、下出江発電所完成   |
| 1922年（大正11年5月）  | 松阪水力電気株式会社、三重合同電気株式会社に社名変更<br>宮前発電所が三重合同電気株式会社に移管                          |
| 1961年（昭和36年10月） | 鍬形発電所廃止  |
| 1979年（昭和54年10月） | 宮前発電所改修工事実施  |
| 1984年（昭和59年11月） | 波多瀬発電所改修工事実施   |
| 1985年（昭和60年11月） | 下出江発電所改修工事実施   |
| 1990年（平成2年4月）   | 三重県企業庁により、蓮発電所の一部運転開始  |
| 1991年（平成3年3月）   | 三重県企業庁により、蓮発電所の営業運転を開始   |
| 1995年（平成7年10月）  | 三重県企業庁により、青田発電所の営業運転を開始  |

（出典：中部電力パンフレット、三重県良書出版会「三重の水力発電」、三重県企業庁HP）

#### 発電所施設概要

| 河川名         | 発電所名   | 取水位置           | 取水量<br>(m <sup>3</sup> /s) | 最大出力<br>(kW) | 落差 (m)                   | 運用開始年            |
|-------------|--------|----------------|----------------------------|--------------|--------------------------|------------------|
| 櫛田川         | 宮前発電所  | 飯高町赤桶          | 3.896                      | 830          | 28.57                    | T11.2            |
|             | 波多瀬発電所 | 飯南町立梅          | 4.175                      | 800          | 25.76                    | T10.12           |
|             | 下出江発電所 | 勢和村下出江         | 4.175                      | 740          | 22.42                    | T11.5            |
| 蓮川          | 蓮発電所   | 蓮ダム            | 9.0                        | 4,800        | (1号機) 67.4<br>(2号機) 67.3 | H2.4<br>(一部運転開始) |
| 青田川、<br>菅谷川 | 青田発電所  | (青田川)<br>(菅谷川) | 1.500<br>0.510             | 2,800        | 224.3                    | H7.10            |



・田川の水力発電所位置図

## 4.3 河川流量の状況

### (1) 河川流況

両郡橋地点の近年の流況は平成 3 年～平成 12 年の 10 ヶ年平均で、豊水流量 14.4m<sup>3</sup>/s、平水流量 7.7m<sup>3</sup>/s、低水流量 4.7m<sup>3</sup>/s、渇水流量 2.8m<sup>3</sup>/s、年平均流量 18.5m<sup>3</sup>/s 程度である。

両郡橋地点実績流況

| 地点名             |  | 豊水流量  | 平水流量 | 低水流量 | 渇水流量 | 最小流量 | 年平均流量 |
|-----------------|--|-------|------|------|------|------|-------|
| 両郡橋<br>(H3～H12) | 流量<br>(m <sup>3</sup> /s)                      | 14.35 | 7.70 | 4.66 | 2.77 | 1.95 | 18.47 |
|                 | 比流量<br>(m <sup>3</sup> /s・100km <sup>2</sup> ) | 3.79  | 2.03 | 1.23 | 0.73 | 0.51 | 4.88  |
| 全国平均<br>(H3～12) | 比流量<br>(m <sup>3</sup> /s・100km <sup>2</sup> ) | 5.12  | 2.92 | 1.89 | 1.06 | 0.67 | 5.06  |

豊水流量：年間 365 日のうち、95 日はこれを下回らない流量

（大きい方からおよそ 25%に相当する流量）

平水流量：年間 365 日のうち、185 日はこれを下回らない流量

（大きい方からおよそ 50%に相当する流量）

低水流量：年間 365 日のうち、275 日はこれを下回らない流量

（大きい方からおよそ 75%に相当する流量）

渇水流量：年間 365 日のうち、355 日はこれを下回らない流量

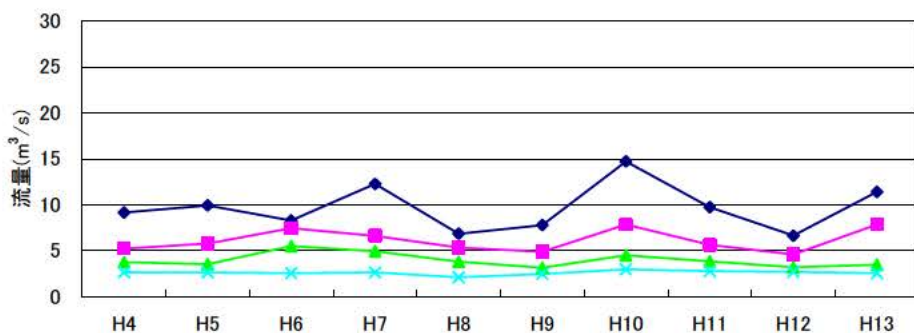
（大きい方からおよそ 97%に相当する流量）

## (2) 流況の変動

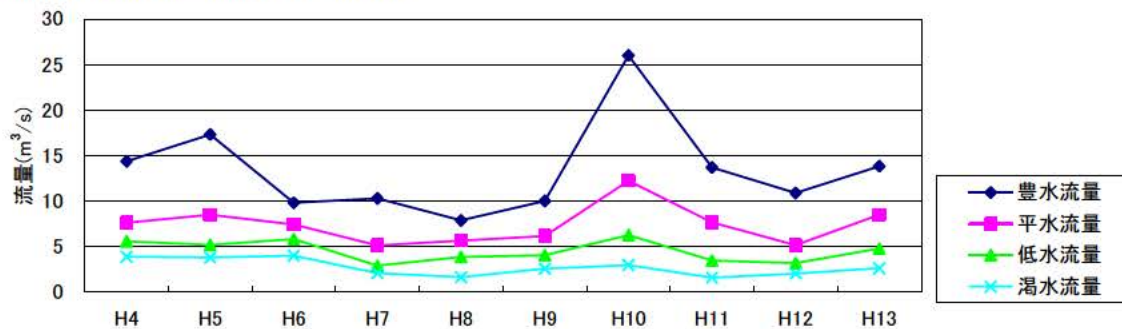
### ①地点別の流況の変動

- 櫛田川の中流部（田引地点）、下流部（両郡地点）の、過去10カ年における流況の変動を示した。
- 田引地点は、濁水流量は2.1~3.0m<sup>3</sup>/s程度、低水流量は3.1~5.5m<sup>3</sup>/sで推移している。
- 両郡地点は、濁水流量は1.6~4.0m<sup>3</sup>/s、低水流量は2.9~5.6m<sup>3</sup>/sで推移している。

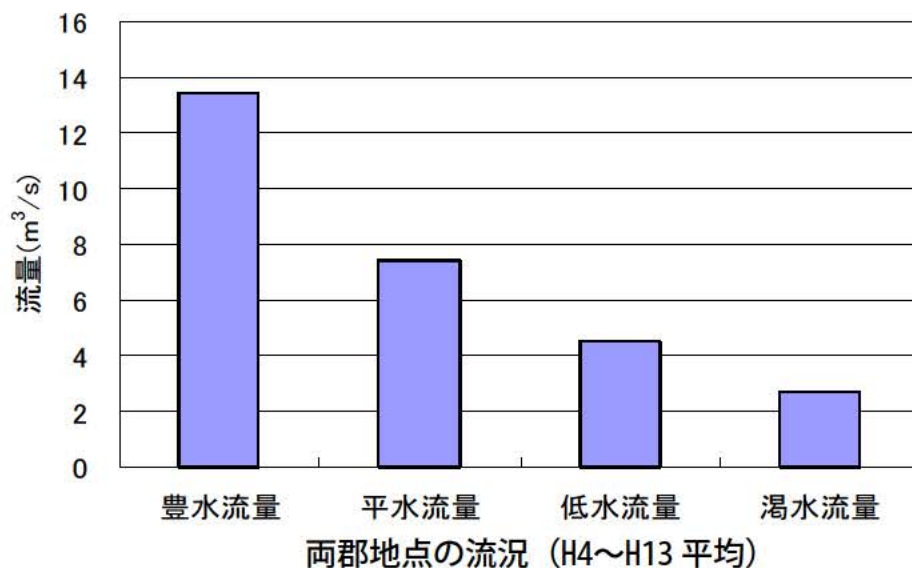
#### ●田引地点（流域面積209.8km<sup>2</sup>）



#### ●両郡地点（流域面積378.9km<sup>2</sup>）

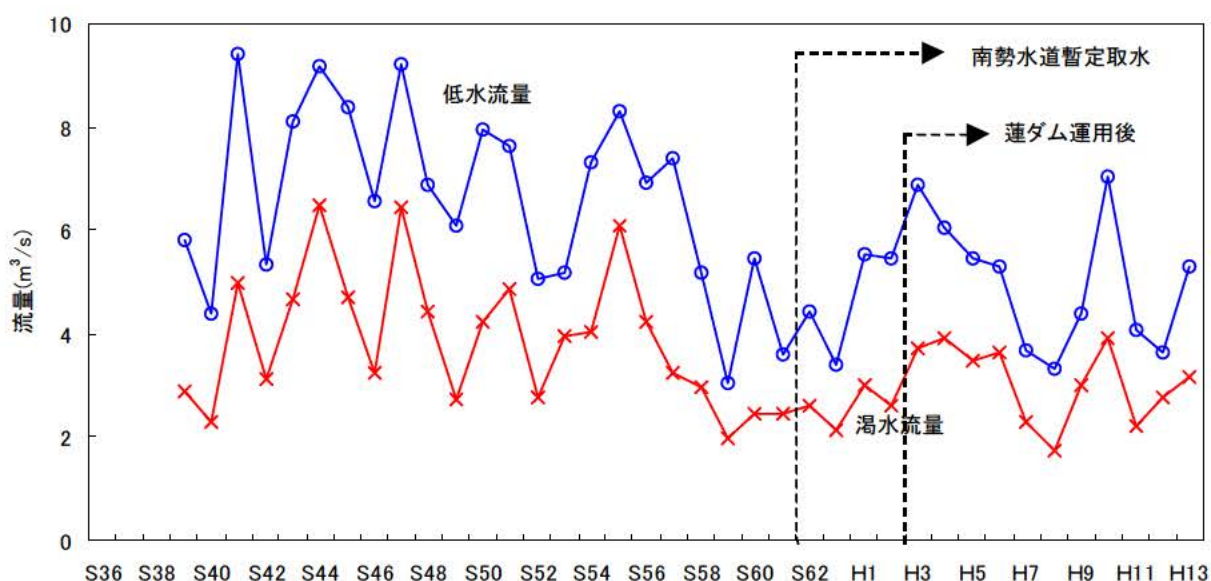
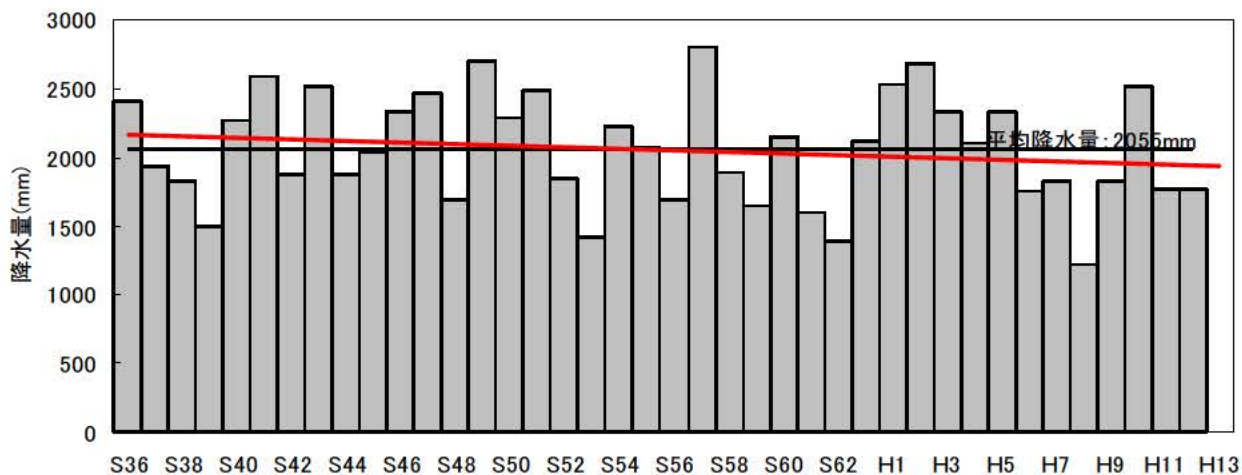


流況の年変動（平成4～13年）





- 両郡橋地点の低水流量、渇水流量は、降水量の減少の傾向に合わせて年々減少傾向にある。
- 平成 6 年及び 8 年には渇水となり、取水制限が行われた。



### 流域平均年降水量と両郡橋地点流況(自然流況)の関係

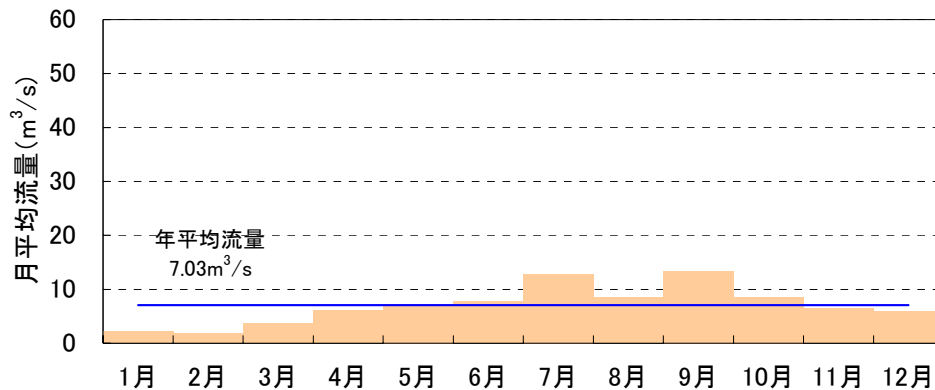
(昭和 62 年以降、南勢水道の暫定取水が行われていること、平成 3 年以降は、蓮ダムの運用が行われていることから、これらの影響を除外して流況を算出した。)

## 流量の季節変動

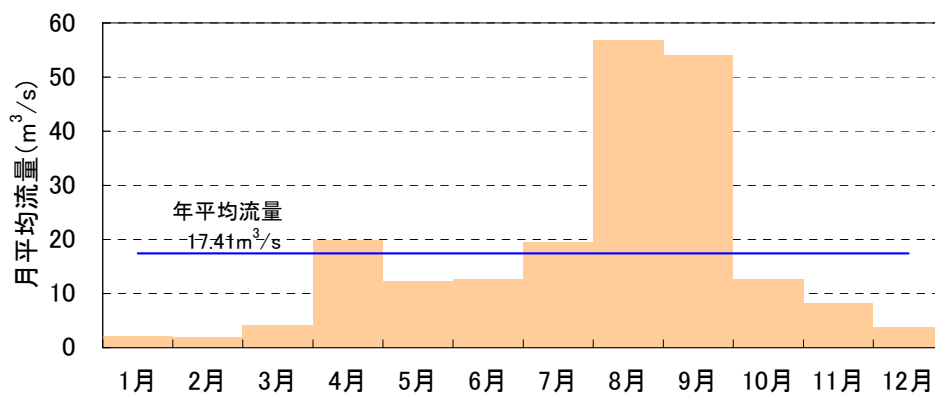
渇水年（平成8年）及び平水年（平成11年）の月別の平均流量を示した。

渇水年、平水年ともに、12～3月の流量は少なく、4月以降増加し、8～9月の台風期に最大となっている。

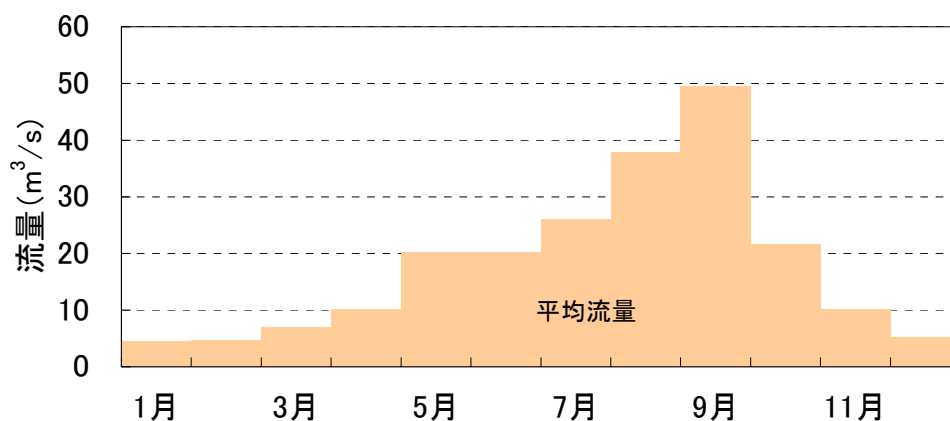
渇水年（平成8年）



平水年（平成11年）



平成4～13年 月別平均流量



渇水年及び平水年の流況の季節変動（両郡地点）

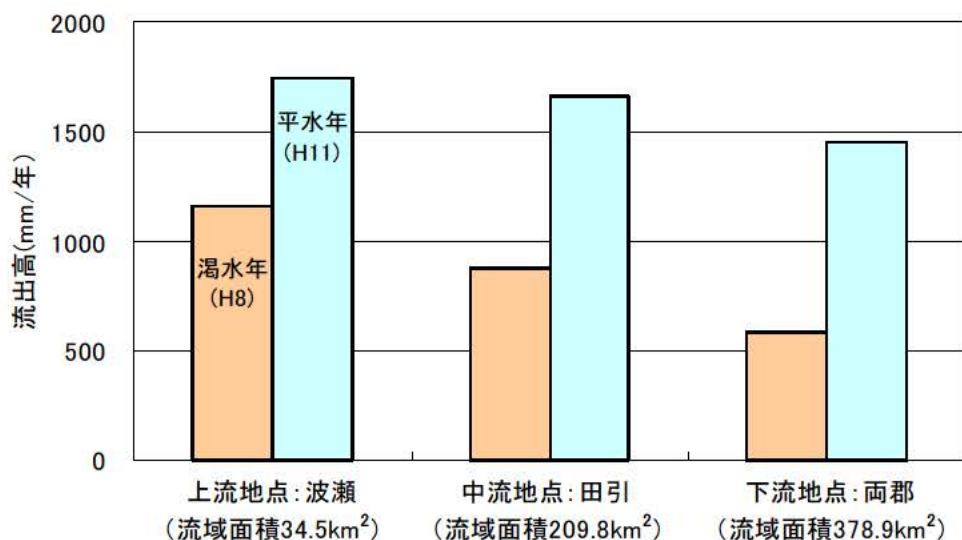
平水年、渇水年の定義は以下のとおりとした。

平水年：両郡の年総流出量が、近年10ヵ年（平成4～13年）で6番目の年（平成11年）

渇水年：両郡の年総流出量が、近年10ヵ年で最小の年（平成8年）

### (3) 縦断的に見た水量の状況

- 櫛田川の上中下流の各地点における渇水年（平成 8 年）及び平水年（平成 11 年）における流出高を示した。
- 渇水年の流出高は、上流の波瀬地点で約 1,160mm、中流の田引地点で約 870mm、下流の両郡地点で約 590mm である。また、平水年の流出高は、上流の波瀬地点で約 1,750mm、中流の田引地点で約 1,660mm、下流の両郡地点で約 1,450mm である。渇水年、平水年いずれも下流ほど流出高は小さい。



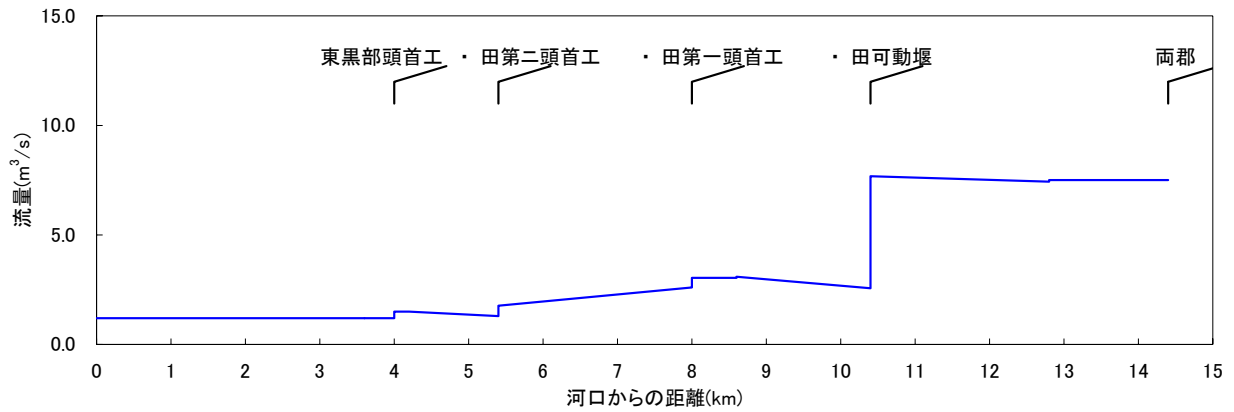
### 櫛田川の流出高

※ 流出高 = 年総流出量 / 観測地点の流域面積

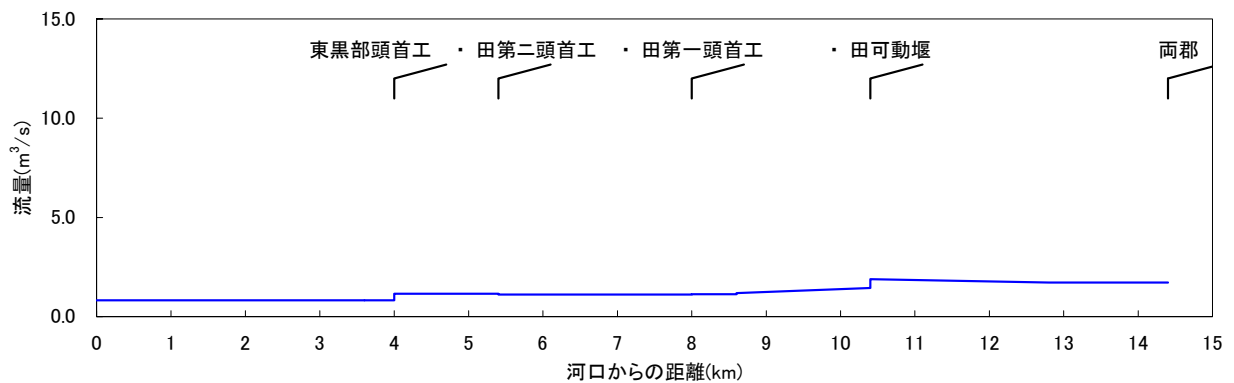


両郡地点下流の流量の縦断変化として、両郡地点下流のかんがい期、非かんがい期の流量について、同時流量観測結果を示した。取水のため下流にいくにしたがい流量が低下している。

平成12年5月2日(かんがい期;4/1~10/31)



平成12年3月10日(非かんがい期;11/1~3/31)

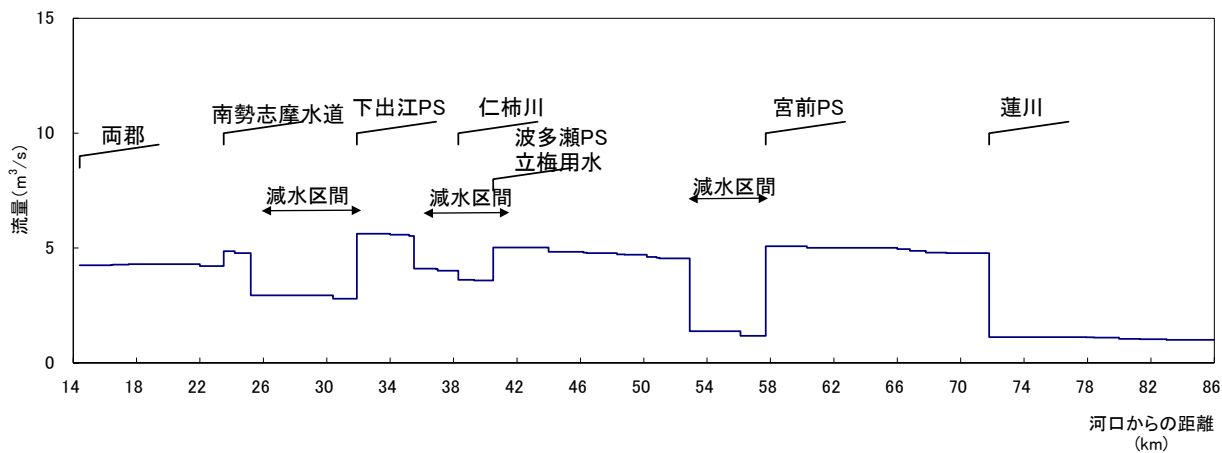


### 両郡地点下流の流量の縦断変化

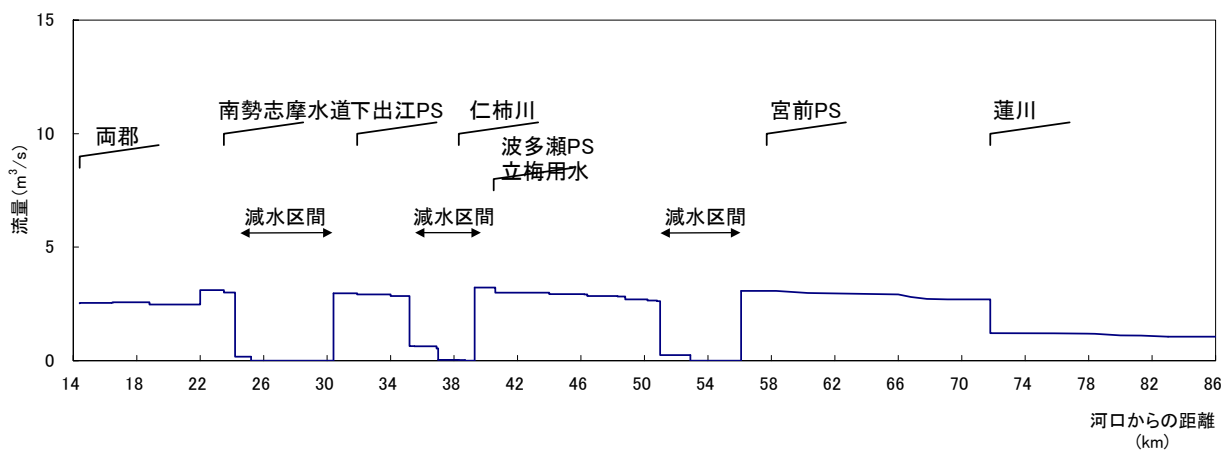


両郡上流の流量の縦断変化をかんがい期、非かんがい期のそれぞれについて、両郡地点の流量を基に推定した。

平成8年5月24日(渇水年かんがい期)



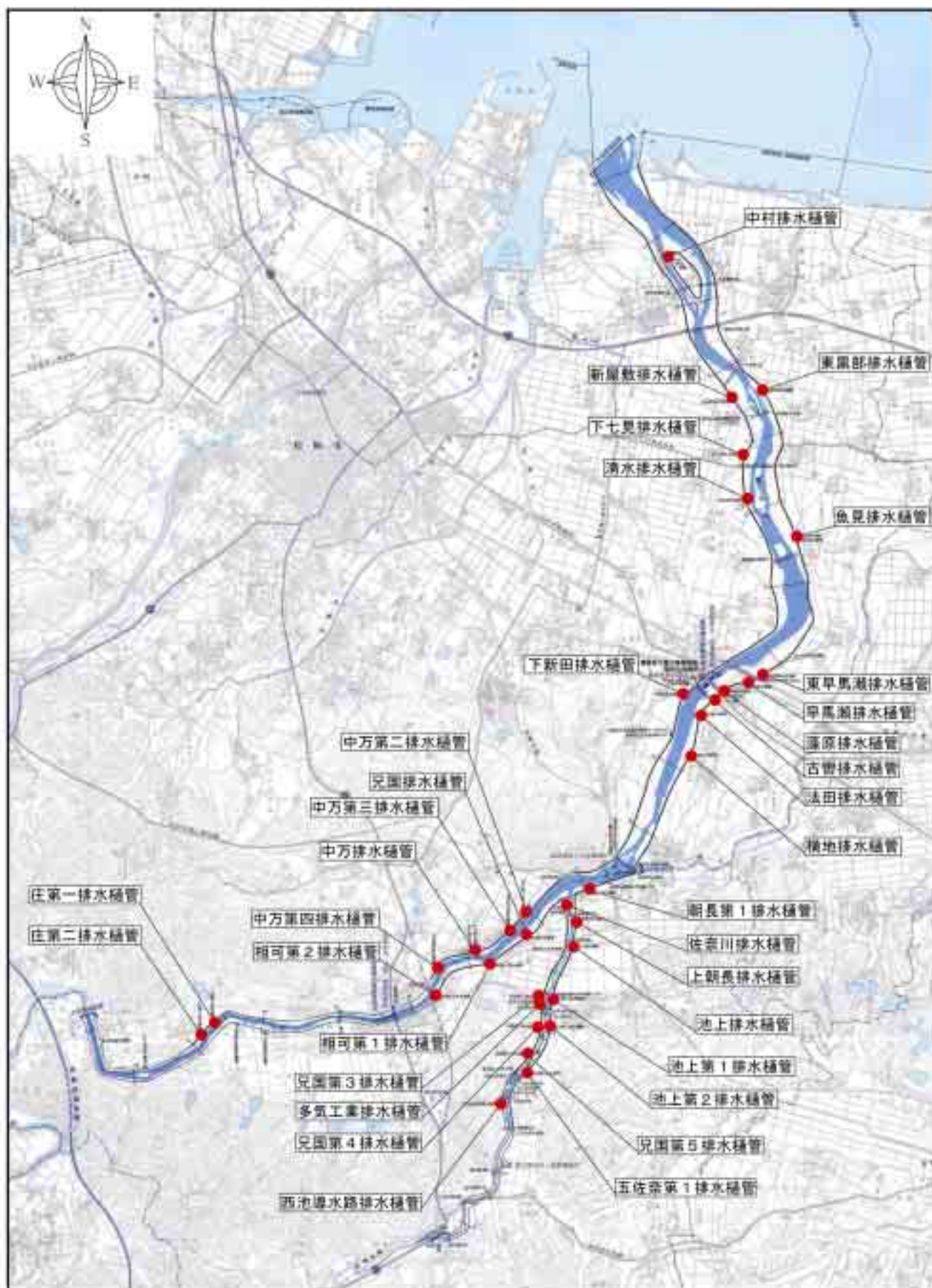
平成8年1月9日(渇水年非かんがい期)



両郡地点上流の流量の縦断変化

支川流入量は、両郡地点の自然流量の比流量換算流量で算出



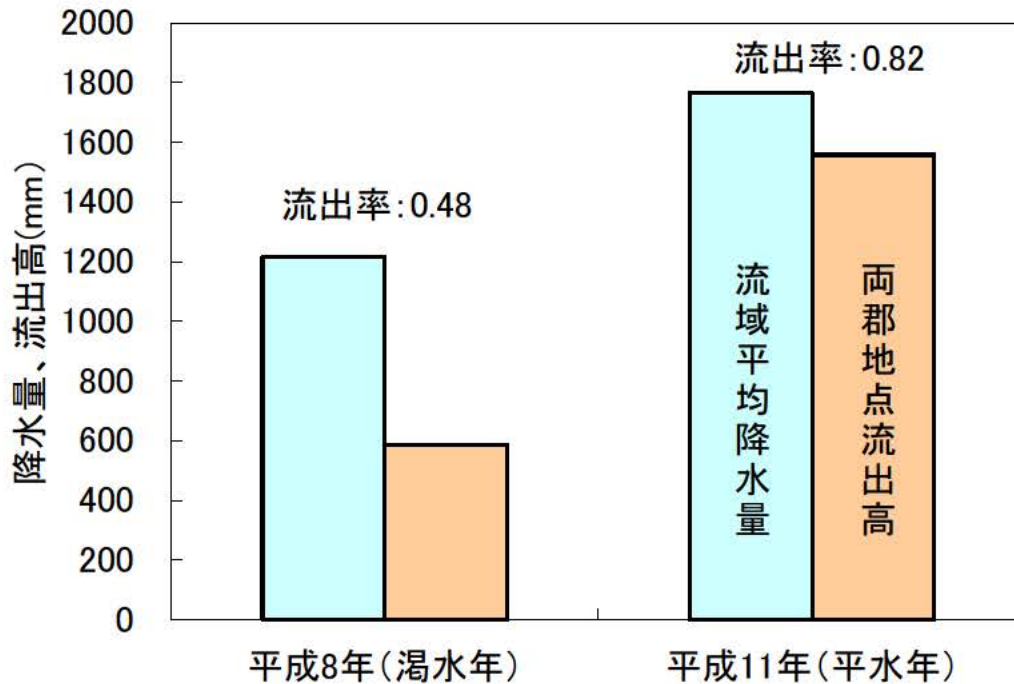


排水樋管位置図

#### (4) 流域からの流出の状況

○両郡地点における流出率（流域に降った雨が河川へ流出してくる量の割合）を、渇水年（平成8年）と平水年（平成11年）で比較した。

○渇水年の流出率は0.5を下回っており、平水年には0.8程度となっている。



#### 両郡地点における流出率

※流域平均年降水量：流域内5地点（波瀬、七日市、大石、相可、豊原）の算術平均値

両郡地点流出高＝両郡地点年総出流量／378.9km<sup>2</sup>

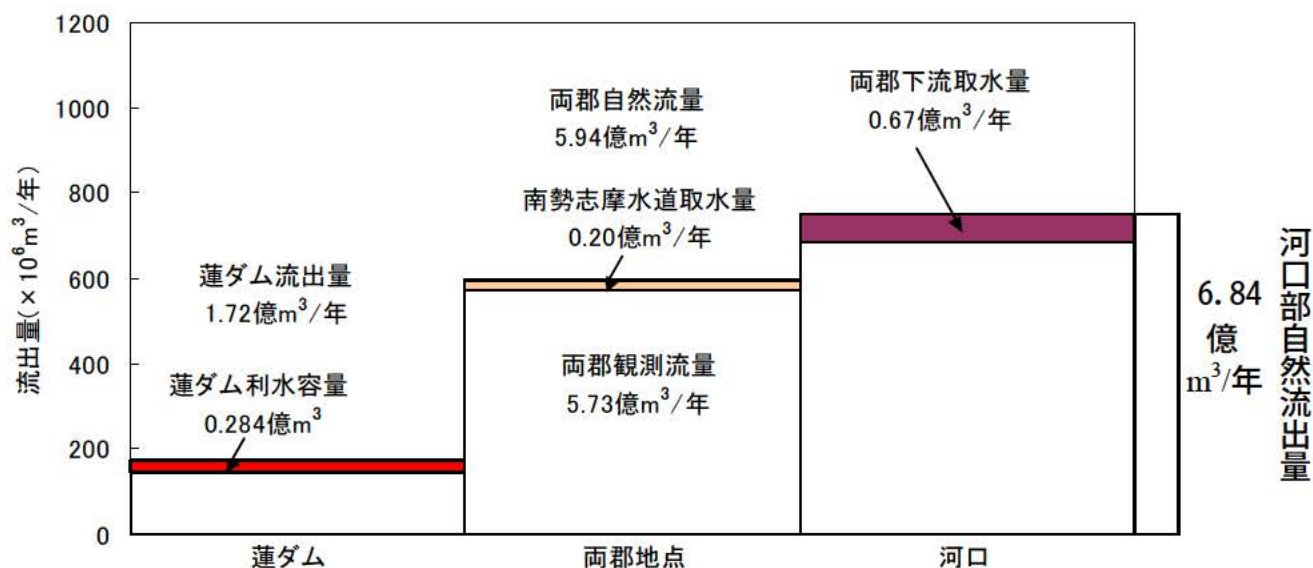
流出率＝両郡地点流出高／流域平均年降水量



(5) 主要地点の流出量

○河口部の自然流出量は、年平均約 6.8 億 m<sup>3</sup> と推定される。

○両郡地点では約 5.7 億 m<sup>3</sup> が流下しており、両郡下流ではこのうち 1 割程度の 0.67 億 m<sup>3</sup> が取水されている。



榑田川主要地点の流出量 (平成4～13年平均)

※流量算出方法は以下のとおり

- ・河口部自然流出量 = 両郡自然流量 × 436km<sup>2</sup> / 378.9 km<sup>2</sup>
- ・両郡自然流量 = 両郡観測流量 + 南勢水道取水量 - (蓮ダム放流量 - 蓮ダム流入量)
- ・両郡下流取水量 = 榑田川沿岸農業水利取水量 (統合、第一、第二、麻漬頭首工取水量) + 松阪市上水取水量 + 松阪工業用水取水量
- ・取水量は、平成4～13年の実績取水量の平均である。

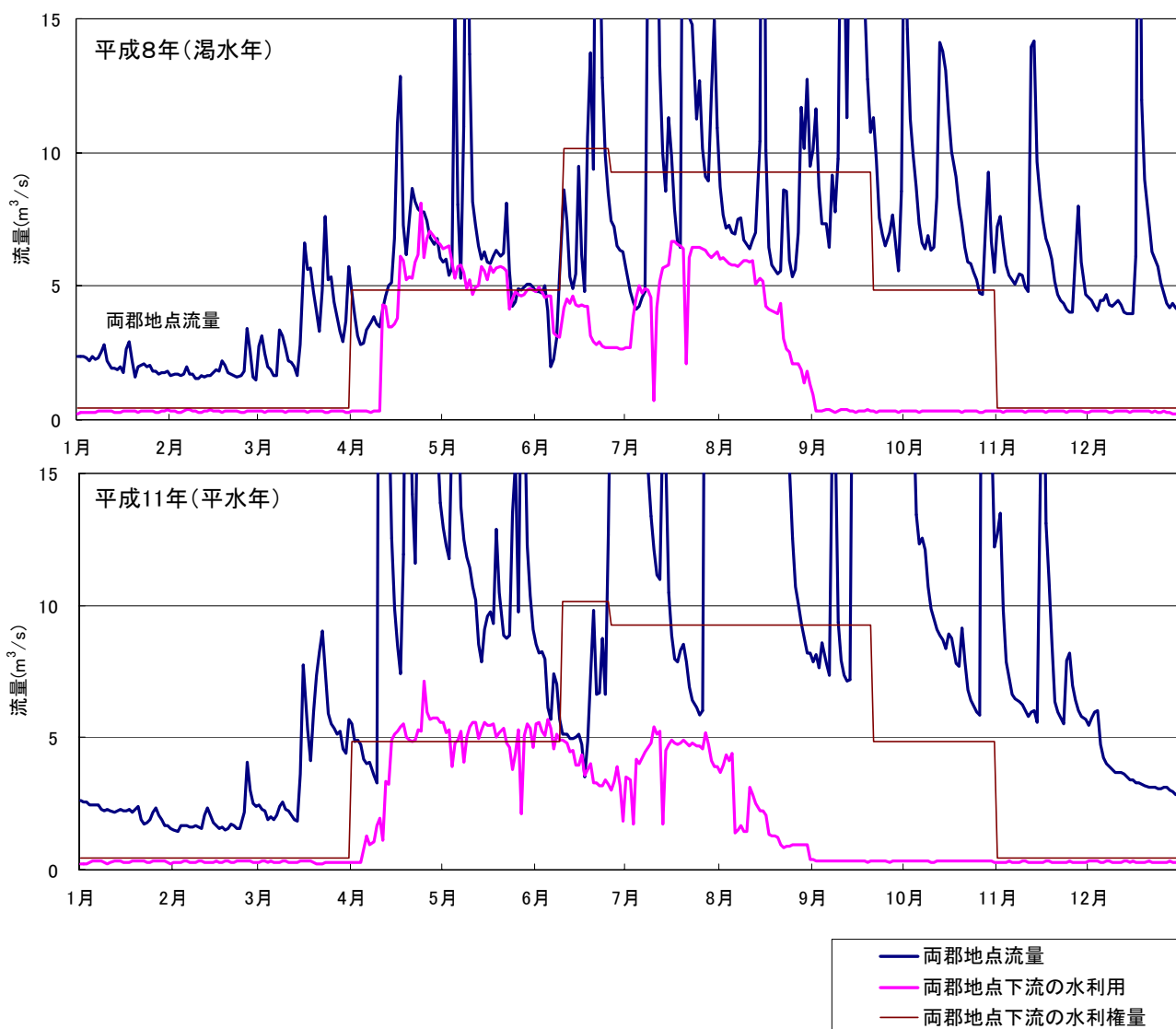
#### 4.4 水利用の状況

##### 両郡下流の水利用

両郡下流の取水量と両郡の流況について、渇水年（平成8年）と平水年（平成11年）の状況を示した。

渇水年である平成8年は、取水量と両郡流量を比較するとその差が少ないため、しるかき期である4月半ばから6月上旬にかけては取水地点下流の河川流量が減少していると推察される。

平水年である平成11年は、6月上～中旬にかけて、取水地点下流の河川流量が減少していると推察されるが、それ以外の期間は河川水量は十分にあるものと見られる。

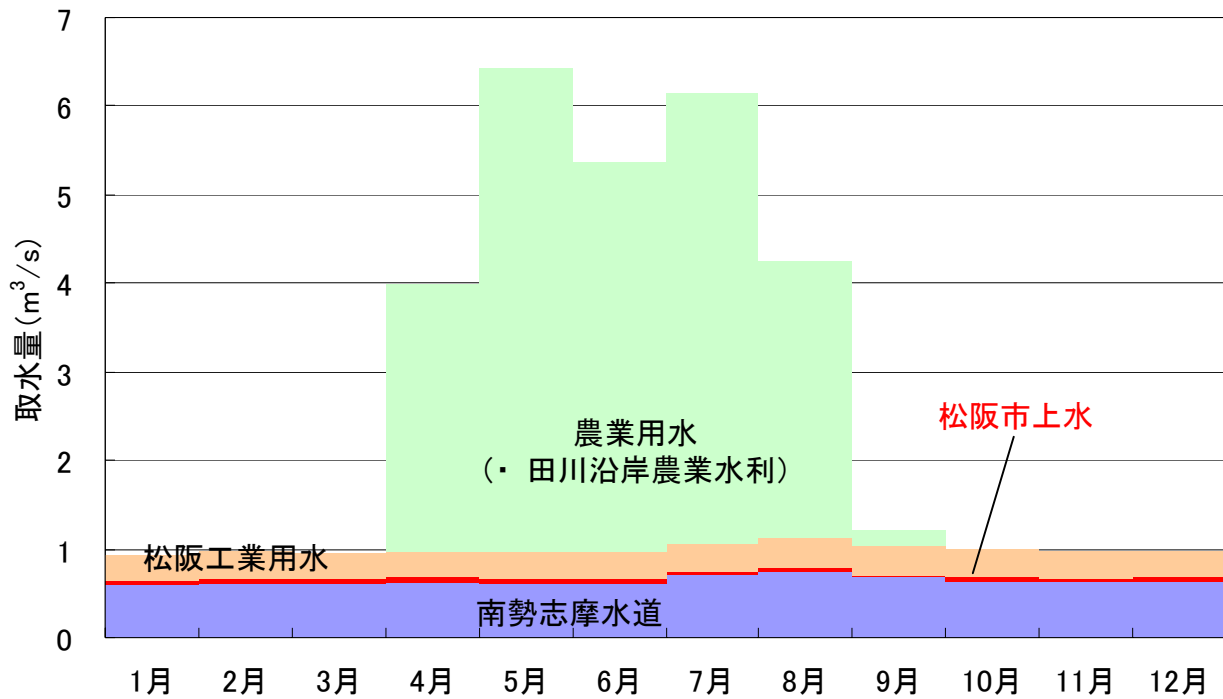


##### 両郡地点の流量と両郡地点下流の水利用の状況

両郡地点下流の水利用は、櫛田川沿岸農業水利、松阪市水道、松阪工業用水道の取水実績を合計した。

各用水別の月別取水量は、農業用水は5月がピークとなっており、工業用水や上水

は年間ほぼ一定量の取水である。



櫛田川下流の各用水別月別取水量 (平成4 ~ 13年平均)

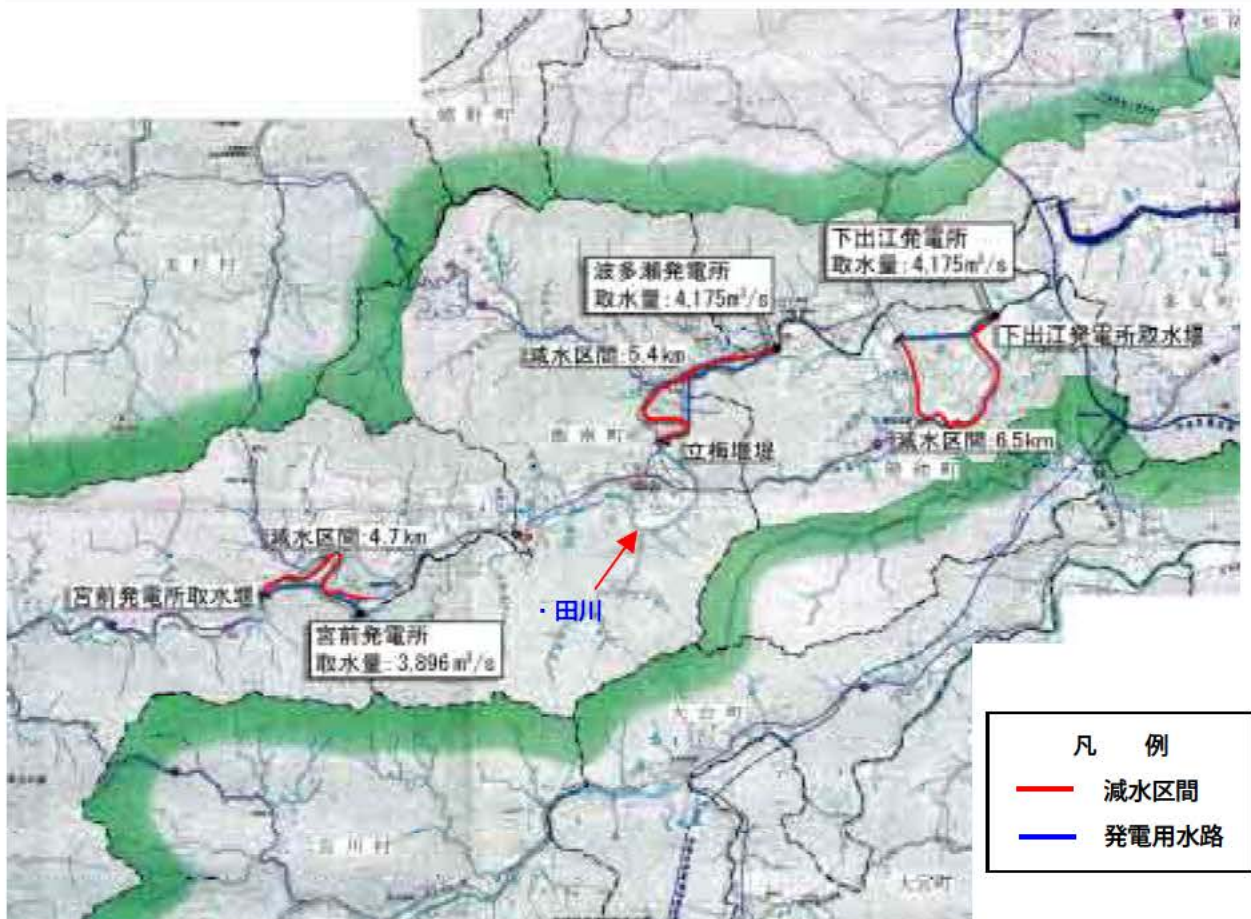
## ②発電取水による減水区間

○櫛田川では、本川3ヶ所、支川2ヶ所計5ヶ所で発電取水が行われている。取水地点下流では、河川水は発電水路を流れることとなるため河川水量が減少する区間が生じている。

○櫛田川本川の3つの発電所では、減水区間の延長がいずれも5～6km程度である。

櫛田川における発電取水

| 河川名         | 発電所名   | 取水位置   | 取水量<br>( $m^3/s$ ) | 減水区間延長<br>(km) | 運用開始年  | 許可期限      |
|-------------|--------|--------|--------------------|----------------|--------|-----------|
| 櫛田川         | 宮前発電所  | 飯高町赤桶  | 3.896              | 4.7            | T11.2  | H41.3.31  |
|             | 波多瀬発電所 | 飯南町立梅  | 4.175              | 5.4            | T10.12 | H32.12.31 |
|             | 下出江発電所 | 勢和村下出江 | 4.175              | 6.5            | T11.5  | H40.3.31  |
| 蓮川          | 蓮発電所   | 蓮ダム    | 9.0                | 0              | H2.4   | H25.3.31  |
| 青田川、<br>菅谷川 | 青田発電所  | (青田川)  | 1.500              | -              | H7.10  | H35.3.31  |
|             |        | (菅谷川)  | 0.510              | -              |        |           |

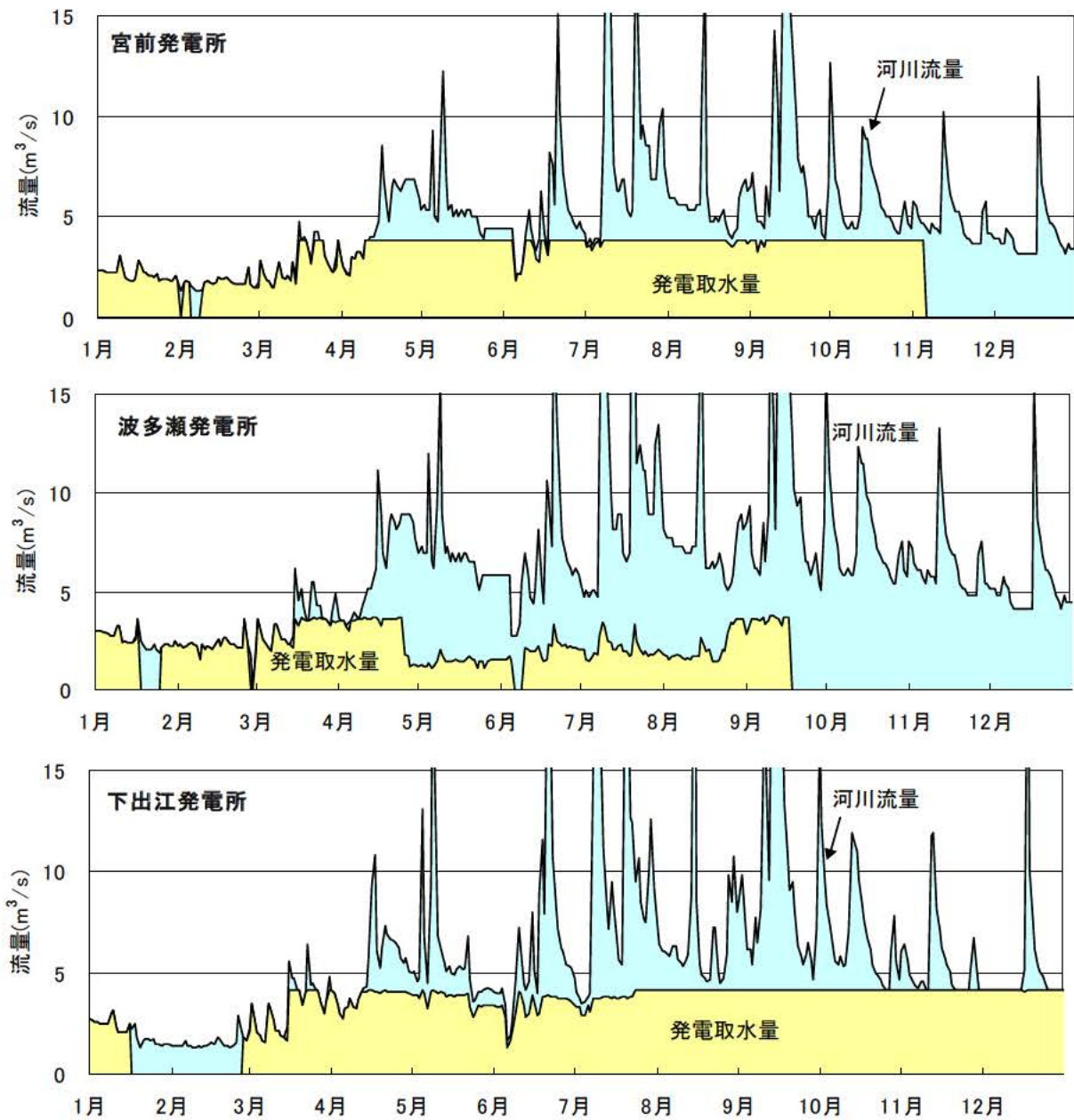


発電取水による減水区間位置図

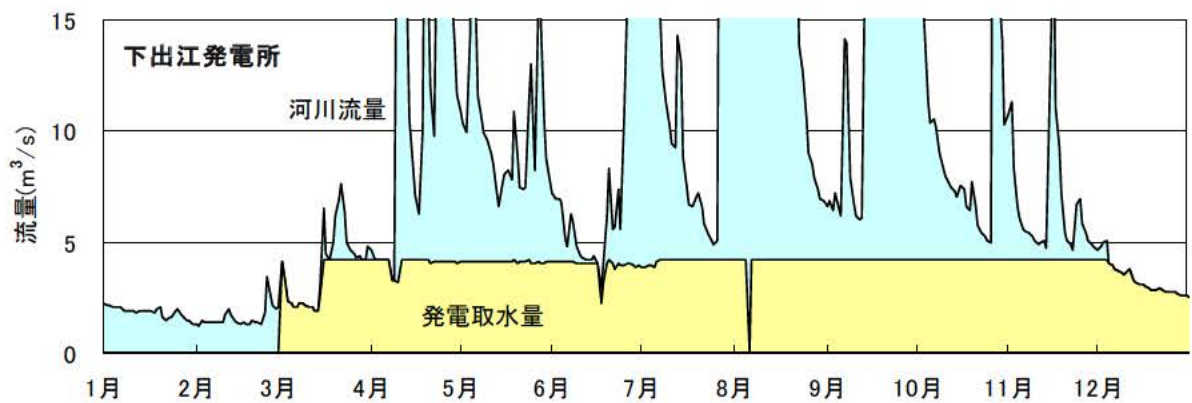
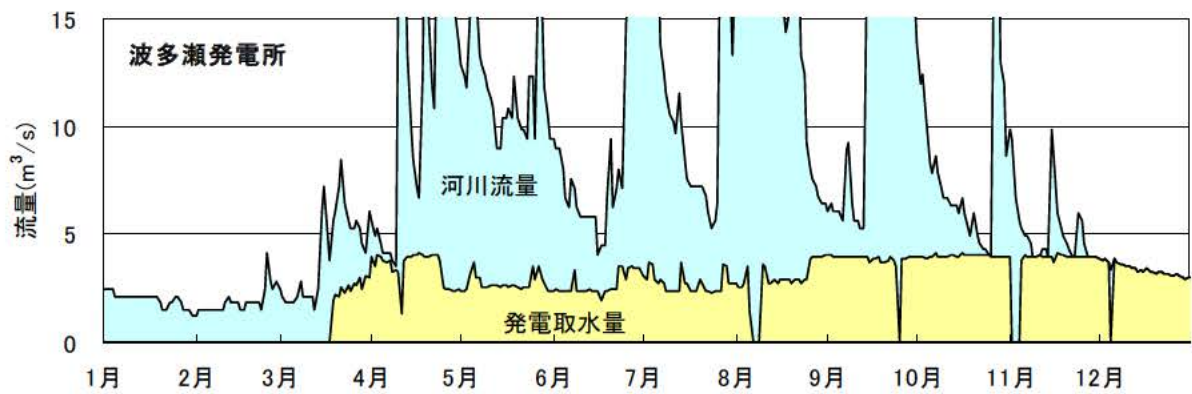
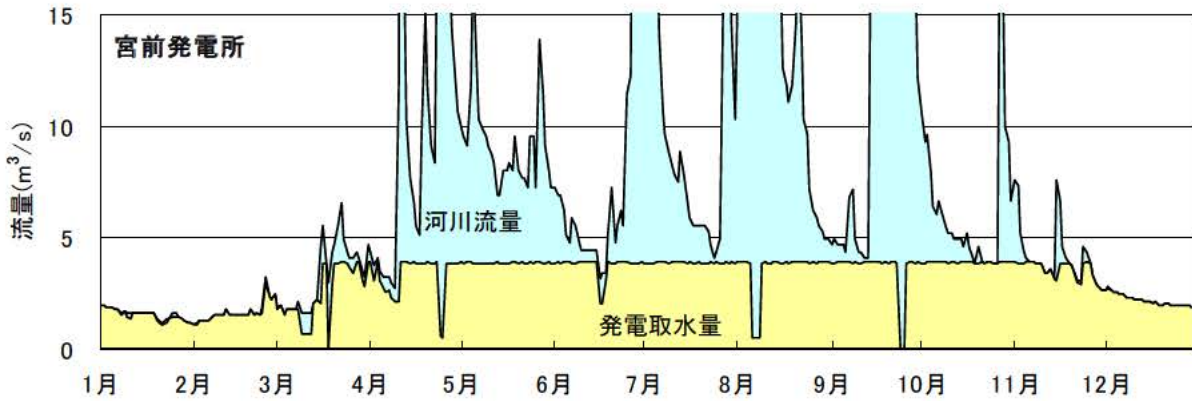


○ 檜田川本川中流部の3箇所の発電取水堰地点の推定流量と発電取水量を示した。

○ 発電取水堰下流では、発電取水により水量が低下している。



発電取水と河川流量 (渇水年；平成8年)



発電取水と河川流量（平水年；平成11年）

※河川流量は以下の手法により推定

宮前発電所取水堰流入量（流域面積 212.8km<sup>2</sup>）及び波多瀬発電所取水堰流入量（流域面積 276km<sup>2</sup>）は、出鹿流量（流域面積 273km<sup>2</sup>）から流域面積比換算

$$\text{宮前発電所取水堰流入量} = \text{出鹿流量} \times (212.8 / 273)$$

$$\text{波多瀬発電所取水堰流入量} = \text{出鹿流量} \times (276 / 273)$$

下出江発電所取水堰流入量（流域面積 319.1km<sup>2</sup>）は、両郡流量（流域面積 388.9km<sup>2</sup>）から南勢水道取水量を考慮して流域面積比換算

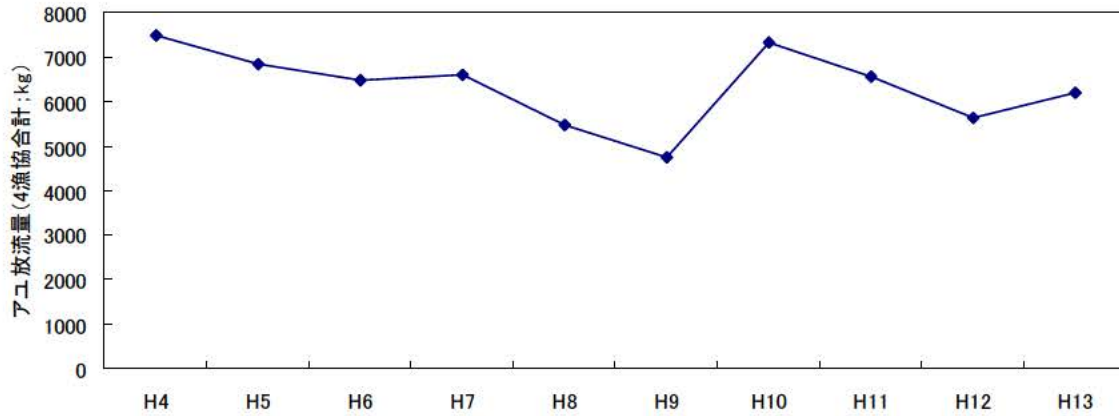
$$\text{下出江発電所取水堰流入量} = (\text{両郡流量} + \text{南勢水道取水量}) \times (319.1 / 388.9)$$

## 4.5 河川流量と漁獲量

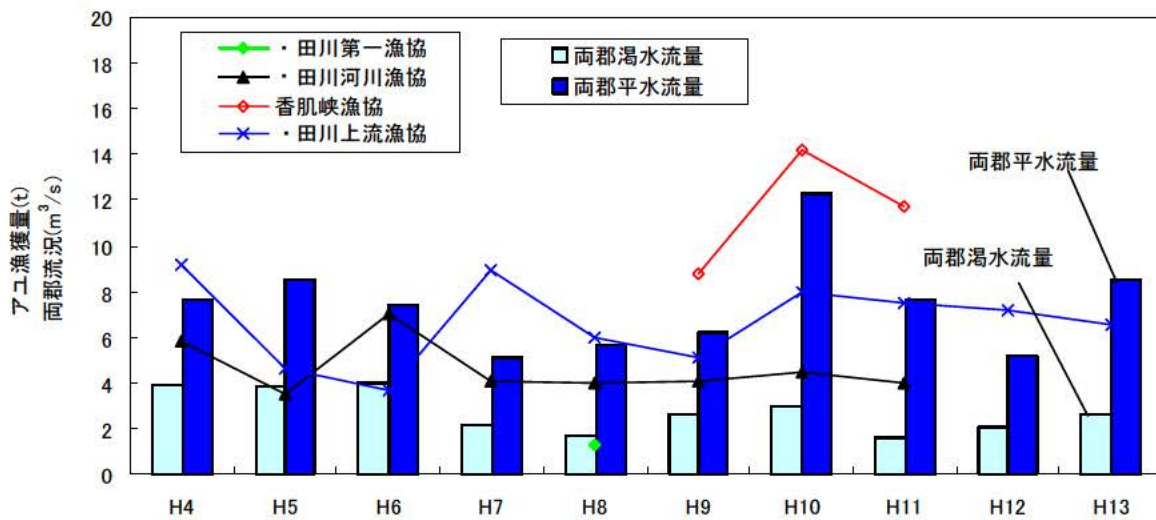
### (1) 河川流量と内水面漁業漁獲量

○河川流量と内水面漁業の代表魚種であるアユの漁獲量の相関は見られない。

#### (アユ放流量)



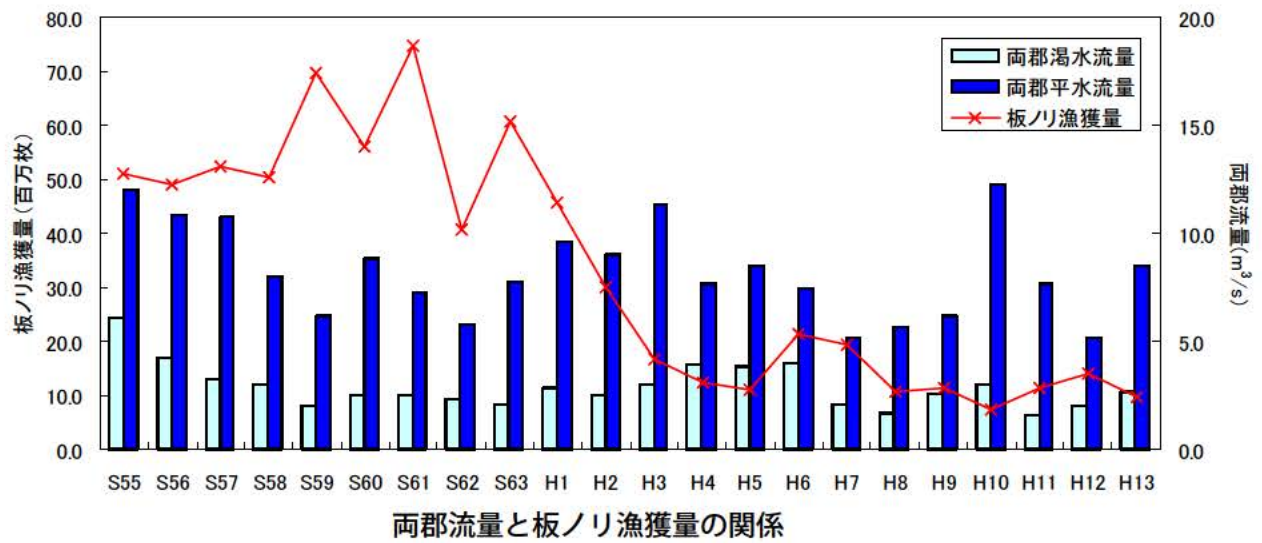
#### (アユ漁獲量)



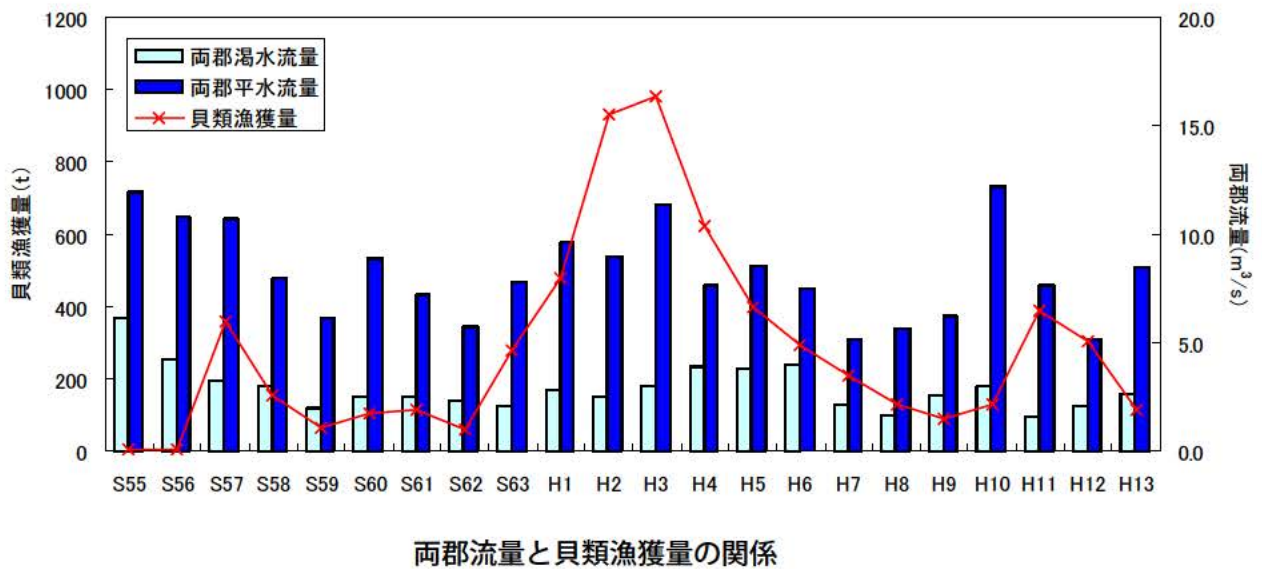
両郡流量とアユ放流量・漁獲量の関係 (出典：漁協ヒアリング)

## (2) 河川流量と沿岸漁業漁獲量

○河川流量と沿岸漁業（板ノリ、貝類）の漁獲量の関係を見ると、板ノリ・貝類ともに流量と漁獲量の相関は見られない。



(出典：三重県地区別漁業統計表)

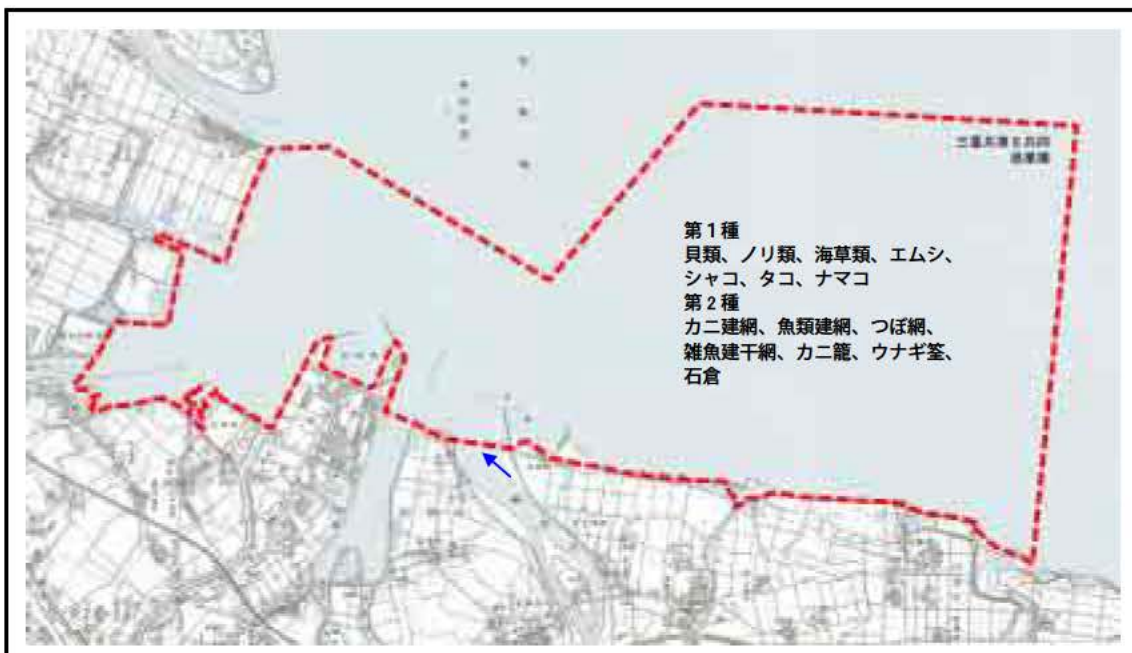


(出典：三重県地区別漁業統計表)





内水面漁協の漁業区域図

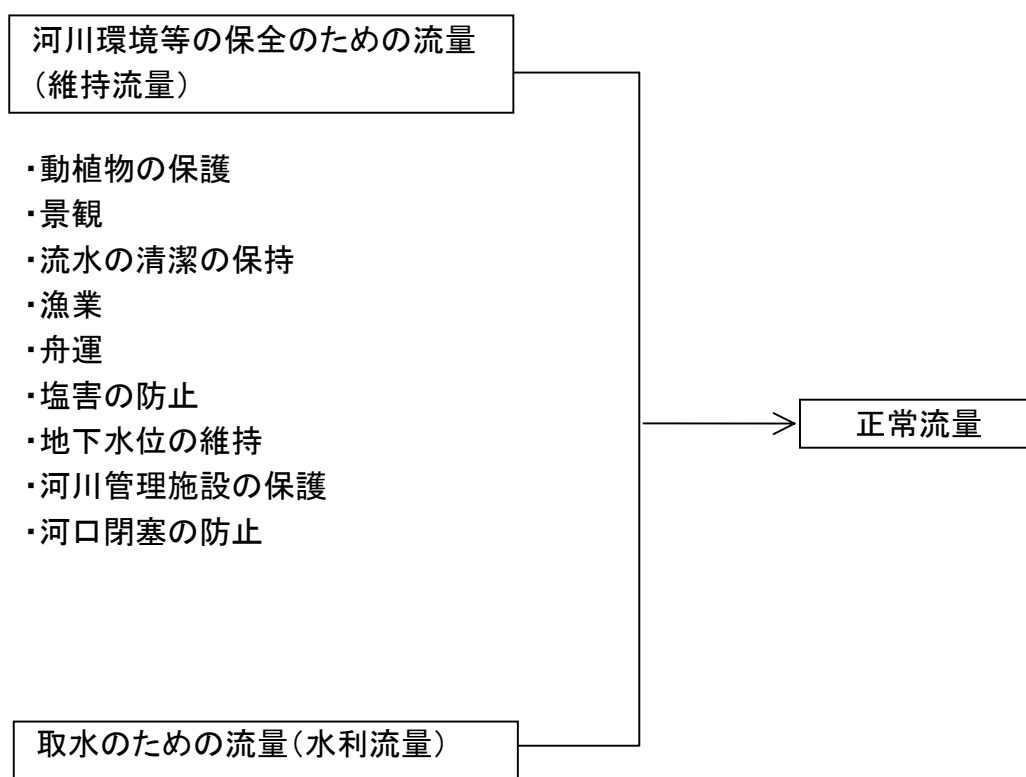


沿岸漁業の漁業区域図

## 4.6 正常流量

正常流量とは、河川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量のことであり、舟運、漁業、景観、塩害防止、河口閉塞防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を総合的に考慮し、渇水時において維持すべきであるとして定められた流量（維持流量）およびそれらが定められた地点より下流における用水のために必要な流量（水利流量）の双方を満足する流量であって、適正な河川管理のために定める流量である。

平成 15 年 10 月に櫛田川水系河川整備基本方針が決定し、両郡橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、最大概ね  $9 \text{ m}^3/\text{s}$  とした。

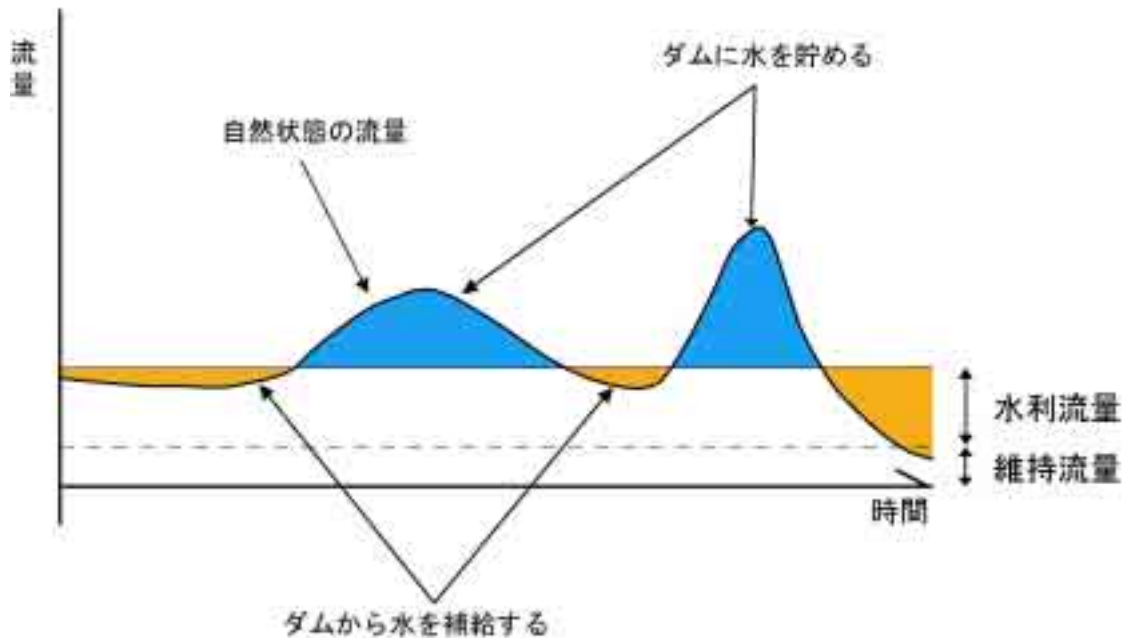


正常流量の検討項目

## 4.7 蓮ダムの利水計画

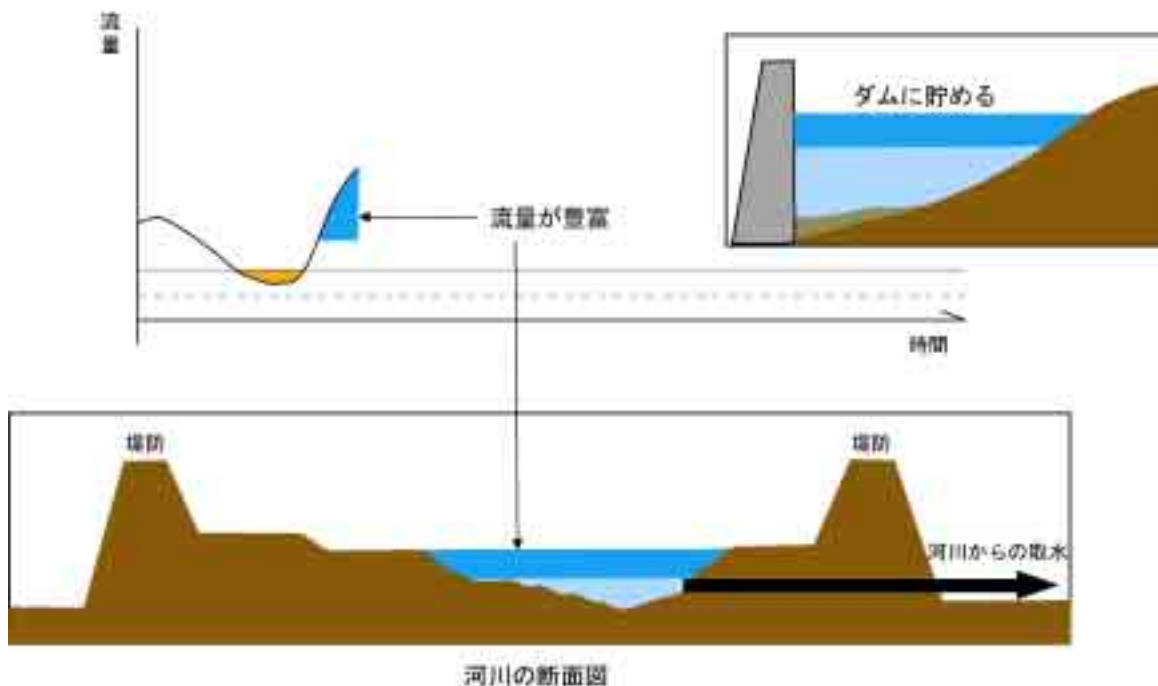
### (1) ダムによる水資源開発と補給の考え方

河川におけるダムの水資源開発の考え方は、ダムの運用によって、豊水時に流水をダムに貯留し、渇水時にダムから貯留水を補給することにより年間を通じて河川から取水を可能にする。



1年間の流量の変化とダムによる水資源開発のイメージ

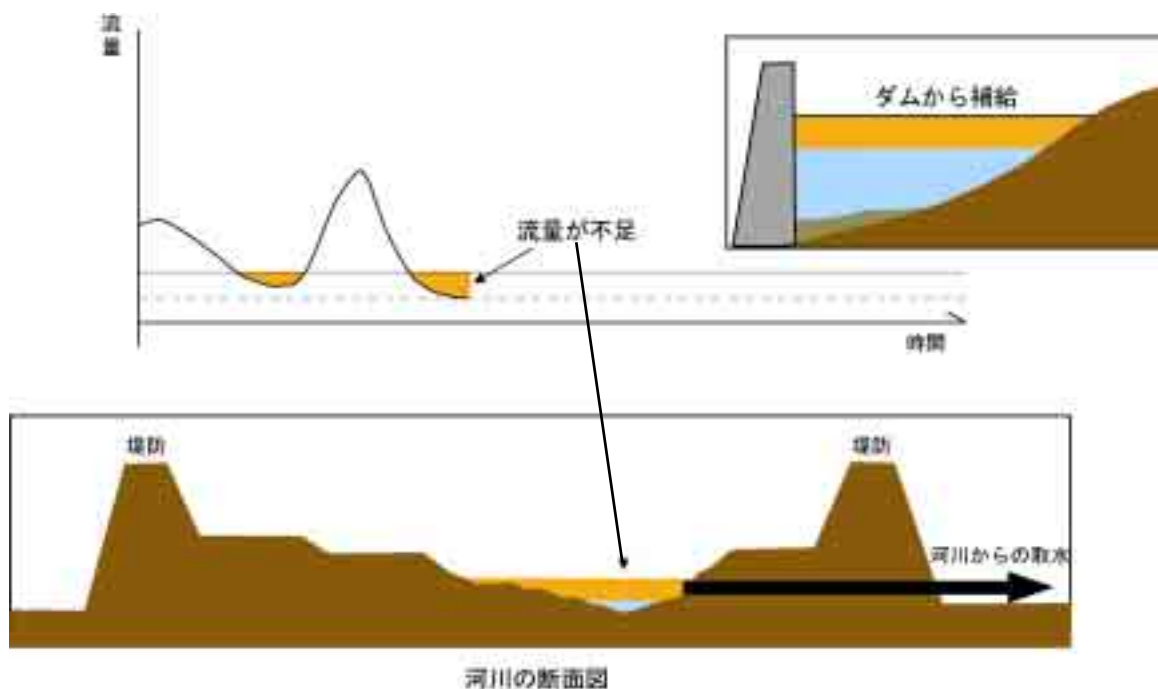
河川の流量が多いときに、必要な量を超える水をダムで貯める。



河川の断面図

ダムによる水資源開発の考え方（河川の流量が多いとき）

河川の流量は少なく、必要な量を確保できないときに、ダムから補給する。



河川の断面図

ダムによる水資源開発の考え方（河川の流量が少ないとき）



(2) 蓮ダムの利水計画

蓮ダムは南勢志摩水道事業の水源として、松阪市、伊勢市、鳥羽市等への水道用水を供給しており、地域の発展に欠かせない水源となっている。

南勢志摩水道事業の概要

南勢志摩水道は、三重県企業庁により南勢地域及び志摩地域の17市町村へ水道用水を供給している事業で、昭和63年度に南勢水道と志摩水道を統合し、南勢志摩水道として現在に至っている。

|        | 南勢志摩水道供給事業       |             |
|--------|------------------|-------------|
|        | 南勢系              | 志摩系         |
| 計画目標年次 | 平成17年度           |             |
| 計画給水人口 | 395,100 人        |             |
|        | 332,200 人        | 62,900 人    |
| 給水区域   | 3市7町2村           |             |
|        | 伊勢市 松阪市 鳥羽市      | 磯部町 阿児町 大王町 |
|        | 飯南町 多気町 明和町      | 志摩町 浜島町     |
|        | 玉城町 小俣町 二見町      |             |
|        | わたらい 度会町 勢和村 御園村 |             |



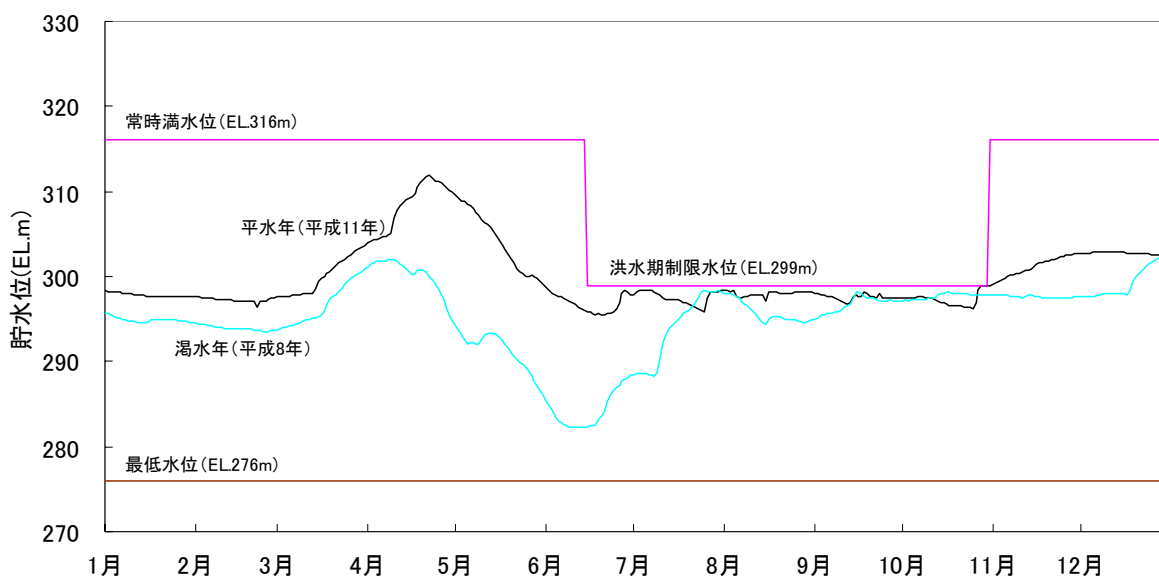
給水区域図

### (3) ダム運用の状況

蓮ダムの運用について、平水年（平成 11 年）と渇水年（平成 8 年）の状況を示した。

春先に貯水位が増加し、その後水利用の多い 4 ～ 6 月にかけて、貯水位が低下している。

河川流量の多い 6 ～ 7 月に貯水位が増加し、7 ～ 10 月頃にかけてはおおむね洪水期制限水位を維持している。



蓮ダムの運用の状況

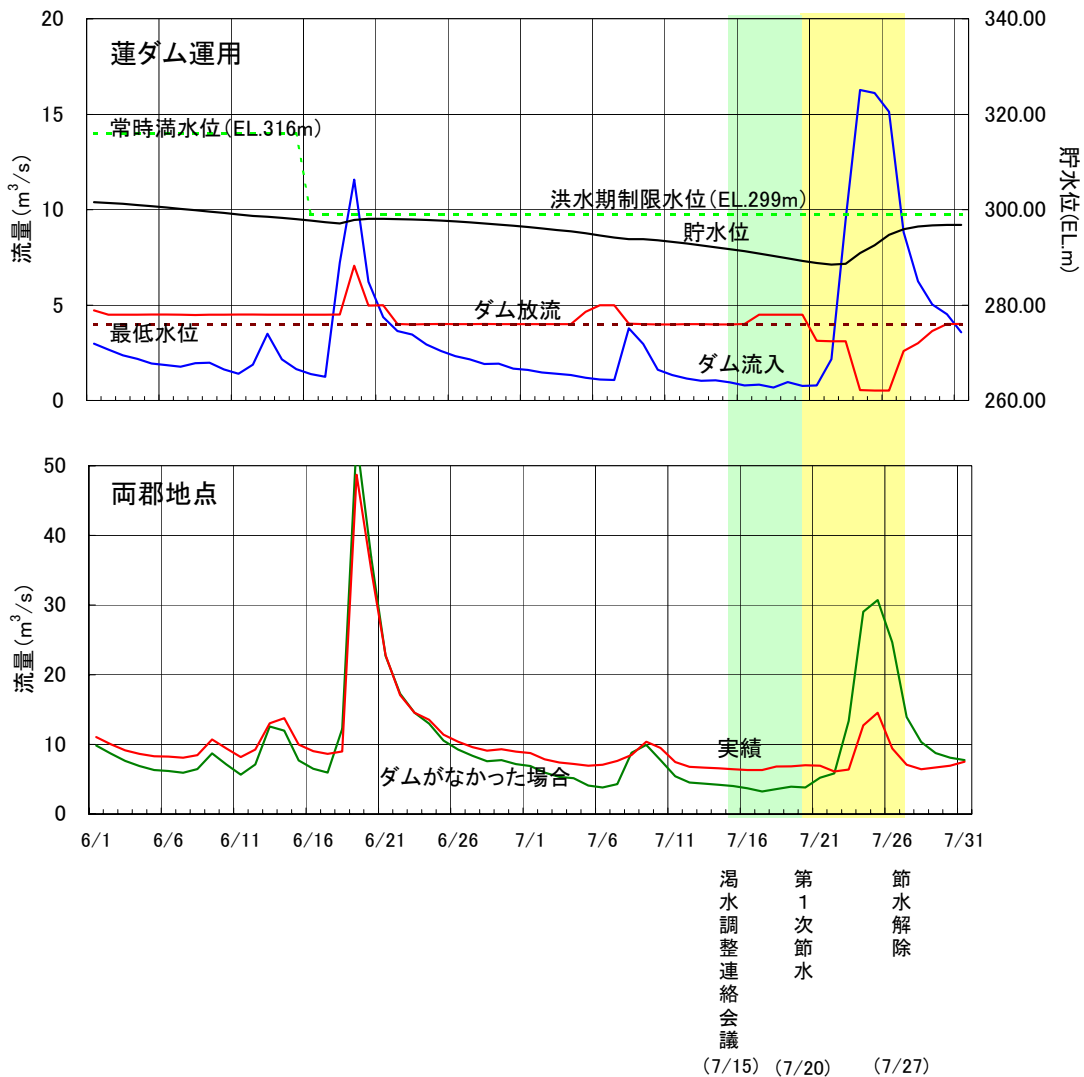
(4) 渇水時における蓮ダムの効果

平成6年及び平成8年に節水などの渇水が生じた。その間、蓮ダムでは、下流取水への補給等を行った。両郡地点でダムがあった場合とない場合の流量を推定すると下図のように流量の改善が見られる。

平成6年夏渇水取水制限の状況

| 年月日      | 蓮ダム貯水量<br>千m <sup>3</sup> (貯水率) | 渇水対策の経過等   |
|----------|---------------------------------|--|
| H 6.7.15 | 7,503 (60.5%)                   | 榎田川渇水調整連絡会議<br>榎田川渇水調整協議会設立<br>7月23日から第1次節水<br>(上水10%、工水20%、農水20%)実施する |
| H 6.7.20 | 6,012 (48.5%)                   |  |
| H 6.7.26 | 8,664 (69.9%)                   | 7月26日から第1次節水緩和(自主節水)   |
| H 6.7.27 | 9,926 (80.0%)                   | 7月27日節水解除  |

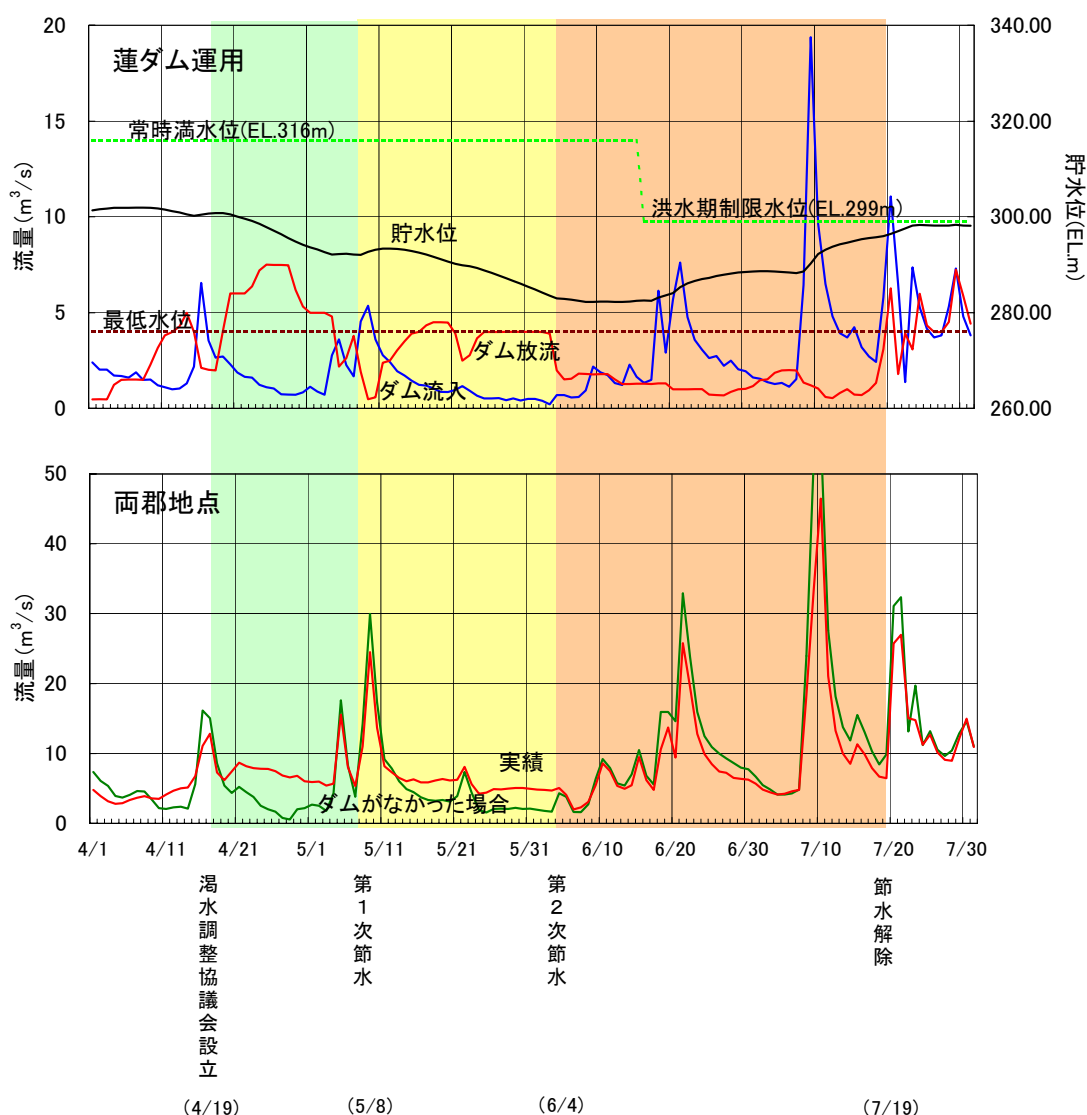
平成6年渇水時



平成8年度渇水取水制限の状況

| 年月日      | 蓮ダム貯水量<br>千m <sup>3</sup> (貯水率) | 渇水対策の経過等  |
|----------|---------------------------------|---|
| H 8.4.19 | 14,057 (49.5%)                  | 第1回榑田川渇水調整協議会準備会  |
| H 8.4.24 | 12,476 (43.9%)                  | 第2回榑田川渇水調整協議会準備会  |
| H 8.5.7  | 7,678 (27.0%)                   | 第1回榑田川渇水調整協議会   |
| H 8.5.8  | 7,496 (26.4%)                   | 第1次節水<br>(上水自主節水、工水自主節水、農水40%)開始  |
| H 8.5.31 | 3,924 (13.8%)                   | 第1回榑田川渇水調整協議会連絡会  |
| H 8.6.4  | 2,691 (9.5%)                    | 第2回榑田川渇水調整協議会<br>第2次節水<br>(上水約50千m <sup>3</sup> /日、農水以外の不特定用水約50千m <sup>3</sup> /日農水自流入取水)に強化 |
| H 8.6.27 | 4,998 (40.3%)                   | 第2回榑田川渇水調整協議会連絡会  |
| H 8.7.18 | 10,063 (81.2%)                  | 第3回榑田川渇水調整協議会連絡会  |
| H 8.7.19 | 10,157 (81.9%)                  | 節水解除  |

平成8年渇水時





### (5) 蓮ダムの運用

蓮ダムの運用は、両郡地点の流量を基準として行っているが、近年の小雨傾向等のため、近年の流況では下流の水利流量・維持流量を満足する放流が困難となっている。

蓮ダム操作規則

| 期 間          | 確保流量<br>(m <sup>3</sup> /s) | 利水制限流量<br>(m <sup>3</sup> /s) |
|--------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 4/1 ~ 6/9    | 5.112                       | 7.112                         |
| 6/10 ~ 6/25  | 9.150                       | 11.150                        |
| 6/26 ~ 9/20  | 8.170                       | 10.170                        |
| 9/21 ~ 10/31 | 5.112                       | 7.112                         |
| 11/1 ~ 3/31  | 3.462                       | 5.462                         |

確保流量：流水の正常な機能を維持するために必要な流量をダムからの補給を伴って確保する流量。

利水制限流量：河川からの取水やダムへの貯留においては、河川流量がこの制限流量を超える場合のみ、その超える範囲内において取水や貯留ができ、取水量が不足する分はダム等の施設から補給を受ける必要がある。

## 4.8 河川水質

### (1) 環境基準値と水質の現状

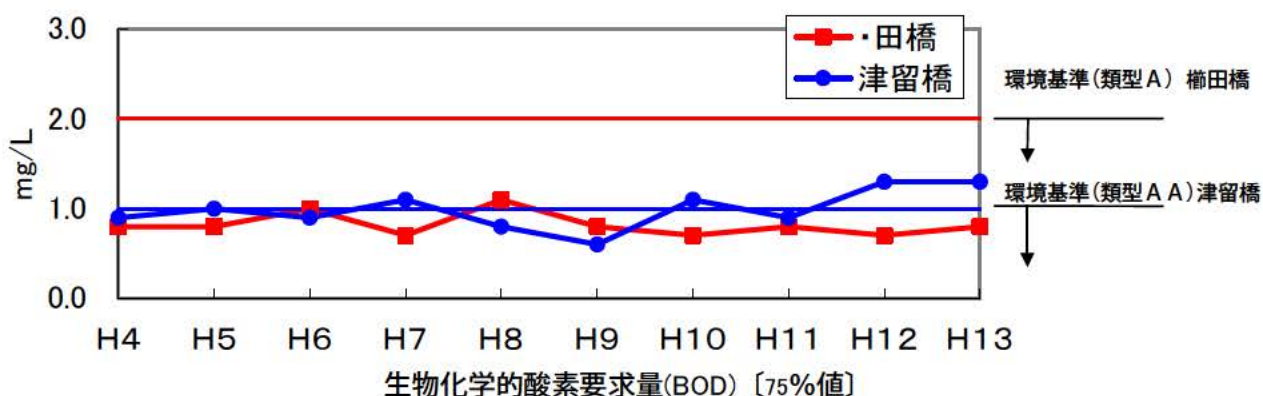
- 水質保全の目標となる水質汚濁の環境基準の類型指定は、津留橋上流が AA 類型、下流が A 類型である。
- BOD でみると A 類型である櫛田橋で基準値を満足している。また、AA 類型である津留橋では基準値を若干上回っているが、概ね環境基準を満足しており良好な水質を維持している。

| 水域の範囲 | 類型 | 達成期間 | 基準地点 | 指定年月日                        |
|-------|----|------|------|------------------------------|
| 櫛田川上流 | AA | イ    | 津留橋  | 昭和 48 年 3 月 23 日三重県告示第 165 号 |
| 櫛田川下流 | A  | イ    | 櫛田橋  | 昭和 48 年 3 月 23 日三重県告示第 165 号 |



(イ：直ちに達成)

櫛田川環境基準値指定水域の範囲



- A 類型…水道 2 級(沈殿ろ過等による通常の浄水処理を行うもの)、水産 1 級(ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用)他に支障のない水質の基準
- AA 類型…水道 1 級(ろ過等による簡易な浄水処理を行うもの)、自然環境保全(自然探勝等の環境保全)他に支障のない水質の基準
- BOD(生物化学的酸素要求量)…水中の比較的分解されやすい有機物が、微生物によって分解される際に消費される酸素の量。この値が小さいほど水質がきれいであると判断される。
- 75%値…n 個の値を水質のよいものから並べたとき、 $0.75 \times n$  番目に来る値。 $0.75 \times n$  が正数でない場合は小数点以下を切り上げた正数番目の値となる。
- 仮に年間 12 回の BOD 測定値ならば、少ないものから 9 番目の値となる。

## (2) 河川水質の変動の状況

### 経年変化

櫛田橋のBODは昭和46年をピークに昭和50年代前半まで減少しているが、その後は流域の開発（流域人口の増加や宅地面積の増加）に伴い微増傾向にあるが、近年は0.7～1.1mg/lで安定的に推移している。

大腸菌群数は、昭和50年代前半以降、年々増加傾向にあるが、近年は5,600～24,000MPN/100mlで安定的に推移している。

総窒素、総リンは、昭和50年代前半をピークに減少しており、近年は総窒素 約1.0mg/l、総リン 約0.02mg/lで安定的に推移している。

### 縦断変化

BODは津留橋上流で、概ね1.0mg/l程度で推移している。津留橋よりも下流では水質はやや改善している。

大腸菌群数は、津留橋上流で、370～4,300MPN/100mlで推移している。津留橋よりも下流では増大し、最大17,000MPN/100mlである。

総窒素、総リンは、人為的な影響がほとんどない蓮ダム流入部で、総窒素0.4mg/l、総リン0.013mg/lである。櫛田橋では総窒素0.9mg/l、総リン0.018mg/lである。

### 経月変化

BODは、河川水量の少ない1～3月に最も高い値を示し、最大1.0mg/lである。4月以降は0.3～1.0mg/lで推移している。

総窒素、総リンは、年間通じて変動幅は小さく、総窒素は0.64～1.15mg/l、総リンは0.010～0.023mg/lで推移している。

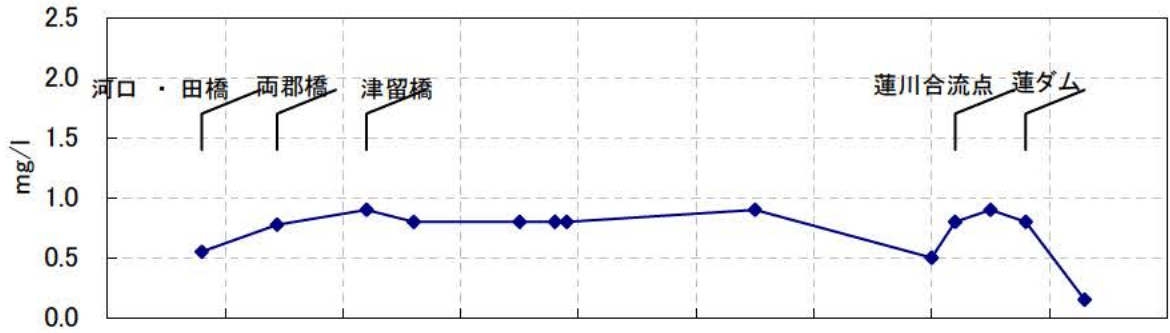
大腸菌群数...水のし尿等による汚染の程度を表す指標。大腸菌群には、人や動物の腸内に生存している大腸菌と水中、土壌など広く自然界に分布している細菌とがあるが、それぞれ分離することが困難なため、一括して大腸菌群としている。また大腸菌群数の単位のMPNは、Most Probable Number（最確数）の略で、統計的確率から割り出して算出した値のことである。

総窒素、総リン...水中に含まれる窒素、リンの量を示す。窒素、リンは植物プランクトンの栄養源となるため、必要以上に増加すると、プランクトンなどの異常発生の原因になる。

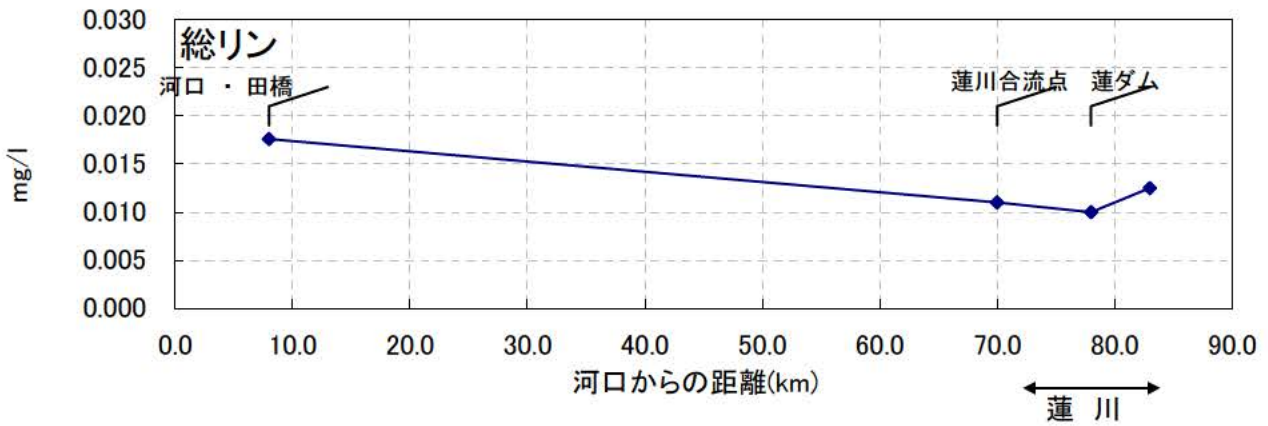
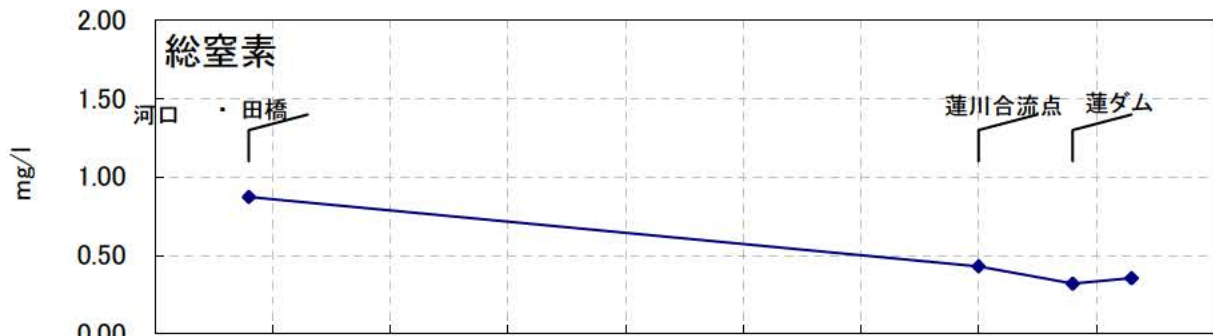
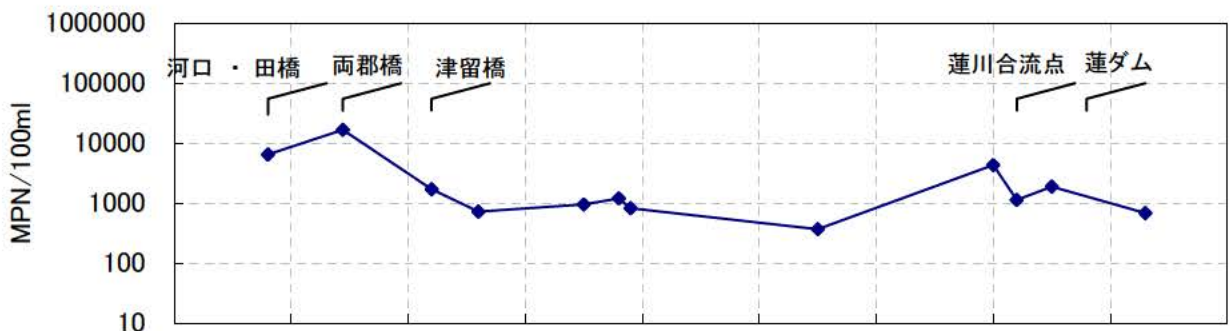




### BOD

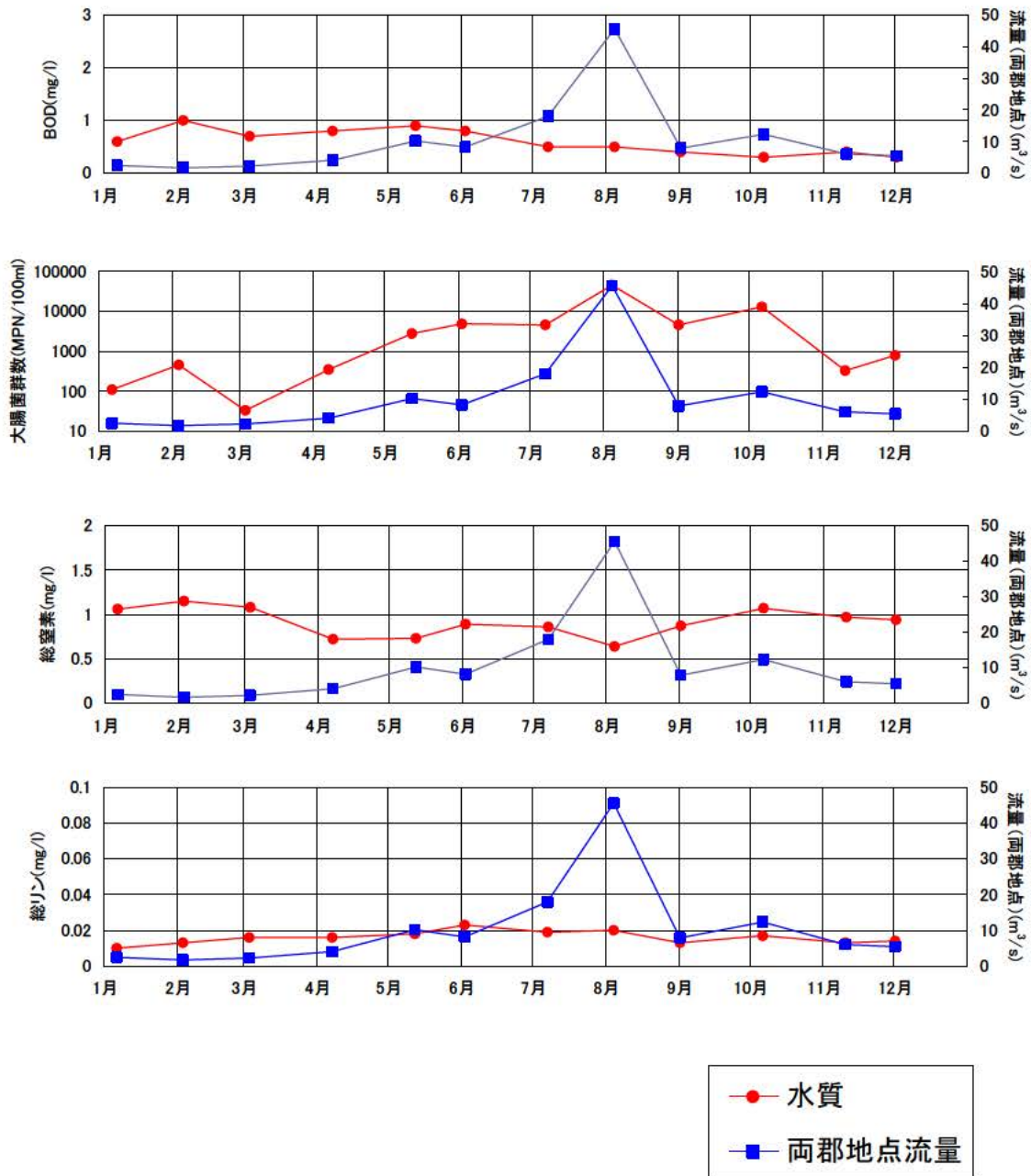


### 大腸菌群数



・田川の水質縦断変化 (H11 年度)

# 櫛田橋



水質の経月変化 (平成 11 年)

### (3) 流域からの汚濁負荷量の状況

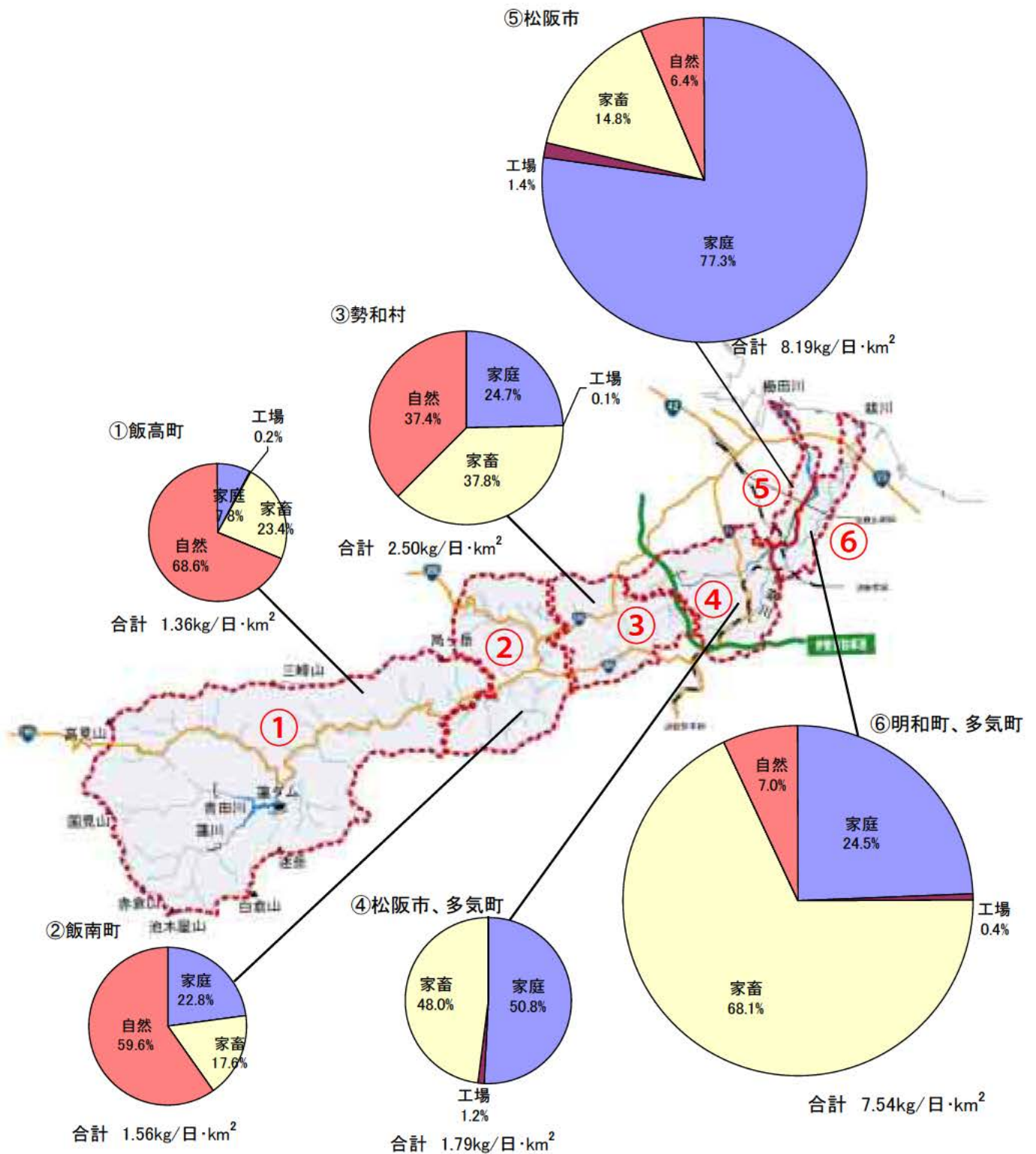
中南勢水域流域別下水道整備総合計画（三重県）により、河川に到達する流達負荷量を単位面積当たりに換算して示した。

上～中流域の飯高町、飯南町（ 〃 ）では自然系の負荷量が大きく、50%を越えている。

中流域の勢和村、多気町（ 〃 ）では、家庭系や家畜系の負荷量が大きい。

下流域の櫛田川本川流域の（ 〃 ）では、家庭系の負荷が大半を占め、約 77%である。また、菟川流域付近（ 〃 ）では家畜系の負荷量が大きく、約 68%である。

単位面積当たりの汚濁負荷量は下流ほど大きく、櫛田川本川下流域（ 〃 ）で最も大きく約 8.2kg/日・km<sup>2</sup>である。



ブロック別の BOD 負荷量 (昭和 60 年現況値)

(出典：中南海水流域別下水道整備総合計画)

注：流総のブロック別流達負荷量を単位面積当りの負荷量に換算した。



(4) 水質保全に向けた取り組み

生活排水処理の現状

水質汚濁の原因ともなる生活排水は、下水道、合併浄化槽等の施設で処理されるが、その処理率はまだ低い状況にある。

生活排水処理率の状況（平成13年度末現在）

| 区域            | 公共<br>下水道 | 農業集落<br>排水施設 | 漁業集落<br>排水施設 | コミュニ<br>ティ<br>プラント | 合併<br>浄化槽等 | 計     |
|---------------|-----------|--------------|--------------|--------------------|------------|-------|
| 櫛田川流域<br>6市町村 | 11.6%     | 2.0%         |              | -                  | 29.4%      | 43.2% |
| 全国            | 63.5%     | 2.3%         |              | 0.3%               | 7.6%       | 73.7% |

処理率(%) = 各施設による処理人口計/区域内人口計

出典)平成14年度版 三重県環境白書、三重県統計書

## 生活排水対策の今後の取り組み

沿川市町村では、生活排水による負荷削減のため、生活排水対策推進計画を平成 10 年に策定しており、農業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設等の導入を進めている。

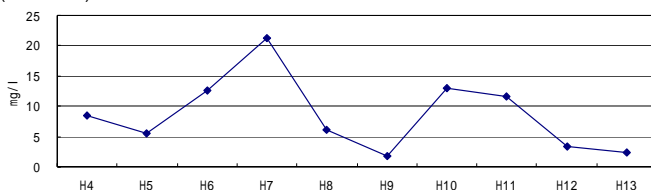
| 市町村名 | 目標年次    | 主要施設の概要  | 備考   |
|------|---------|--|--|
| 松阪市  | 平成 28 年 | 流域関連公共下水道の整備（計画人口 121,000 人）<br>農業集落排水施設の整備（16 地区）         | 下水道については、進捗率は約 18%（H15.3 末）  |
| 明和町  | 平成 28 年 | 流域関連公共下水道の整備<br>明和町公共下水道（フレックスプラン）の整備<br>農業集落排水施設の整備（4 地区） | 生活排水の処理率は約 29%（H15.3 末）  |
| 多気町  | 平成 28 年 | 特定環境保全公共下水道の整備（整備面積 366.0ha）<br>農業用集落排水施設の整備（5 地区）         | 公共下水道は H16.4 供用開始予定。<br>農業集落排水は 4 地区で供用している。<br>生活排水の処理率は約 65%（H15.12） |
| 勢和村  | 平成 28 年 | 集合処理：農業用集落排水施設の整備（1 地区）<br>個別処理：合併処理浄化槽設置整備事業              | 生活排水の処理率は約 21%（H15.3 末）<br>農業集落排水は H16 年度から供用開始予定                      |
| 飯南町  | 平成 28 年 | 浄化槽市町村整備推進事業による合併浄化槽の整備                                    | 生活排水の処理率は約 45%（H15.3 末）  |
| 飯高町  | 平成 28 年 | 浄化槽市町村整備推進事業による合併浄化槽の整備                                    | 生活排水の処理率は約 32%（H14.3 末）  |

## 4.9 蓮ダムの水質

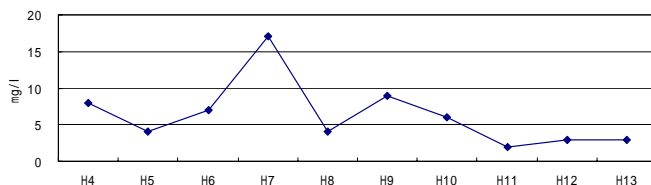
### (1) 蓮ダムの水質の現状

蓮ダムの水質は、ダム建設後ほぼ安定した水質を維持しているが、ダムで水を貯留する事により、淡水赤潮や濁水長期化等の水質問題が発生している。このため、選択取水整備や表層循環装置、流入水制御フェンス、人工生態礁といった水質保全対策を実施している。今後もさらに、貯砂ダムで堆積した土砂をダム下流に投入するなど、水質改善に向けての取り組みを実施していく。

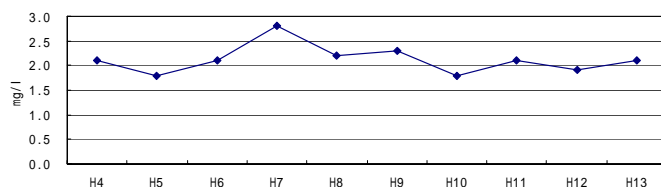
濁度(年平均値)



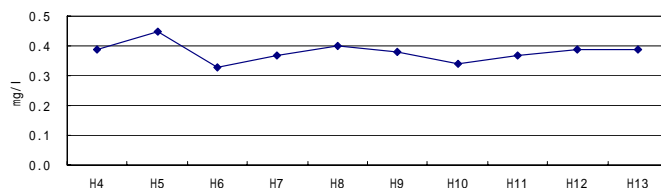
SS(年平均値)



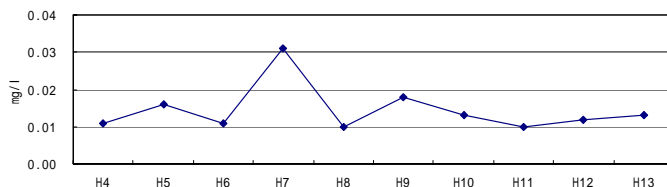
COD75%値



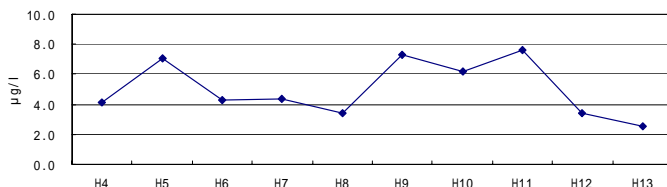
総窒素 (T-N) (年平均値)



総リン (T-P) (年平均値)



クロロフィル a (年平均値)

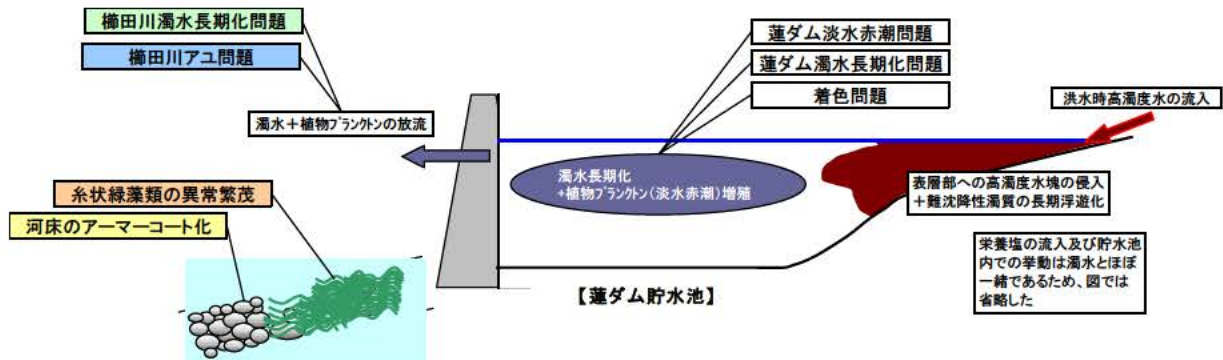


濁度...水の濁りの程度を表す指標。  
 SS...水中に浮遊している不溶性の粒子状物質の量。水の濁りの原因となる。  
 COD(化学的酸素要求量)...水中の有機物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素の量をいい、湖沼、海域の有機汚濁の代表的な指標。  
 総窒素、総リン...水中に含まれる窒素、リンの量を示す。窒素、リンは植物プランクトンの栄養源となるため、必要以上に増加すると、プランクトンなどの異常発生の原因になる。  
 クロロフィル a (chl-a)...水中の植物プランクトンの量を表す指標。

蓮ダム貯水池の水質

## (2) 蓮ダムの水質問題の発生機構

○蓮ダム貯水池における、濁水現象と富栄養化現象との関係については、これまでの調査結果に基づくと、以下の模式図の様に考えられる。



蓮ダムにおける水質問題発生機構模式図

蓮ダムの流域には人家や事業所など人為的な負荷源がないため、平水時の流入河川は清澄な水質である。しかし、出水時は大量の土砂を含んだ濁った水が流入する。自然状態では出水後は透明な河川水に短期間に戻るが、ダムは出水時の水を貯留して、河川水が少なくなったときに補給することを目的の一つとしているため、どうしても出水時の水を貯めて、その後徐々に放流することとなる。

既往調査により、蓮ダムに流入する土粒子は、沈みにくい性質を持っていることに加えて、植物プランクトンの栄養となる窒素やリンを含んでいる（正確には粒子の周囲に付着している）。このため貯水池の、しかも表層に侵入した濁水は濁水長期化の直接の原因になることに加えて、淡水赤潮の原因藻類を含む植物プランクトンの栄養源になっていると考えられている。こういった実態および原因を考慮して、蓮ダムでは水環境にかかる施策を実施している。



## 蓮ダム流域で発生している問題

### ダム下流

濁水の長期化  
出水後、下流河川において高濁度状態が継続する。



台風のもたらした降雨による出水後の6日後の状況。左上:ダム下流の蓮川。右下:蓮川合流前の榑田川。

### 貯水池内

淡水赤潮  
植物プランクトンの渦鞭毛藻類が増殖し、水面が褐色を帯びる。



貯水池上流部における淡水赤潮発生状況(右側が上流の清澄な水域)

貯水池内における淡水赤潮発生状況(すじ状に分布している)

### 選択取水設備と流入水制御フェンスの併用運用

出水時に流入した濁水を貯水池から早期に排除することで濁水長期化を防ぐ。

### 表層循環装置

淡水赤潮の原因となる植物プランクトンの発生しにくい環境をつくる。



表層循環装置

### 流入水制御フェンス

貯水池の表層水と放流水を清澄に保つ。発生した淡水赤潮をフェンス上流部に隔離する。



流入水制御フェンス(緑色の浮島は人工生態礁)

### 人工生態礁

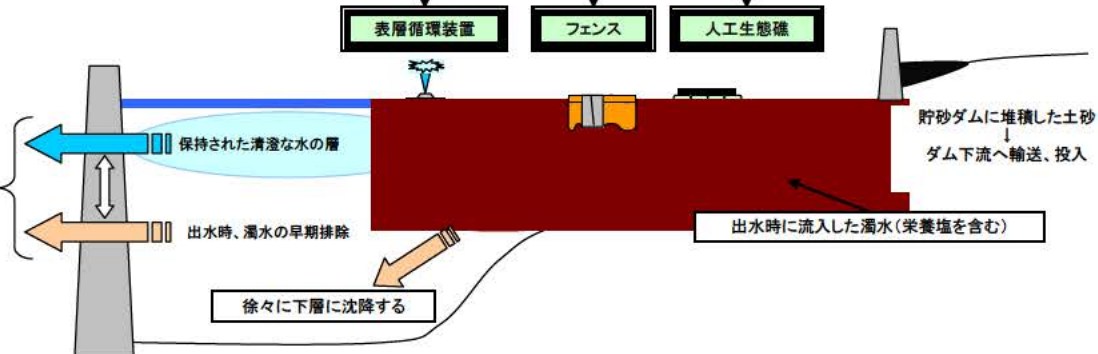
淡水赤潮の原因となる植物プランクトンの発生しにくい環境をつくる。



人工生態礁の例

試験段階の  
施策

実施されている  
施策



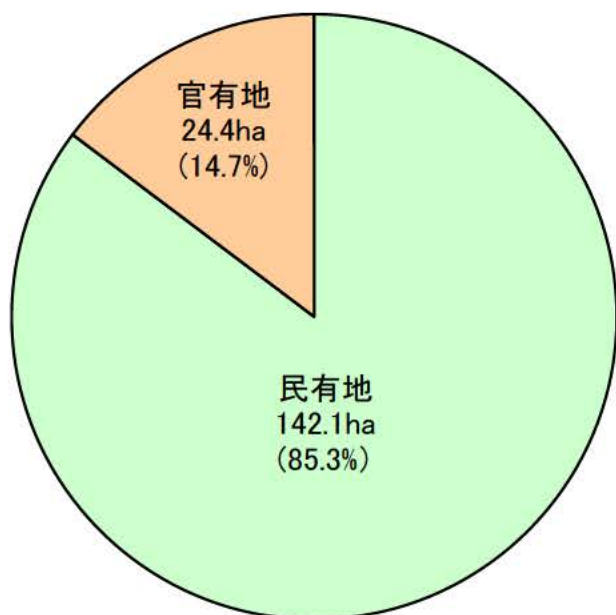
## 5. 河川利用の現状

### 5.1 高水敷等の状況

○高水敷の面積は 166.5ha であり、このうち民有地が 142.1ha で全体の 85%を占める（平成 14 年 3 月現在）。

○公園は、4.2k 右岸付近に河川敷公園、佐奈川合流点での桜づつみ公園があり、面積は、合わせて約 3.2ha である。

また、8～12k の榎田川右岸では、牧草栽培として約 2.5ha が利用されている。



榎田川高水敷の状況



河川敷公園(4.2km 右岸)



佐奈川桜づつみ

## 5.2 水面の利用状況

○河口部では干潟が発達し、春の潮干狩り、夏の海水浴、冬のノリそだは榎田川の風物詩となっている。また、頭首工湛水域での釣りも盛んに行われている。



松名瀬海岸の海水浴

榎田川の河口に近接する松名瀬海岸では多くの海水浴客で賑わう。



東黒部頭首工湛水域での釣り（4.0k 付近左岸）

頭首工湛水域では、釣りのシーズンになると多くの釣り客でにぎわいを見せる。



### 5.3 利用実態

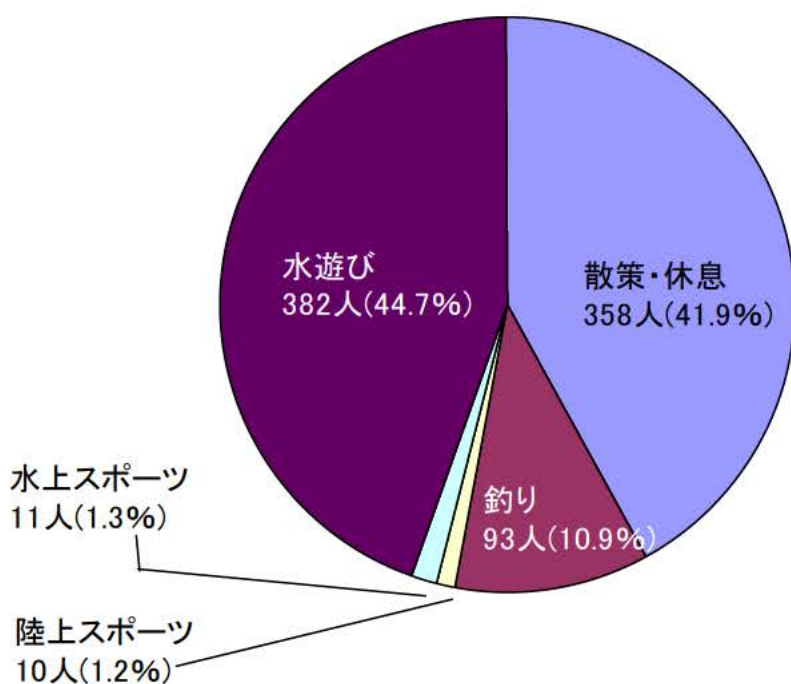
○河川の利用状況を形態別に見ると、櫛田川下流部の大臣管理区間では、水遊びと散策・休息がともに約40%である。

蓮ダムでは散策・休息が約50%と多く、次いで釣り、野外活動となっている。

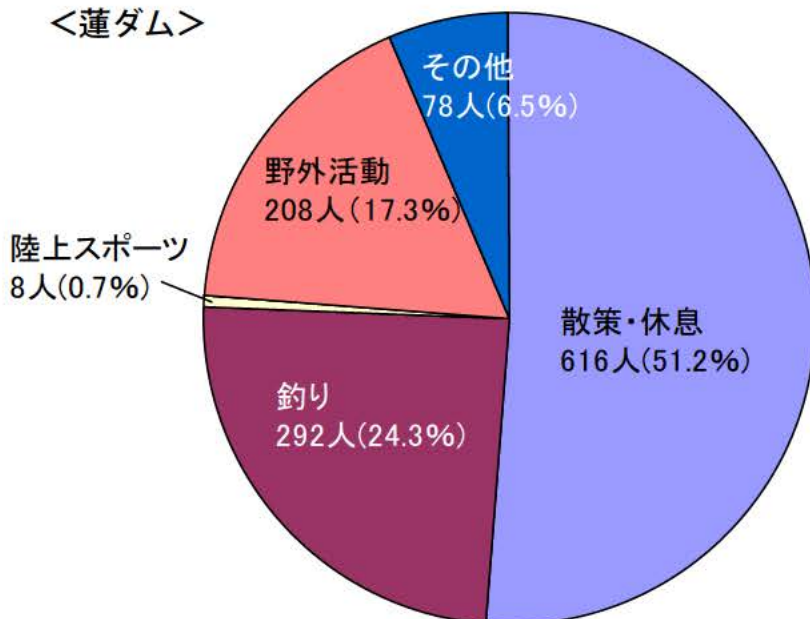
○利用場所は本川河口部が多く、右岸8k付近では散策の利用も多い。

蓮ダムでは、貯水池全体にわたり利用されている。

#### <櫛田川本川大臣管理区間（佐奈川を含む）>



#### <蓮ダム>



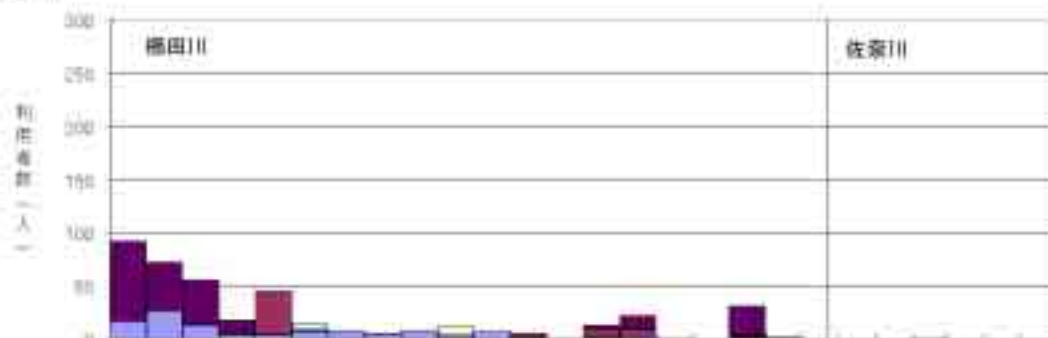
※平成12年度河川水辺の国勢調査（利用実態調査）における利用者数（実数）の合計値を示した。

（調査日：平成12年4月29日、5月5日、5月15日、7月30日（蓮ダム7月20日）、7月31日、11月3日、平成13年1月8日）

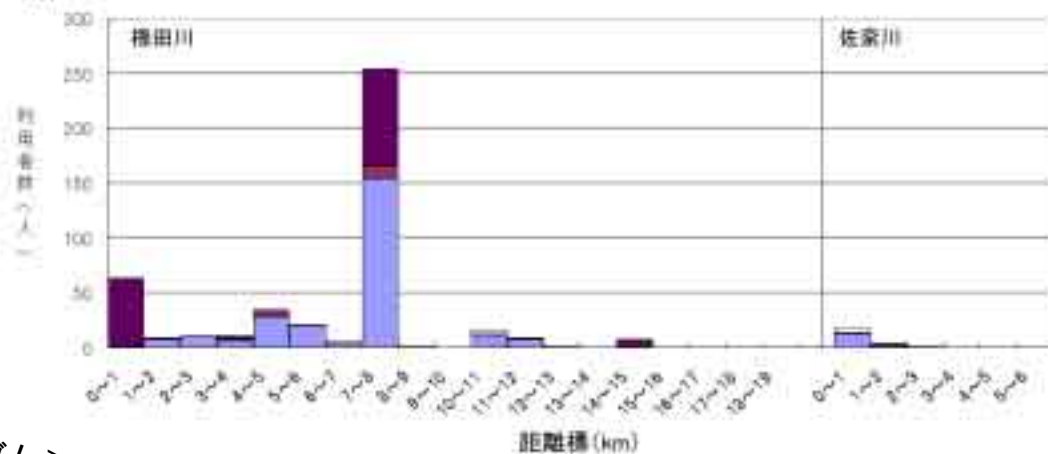


< 榊田川本川大臣管理区間 >

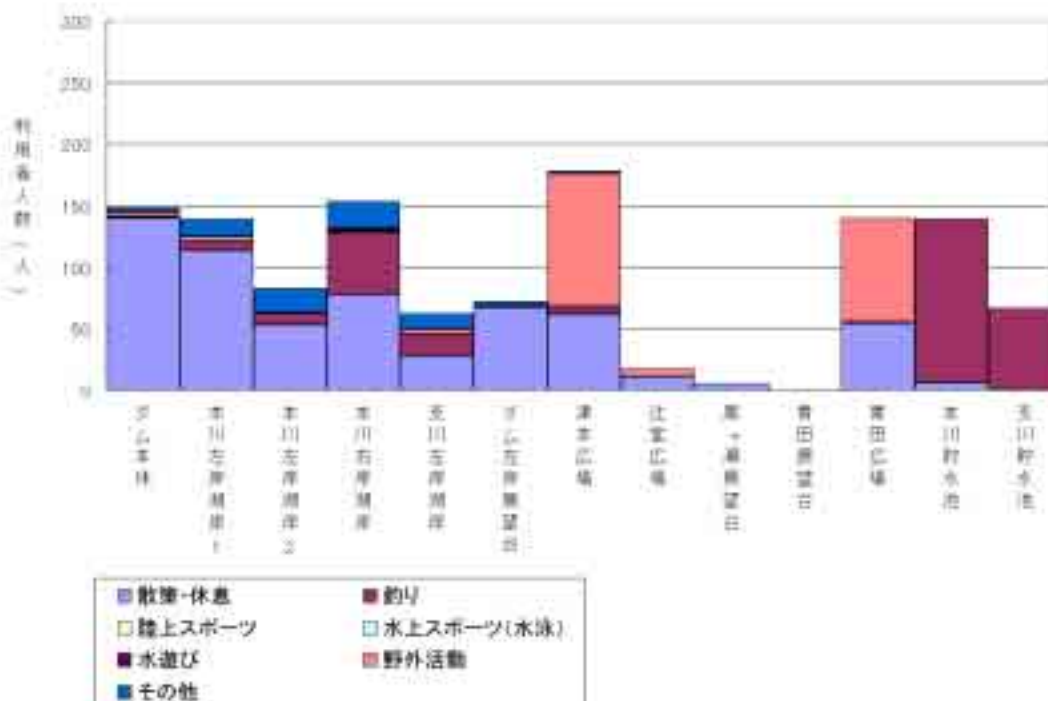
左岸



右岸



< 蓮ダム >



榊田川における河川空間の区間別利用状況 (平成 12 年)

平成12年度河川水辺の国勢調査 (利用実態調査) における利用者数 (実数) の合計値を示した。

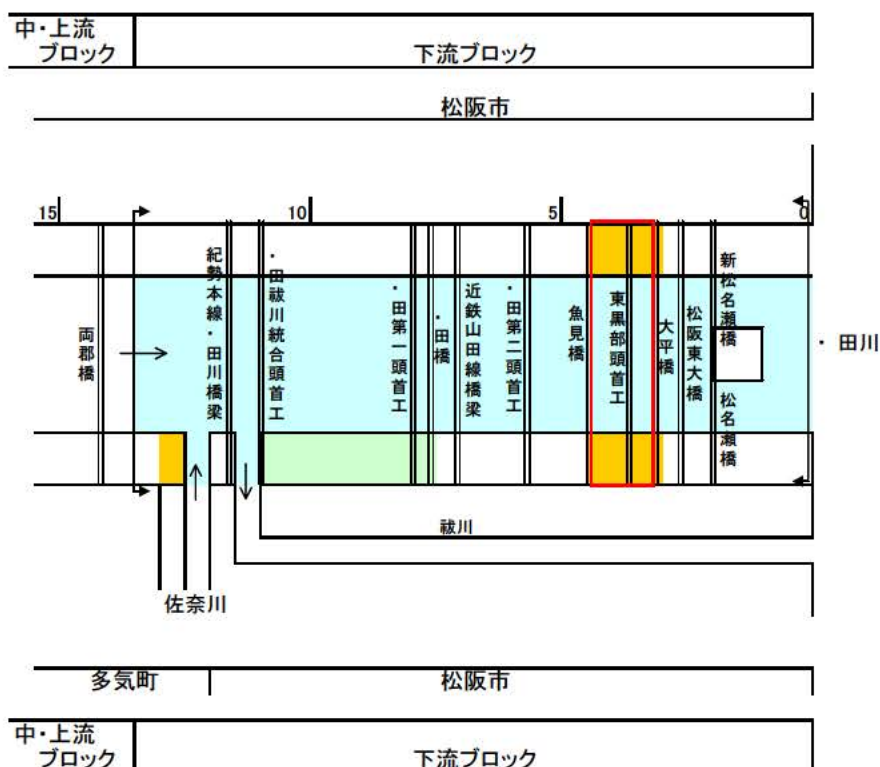
(調査日: 平成12年4月29日、5月5日、5月15日、7月30日 (蓮ダム7月20日) 7月31日、11月3日、平成13年1月8日)

## 5.4 河川利用の現状

### (1) 櫛田川水系河川環境管理基本計画

- 河川環境管理基本計画とは、河川環境の保全と創造に関わる施策を総合的かつ計画的に実施するため、その基本的事項を定める基本計画である。
- 空間管理計画は、河川環境管理基本計画に基づき、河川空間の適正な保全と利用を図るため、防災空間、自然的環境保全空間、レクリエーション空間等の配置計画、施設整備計画、各空間の利用方式及び維持運営組織に関する事項を定めた計画である。
- 櫛田川の河川環境管理基本計画及び河川空間管理計画は、沿川市町村との協議のもと平成2年に策定され、この計画に基づき、櫛田川の河川空間の適正な保全と利用を進めている。

櫛田川ゾーニング区分図



- 自然利用ゾーン…河川特有の自然環境や景観を活かし、自然観察や野草広場等、準自然的な環境を整備し、散策や野鳥観察等の自然志向のレクリエーション活動ができる場として利用することが望ましい空間。
- 整備ゾーン…高水敷や河岸を利用し、多目的広場、公園、運動広場、階段護岸、緩傾斜護岸等の整備を行い、各種レクリエーション、スポーツ活動、あるいは、可道内で行われる花火大会、精霊流し、カヌー、レガッタ等の観覧ができる場として利用することが望ましい空間。
- 拠点地区…河川空間に対する多様な要請等を踏まえ、重点的に整備することが望ましい地区。

| 凡 例  |         |
|--|---------|
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span>     | 整備ゾーン   |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: lightgreen; border: 1px solid black;"></span> | 自然利用ゾーン |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid red;"></span>                                 | 拠点地区    |

## 5.5 流域の市民団体の活動状況

櫛田川下流部の大臣管理区間での活動団体は下表のとおりである。活動している団体数は少ない。

櫛田川をフィールドとした主な活動

| 活動主体        | 活動内容  |
|-------------|---|
| 志摩半島野生動物研究会 | 櫛田川河口、松名瀬海岸で干潟観察会を開催  |
| 松阪子供の水辺協議会  | 河川の環境学習等の活動支援を全国的に展開している「子供の水辺サポートセンター」の「子供の水辺」として平成 14年7月に登録 |

## 5.6 ゴミ問題

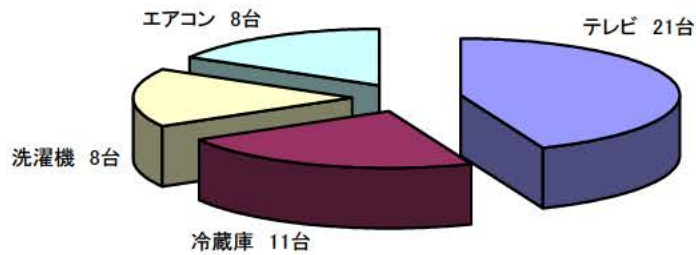
○平成14年度の家電製品の不法投棄は、テレビ21台などとなっている。

(家電リサイクル法施行 平成13年4月)

○平成13年度の調査では、3～4km付近を中心にゴミの不法投棄が見られる。

平成13年6月～9月での処理量は100m<sup>3</sup>にもものぼる。(2t ダンプトラック 38台分)

平成14年度 不法投棄状況  
(家電リサイクル法対象4品目)



※調査年月日(平成14年4月～平成15年2月)



不法投棄の現状

凡例 ● 不法投棄位置



主な不法投棄の位置図 (平成13年6月～9月調査)



- 蓮ダムでは、ダム湖に流れついた木材を有効活用するため、平成10年度から、炭化（木炭化）とチップ化に取り組んでいる。できあがった木炭とチップは、無償で提供している。
- 流木の再利用でできた炭は、火種の持ちは40分程度とあまり良くないが、火の着きは非常に早く、バーベキュー等には最適の原料となる。



炭化前流木と炭化後流木



製炭炉



流木の集積状況

## 6 . 河川管理の現状

### 6.1 河川管理施設と許可工作物

#### ( 1 ) 河川管理施設と許可工作物

櫛田川下流部の大臣管理区間で河川管理者の管理する施設(河川管理施設)は、堤防 護岸等の他、堰 1ヶ所、水門 1ヶ所、樋門・樋管 30ヶ所があり、これらの河川管理施設の状況を把握し、適正な処置を講じるため、河川の巡視、点検を行っている。

櫛田川可動堰は昭和 30 年に完成した櫛田川頭首工を、昭和 44 年に改築し可動化したものであり、他の管理施設と比べて老朽化が進んでいる。

他の管理者が管理する施設(許可工作物)も、堰 7ヶ所、樋門・樋管 16ヶ所、揚水機場 7ヶ所、橋梁 25ヶ所ある。

特に、橋梁は 13 橋が河川から見た安全上必要な基準(河川管理施設等構造令)を満たしていない(桁下高不足、径間長が短い)。

河川管理施設、許可工作物一覧表(大臣管理区間)

| 種 別        | 施設別 | 河 川 名             | 個所数      |
|------------|-----|-------------------|----------|
| 堰<br>(頭首工) | 直 轄 | 櫛田川               | 1        |
|            | 許 可 | 櫛田川               | 3        |
|            |     | 佐奈川               | 4        |
| 水 門        | 直 轄 | 祓 川               | 1        |
|            | 許 可 |                   | —        |
| 樋門・樋<br>管  | 直 轄 | 櫛田川               | 20       |
|            |     | 佐奈川               | 10       |
|            | 許 可 | 櫛田川(祓川を含む)<br>佐奈川 | 10<br>6  |
| 揚水機場       | 直 轄 |                   | —        |
|            | 許 可 | 櫛田川               | 7        |
| 橋 梁        | 直 轄 |                   |          |
|            | 許 可 | 櫛田川<br>佐奈川        | 12<br>13 |

注)河川管理施設…ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めなどの河川管理者が管理する施設。

許可工作物…河川法第 26 条第 1 項の河川管理者の許可を受けて、設置される工作物。

樋門、樋管、水門…堤内地の雨水や水田の水を川に排水する場合、川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設。このような施設のなかで、堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門または樋管と呼ぶ。また堤防を分断してゲートを設置する場合、その施設を水門と呼ぶ。水門はゲートを閉めた時に堤防の役割も果たす。

揚水機場…河川から水を汲み上げるための施設

堰・頭首工…農業用水、工業用水、水道用水などの水を川から取水するために、河川を横断して水位を制御する施設。



中村排水樋管

中村輪中に設置されている排水のための樋管

## (2) 橋梁、堰の現状

## 橋梁の状況

| 橋梁名     | 管理     | 位置      | 完成年 | 目的    | 河川管理施設等構造令 | 備考  |     |
|---------|--------|---------|-----|-------|------------|-----|-----|
| ( 櫛田川 ) |        |         |     |       |            | 桁下高 | 径間長 |
| 新松名瀬橋   | 三重県    | 1.6+110 | S41 | 県道    | 否          | ×   | ×   |
| 松名瀬橋    | 三重県    | 1.8+61  | S38 | 県道    | 否          | ×   | ×   |
| 松阪東大橋   | 国土交通省  | 2.0+150 | S50 | 国道23号 | 適          |     |     |
| 大平橋     | 松阪市    | 3.0+8   | S26 | 市道    | 否          | ×   | ×   |
| 魚見橋     | 三重県    | 4.2+190 | S37 | 県道    | 否          | ×   | ×   |
| 近鉄橋     | 近畿日本鉄道 | 7.6-30  | S5  | 鉄道    | 否          | ×   | ×   |
| 櫛田橋     | 三重県    | 7.8+100 | 架替中 | 県道    | 適          |     |     |
| J R 橋   | 東海旅客鉄道 | 10.8+26 | S5  | 鉄道    | 否          | ×   | ×   |
| 新両郡橋    | 国土交通省  | 13.6+30 | H10 | 国道42号 | 適          |     |     |
| 両郡橋     | 三重県    | 14.2+60 | S31 | 県道    | 否          | ×   | ×   |
| 水管橋     | 三重県企業庁 | 15.0+4  | S61 | 上水道   | 適          |     |     |
| 多気松阪橋   | 多気町    | 16.2+48 | H12 | 町道    | 適          |     |     |
| ( 佐奈川 ) |        |         |     |       |            |     |     |
| 朝長橋     | 多気町    | 0.2+75  | S44 | 町道    | 否          | ×   |     |
| 新橋      | 三重県    | 0.6+25  | S48 | 県道    | 適          |     |     |
| J R 橋   | 東海旅客鉄道 | 1.4+34  | S55 | 鉄道    | 適          |     |     |
| 池上橋     | 多気町    | 1.6+95  | S49 | 町道    | 適          |     |     |
| 立花尾橋    | 多気町    | 2.6+120 | S53 | 町道    | 適          |     |     |
| 大峯橋     | 多気町    | 3.0+17  | H6  | 町道    | 適          |     |     |
| 槇尾橋     | 多気町    | 3.2+193 | S57 | 町道    | 適          |     |     |
| 西山橋     | 三重県    | 3.8+150 | S11 | 県道    | 否          | ×   | ×   |
| 新西山橋    | 三重県    | 4.2+40  | H8  | 県道    | 適          |     |     |
| 田子田橋    | 三重県    | 4.2+138 | S36 | 県道    | 否          | ×   | ×   |
| 小野寺橋    | 三重県    | 4.6+103 | S49 | 県道    | 否          | ×   | ×   |
| 落合橋     | 多気町    | 5.2+58  | S10 | 町道    | 否          | ×   | ×   |
| 佐奈川橋    | 国土交通省  | 5.4+5   | S31 | 国道42号 | 否          | ×   | ×   |

## 堰の状況

| 堰の名称    | 管理        | 位置       | 完成年 | 目的       | 形式  | 備考  |
|---------|-----------|----------|-----|----------|-----|-----|
| ( 櫛田川 ) |           |          |     |          |     |     |
| 袂川水門    | 国土交通省     | 10.4+130 | S30 |          | 可動堰 |     |
| 東黒部頭首工  | 三重県企業庁    | 3.6+40   | S26 | 工業用水     | 固定  |     |
| 櫛田第二頭首工 | 三重県       | 5.6      | S42 | 農業用水     | 固定  |     |
| 櫛田第一頭首工 | 三重県       | 8.0+30   | S38 | 農業用水     | 可動堰 |     |
| 櫛田可動堰   | 国土交通省(兼用) | 10.4+120 | S29 | ( 農業用水 ) | 可動堰 | 老朽化 |
| ( 佐奈川 ) |           |          |     |          |     |     |
| 多気用水堰   | 土地改良区     | 1.6+40   | S49 | 農業用水     | 可動堰 |     |
| 多気第2用水堰 | 土地改良区     | 2.6+122  | S52 | 農業用水     | 可動堰 |     |
| 島田用水堰   | 中西末蔵      | 4.2+160  | 不明  | 農業用水     | 固定堰 |     |
| 佐奈用水堰   | 中西末蔵      | 4.8+180  | 不明  | 農業用水     | 固定堰 |     |

## ○大平橋

- ・特に、昭和 26 年に完成した大平橋は、川幅 310m に対し橋長 168.7m と短く必要な径間 40.75m に対して 7m 間隔（24 径間）の木橋となっている。また、桁下の高さが計画堤防高より約 1.5m 低いため、著しく河積を阻害している。
- ・高水敷が広く樹木が繁茂し河積を阻害している。
- ・平成 6 年 9 月洪水では、大平橋周辺で、水位が計画高水位を上回った。
- ・平成 9 年 7 月洪水では、流れてきたゴミが橋脚に詰まり、落橋するなどの被害が発生した。



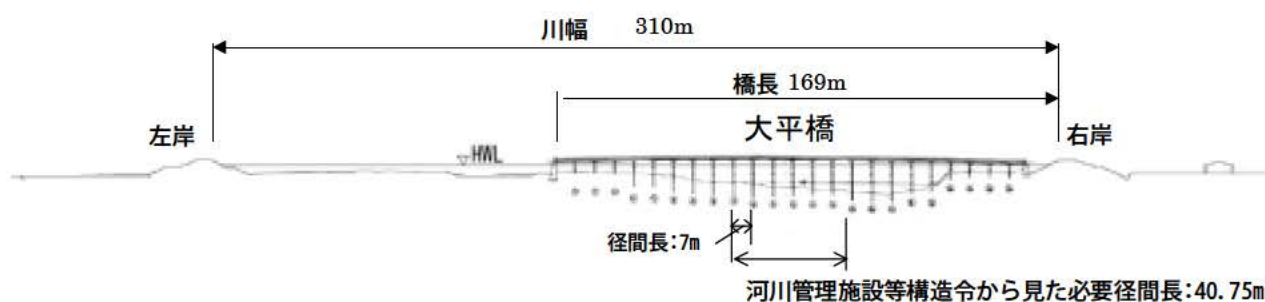
大平橋付近の航空写真



平成 9 年洪水により一部落橋(大平橋)



大平橋による流下阻害





### ○櫛田可動堰

- ・櫛田可動堰は、祓川へ洪水と河川維持流量の分派及びかんがい用水の取水を目的とした国土交通省と三重県の兼用工作物である。
- ・施設は、昭和30年にかんがい用水の取水堰（固定堰）として設置したものを、昭和44年に可動化し、現在に至っている。
- ・完成後34年が経過し、ゲート可動部の補修も困難で摩耗及び腐食やコンクリート表面の劣化が進んでいる。



櫛田可動堰



全体的に腐食が進んでいる  
(写真：昭和29年製作ローリングゲート)



ローラーの腐食が進んでいる。  
(写真：昭和43年製作ローラゲート)

### (3) 魚道

- 櫛田川の各頭首工には魚類の遡上環境の確保のため、魚道が設置されている。
- 最下流の東黒部頭首工の魚道では、水量が減少した時アユがのぼれない。また、漁業協同組合が、アユを採捕し上流へ放流している。



東黒部頭首工の魚道



櫛田可動堰の魚道



堰の位置と魚道の設置状況

## 6.2 観測施設

○櫛田川では流域に雨量観測所 10 箇所、水位観測所 9 箇所を設置し、河川管理の重要な情報源となる雨量、水位、流量等の観測を行っている。



櫛田川水系雨量・水位・流量観測所設置位置図



### 6.3 河川情報の高度化

○洪水時等における迅速かつ正確な情報収集及び伝達を目指して、光ケーブルや CCTV カメラの整備を進めている。

○櫛田川における光ケーブルの整備延長は現在約9km で、CCTV カメラは 11 箇所を設置されている。(平成 14 年度末現在)



CCTVカメラ、光ケーブルの設置箇所(平成 14 年度末現在)



## 6.4 防災

### (1) 水防体制

洪水・高潮等による被害の発生を防止または軽減するため、国及び地方自治体の関係機関が連携し、水防活動を迅速かつ円滑に行うため関係機関からなる「櫛田川水防連絡会」を設置している。連絡会では危険箇所の周知徹底、出水期前の河川巡視や水防資機材の確認等を行っている。

櫛田川水防連絡会の構成機関

| 機 関 名 |                     |
|-------|---------------------|
| 国土交通省 | 三重河川国道事務所           |
| 三重県   | 県土整備部<br>松阪地方県民局建設部 |
| 松阪市   |                     |
| 多気町   |                     |

蓮ダムでは、放流に伴う危害を防止するとともに情報連絡を円滑に実施するため、関係機関からなる「蓮ダム放流連絡会」を設置している。

蓮ダム放流連絡会の構成機関

| 機 関 名 |   |
|-------|---|
| 国土交通省 | 三重河川国道事務所<br>蓮ダム管理所                                       |
| 三重県   | 松阪地方県民局建設部<br>企業庁 <small>みせだに</small> 三瀬谷発電管理事務所<br>松阪警察署 |
| 沿川市町村 | 松阪市、多気町、勢和村、飯南町、飯高町                                       |

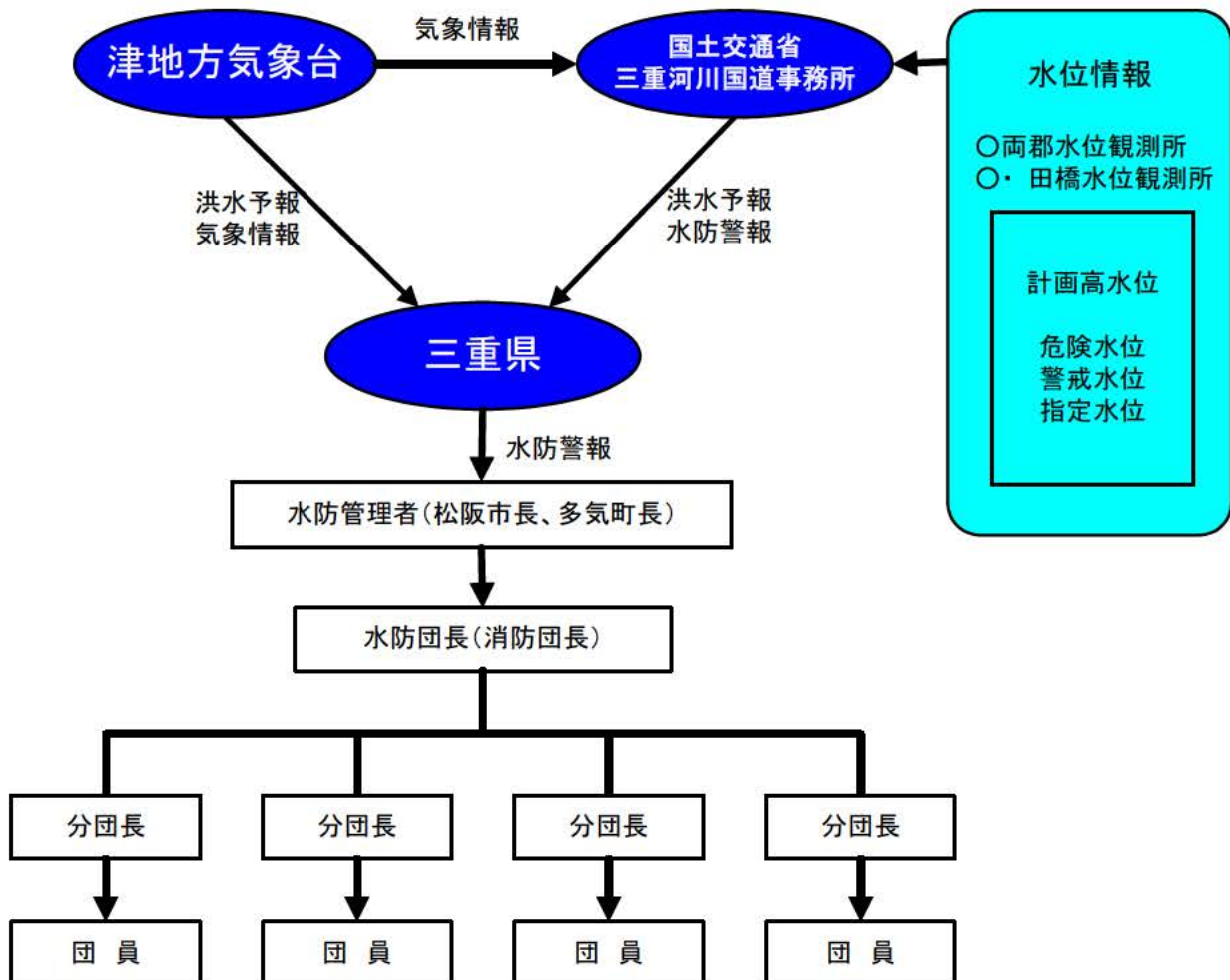
## (2) 水防警報・洪水予報

### ○水防警報

洪水時の水防活動のため、三重河川国道事務所では洪水による災害が起こる恐れがある時に水防警報を発令し、水防団や松阪市、多気町と一体となって、洪水による被害の軽減に努めている。

### ○洪水予報

周辺住民への適切な情報を提供する事により洪水による被害の軽減を図るため榎田川の本川は、平成10年2月に洪水予報指定河川に指定され、三重河川国道事務所と津地方気象台は共同で洪水予報の発表を行っている。





## 6.5 水質事故

近年 10 ヶ年における水質事故は、油類の流出を中心とした事故が多く発生している。水質事故が発生した場合、オイルフェンスの設置等の対策を実施している。

櫛田川、鈴鹿川、雲出川、宮川の直轄河川で河川及び水路に関わる水質汚濁対策に関する各関係機関相互の連絡調整を図ることを目的に、「三重四水系水質汚濁対策連絡協議会」を設置し、水質の監視や水質事故発生防止に努めている。協議会では、水質の常時観測や資料収集、緊急時の連絡調整、水質汚濁対策の推進、水質に関する知識の普及・広報活動等を行っている。

櫛田川における水質事故の発生状況

| 年       | 水質事故の種類 |       | 計 |
|---------|---------|-------|---|
|         | 油の流出    | 魚のへい死 |   |
| 平成 4 年  | 0       | 0     | 0 |
| 平成 5 年  | 2       | 0     | 2 |
| 平成 6 年  | 0       | 1     | 1 |
| 平成 7 年  | 0       | 0     | 0 |
| 平成 8 年  | 0       | 1     | 1 |
| 平成 9 年  | 0       | 0     | 0 |
| 平成 10 年 | 1       | 0     | 1 |
| 平成 11 年 | 0       | 0     | 0 |
| 平成 12 年 | 0       | 0     | 0 |
| 平成 13 年 | 2       | 0     | 2 |
| 合 計     | 5       | 2     | 7 |

近年の水質事故の状況と対策

| 発生日月      | 種類    | 場所       | 原因                | 対策                       |
|-----------|-------|----------|-------------------|--------------------------|
| H8.6.7    | 魚のへい死 | 松阪市新屋敷地先 | 水温の上昇による酸欠及び細菌感染  | 水質調査                     |
| H10.10.28 | 油の流出  | 多気町津留    | 不明                | オイルフェンスの設置               |
| H13.6.27  | 油の流出  | 多気町牧     | 交通事故(伊勢自動車道からの流出) | 自動車道の清掃                  |
| H13.11.8  | 油の流出  | 松阪市大石町   | 不明                | オイルフェンスの設置<br>吸着マットによる回収 |





## 7. 祓川

### 7.1 祓川の自然環境

- 昔からの自然を残し、自然の蛇行に沿って生えるケヤキなどの河畔林やヨシなどの植物が水辺の豊かな自然を育み、シロヒレタビラやアブラボテなどのタナゴ類が生息する。
- 祓川は、在来タナゴ類ほか淡水性の在来魚類の多様性が高いこと、イシガイ類の生息地となること、淡水貝類の種の多様性が高いことから、環境省により「日本の重要湿地500」に選定されている。



祓川の河畔林



シロヒレタビラ

祓川にすむタナゴ類。「自然のレッドデータブック・三重」における希少種  
【提供：清水義孝氏】

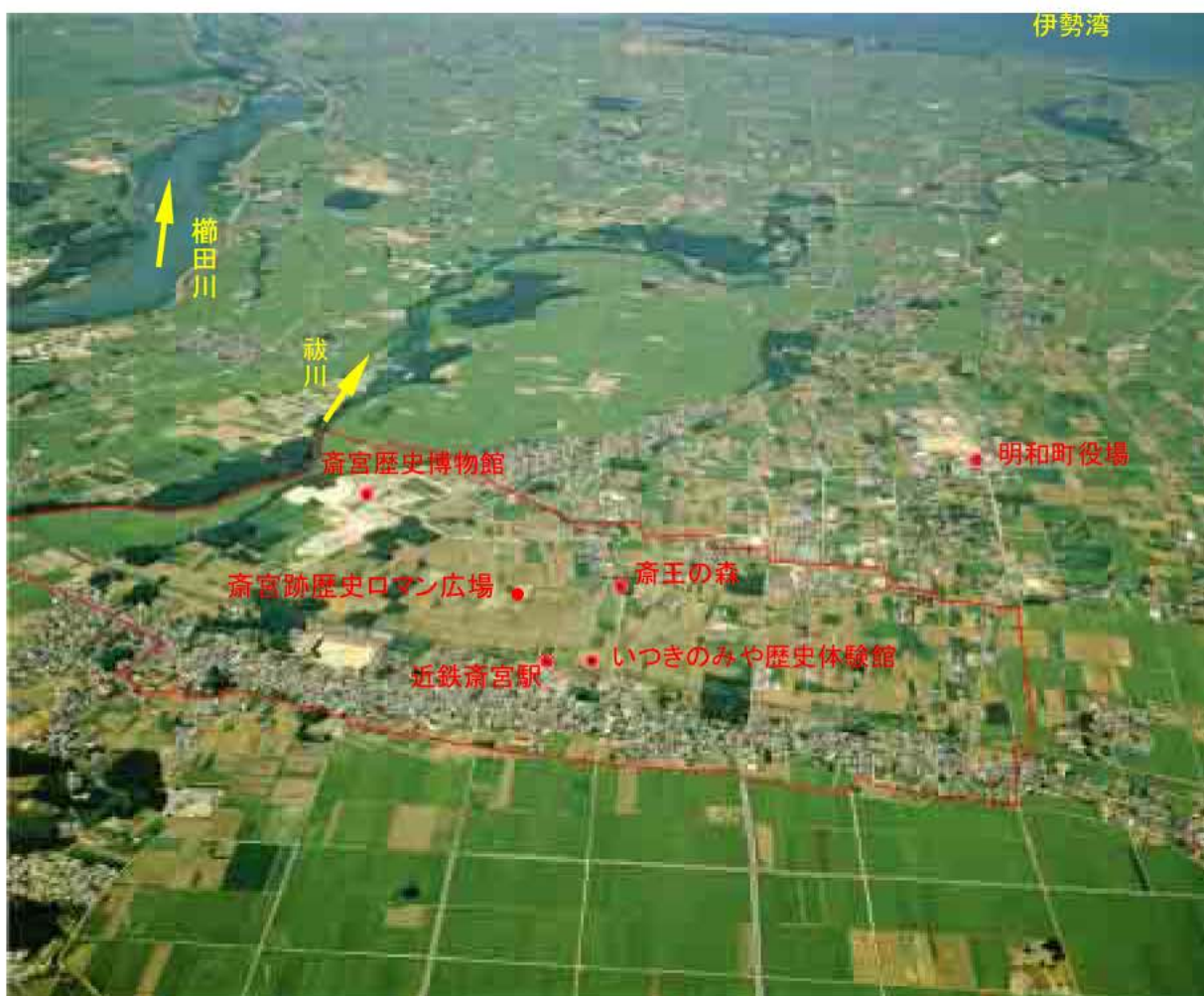


アブラボテ

祓川にすむタナゴ類。「自然のレッドデータブック・三重」における危惧種  
【提供：清水義孝氏】

## 7.2 祓川の景観、歴史、文化

- 祓川は、ケヤキなどの河畔林やヨシなどの植物が繁茂し、自然豊かな小河川の景観を有している。
- 古代中世（飛鳥～南北朝時代）には、天皇に代わって伊勢神宮に仕えた<sup>さいおう</sup>斎王の宮殿とその役所である<sup>さいくうりょう</sup>斎宮寮が祓川右岸におかれ、その斎宮跡は重要な文化遺産として国の史跡に指定されている。また、祓川の名は、斎王が伊勢神宮へお祭りに行くときにこの川が禊ぎに用いられたことに由来するとされており、歴史をしのばせる川として地域の人々に古くから親しまれている。
- 祓川中流域には<sup>かみみいと</sup>上御系、<sup>しもみいと</sup>下御系の地名があり、古くから伊勢神宮に神の<sup>おんぞ</sup>御衣を奉織しているところである。近くに<sup>かんほとりはたどの</sup>神服織機殿神社（絹布）や<sup>かんおみはたどの</sup>神麻績機殿神社（麻布）があり、今もその奉織が続けられている。これは松阪木綿につながるものと考えられている。



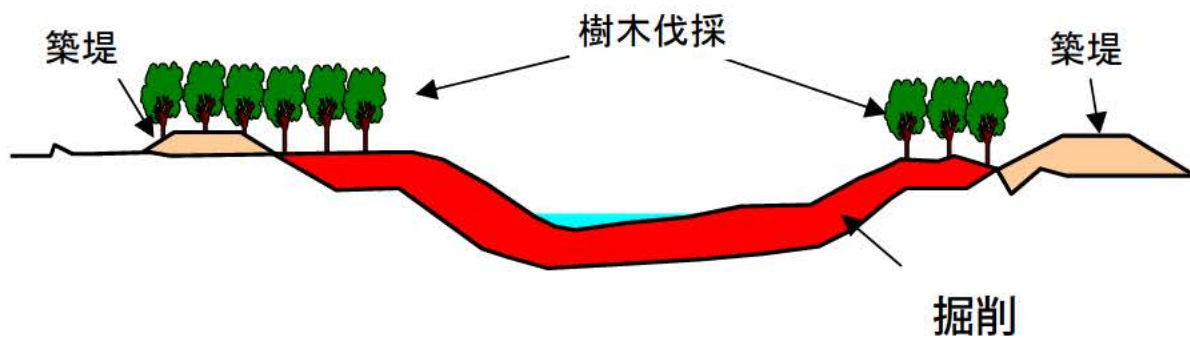
斎宮跡全景

【出典：斎宮跡パンフレット】



### 7.3 祓川の治水

- 祓川は、昭和 43 年から昭和 53 年頃に三重県により河口部の一部で改修が実施されている。現在の洪水を流せる流量は、最も少ない所で  $50\text{m}^3/\text{s}$  程度である。
- 従前の工事实施基本計画では櫛田川から祓川へ  $200\text{m}^3/\text{s}$  の洪水分派を行うこととしていたが、祓川の現況の良好な水辺環境の保全のため河川整備方針では洪水の分派を行わないこととしている。



従前の工事实施基本計画による祓川への洪水分派  $200\text{m}^3/\text{s}$  の河川改修イメージ



祓川の状況（前野橋下流：3.5k 付近）

## 8. 課題

### 8.1 治水の現状と課題

#### (1) 河道の状況

大平橋直上流は、流量観測が開始された昭和 38 年以降最大の流量となった平成 6 年 9 月洪水で計画高水位を上回った。これは河積の不足及び樹木の繁茂、大平橋によるせき上げが原因である。このため治水対策が必要である。なお、対策にあたっては、高水敷等は多様な生物の生息場であるため、環境との調和を考慮することが必要である。

両郡橋付近から上流では、平成 6 年 9 月洪水で部分的に計画高水位を上回り、浸水被害を生じたが、その後の築堤や蓮ダム操作規則の変更により同規模の出水が発生した場合でも、大幅に被害は軽減されることが考えられる。

佐奈川では、平成 6 年 9 月洪水で上流部において計画高水位を上回ったが、大きな被害は発生していない。

#### (2) 堤防の整備

堤防整備状況は、完成堤防が約 39%、暫定堤防が約 36%であり、背後地が高い新両郡橋よりも上流は大部分が未施工である。

櫛田可動堰より下流は暫定堤防が多く、堤内地盤高が計画高水位に比べ低いことから万が一破堤した場合の被害は大きいと考えられる。

平成 6 年 9 月洪水では、旧河道跡や高水敷幅の狭い箇所等の堤防で漏水が発生している。

#### (3) 護岸の整備

侵食、洗掘等により破堤の危険性が高いと考えられる箇所では護岸が整備されていない箇所があるため対策が必要である。

#### (4) 河川横断工作物

大臣管理区間に架かる橋梁 25 橋のうち、13 橋が桁下高不足や径間長が短いなど河川管理施設等構造令を満たしていない。

特に大平橋は、橋長が短く左岸は高水敷に設置され、径間長が短く橋脚の数が多いこと



や、桁下高が計画堤防高よりも約 1.5m 低いことから、洪水の流下の支障となっているため対策が必要である。

#### ( 5 ) 櫛田可動堰

櫛田可動堰は、昭和 30 年に完成した堰を可動化したもので、十分なメンテナンスが困難な構造であるため、他の施設に比べ老朽化が進んでいる。

#### ( 6 ) 高潮・津波・耐震対策

河口部では、昭和 28 年 9 月の台風 13 号、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風により災害が発生している。被害軽減のため高潮対策を進めているが、整備途上である。

また、発生が危惧されている東南海・南海地震と同時に発生すると考えられる津波に対して安全性を確保する必要がある。

河口部では、地震により堤防が沈下した場合、河川水が越水して災害が発生する恐れのある区間で耐震対策を進めているが、整備途上である。

#### ( 7 ) 危機管理

計画を上回る洪水が発生した場合、大規模な被害が発生する恐れがあり、被害をできるだけ軽減できる対策や避難体制の整備、及び防災に対する住民意識の向上等を図ることが必要と考えられる。

#### ( 8 ) 情報の伝達

洪水時等における適正な河川管理のため、よりわかりやすい情報を正確かつ迅速に伝達する必要がある。

地域住民の櫛田川への関心を高めるため、洪水時等の情報公開を積極的に進めることが重要と考えられる。また、地域住民への情報伝達が十分でない点があるため、情報の伝達手法の確立が必要と考えられる。

## 8.2 利水及び河川の利用の現状と課題

### (1) 河川流量

近年の少雨傾向もあり、河川の流況は悪化している。特に、平成6年、平成8年には湯水となり、取水制限が行われている。

櫛田川本川の県管理区間に3箇所の発電取水堰があり、堰下流では5～6kmの減水区間となっている。特に冬期は河川の流水はほとんど流れない状況となっている。

これらの発電取水堰は、減水区間が10km以下であり、河川管理上の支障の著しい発電水利使用であるとして水利権更新時に維持流量を設定する発電水利使用に該当しないことから、維持流量の放流は定められていないが、改善が重要と考えられる。

蓮ダムは、近年の少雨化傾向等のため、近年の流況では下流の水利流量・維持流量を満足する放流が困難となっている。このため、ダムの運用方法の検討が必要と考えられる。

### (2) 水利用

利水による河川水の利用率が高いため、河川環境に負荷をかけていると考えられる。

河川の流況は減少傾向にあるが、沿川市町村の生活用水の使用量は、一人一日平均368リットル(平成13年)であり、全国平均値322リットルに比べて多くなっている。

### (3) 水利調整

櫛田川下流部は利水者が多いこと、河川水の利用率が高いこと、少雨化傾向等の原因により河川の流況が悪化していることなどを踏まえ、適正かつ効率的な水利用を進めるため、水利関係者が集まった調整会議等によりさらに水利用に対する情報交換や流量等の情報をリアルタイムで伝達を行っていく必要がある。

#### ( 4 ) 河川水質

下流部の大臣管理区間では水質環境基準を満足しているが、中流部では水質環境基準を満足していない年もある。また窒素、リンといった富栄養化の原因物質への配慮も重要である。流域の水質保全対策として、関係機関との連携により、下水道や合併浄化槽等の保全対策や地域住民への啓発活動等、地域一体での取り組みを進めていくことが必要と考えられる。

#### ( 5 ) 危機管理

三重四水系水質汚濁対策連絡協議会により、水質の監視や水質事故防止に努めているが、地域住民からの通報の入手等地域一体となった取り組みが必要と考えられる。  
櫛田川渇水調整連絡会議により、渇水時の水利用の調整に努めているが、地域住民の節水等地域一体となった取り組みが必要と考えられる。

#### ( 6 ) 地域住民との協働

櫛田川は環境教育・生物観察といった野外活動だけでなく歴史・文化面から良好な環境を有しているが住民等によるこれらの活動の場としてはあまり利用されていないことから、地域住民と協働した川づくりを進めていくことが必要と考えられる。

## 8.3 河川環境の現状と課題

### (1) 河川の動植物等

河口部から海につながる干潟は、貴重な動植物の生育、生息の場となっていると共に、環境省により「日本の重要湿地 500」に選定されており、保全が必要である。

大臣管理区間の高水敷の河畔林は、サギのコロニー等として、また両郡橋付近より上流の河畔林は鳥類等の生息・休息場となっているなど沿川の良好な環境について、治水と調和のとれた、適正な整備・管理を図っていくことが必要である。

本川の大管管理区間には堰が4箇所、佐奈川には4箇所あるほか、本川や佐奈川の県管管理区間にも堰が多く、魚類の遡上環境が不連続となっており、堰の見直しの必要性が考えられる。特に魚類の遡上に支障がある最下流の東黒部頭首工の遡上機能改善が必要と考えられる。

下流部の大臣管理区間での河床は近年安定的に推移しているが、蓮ダム下流から本川合流点まででは、流量が平滑化するとともに土砂供給量が減少したことから、河床のアーマーコート化や糸状緑藻類の発生といった現象が生じているため、対策が必要と考えられる。

祓川は、昔からの自然を残し、蛇行した河川沿いの河畔林が水辺の豊かな自然を育み、タナゴ類等が生息しているとともに、環境省により「日本の重要湿地 500」に選定されており、保全が重要と考えられる。

祓川水門は、ゲートの敷高が櫛田可動堰より高い構造的な理由から、洪水時には祓川に水が流れなくなり、祓川の一部で魚類が生息できない区間が生じているので、洪水時においても魚類の生息ができるような対策が必要である。

### (2) 河川流量の回復

河川流量は多様な生物の生息・生育のためには必要不可欠であり、動植物のため河川流量を保全する必要があるが、両郡地点の流量は正常流量を下回る時があり、渇水時には水利調整等により河川流量の回復を図ることが必要と考えられる。



### ( 3 ) 蓮ダム貯水池の水質

蓮ダムでは、洪水後の濁水長期化や夏期の淡水赤潮といった問題が発生している。蓮ダムは河川の上流部に位置しているため、その水質は河口まで影響することとなる。現在、選択取水設備の活用、スクリーンの設置等の対策を実施しているが、ダム流域の森林保全を含めた幅広い水質改善に向けた取り組みが必要である。

### ( 4 ) 景観

射和商人の古い街並みと櫛田川の清流が調和した両郡橋付近の独特な風情や、櫛田可動堰の広い湛水面と神山の山並みが調和した神山付近(松阪市法田)の景観など、沿川に点在する良好な景観を河川整備にあたり考慮するとともに、護岸整備にあたっては景観と合わせて生物の生息に配慮することが必要である。

高水敷等には、不法投棄されたゴミが多く見られ、環境・景観の悪化が懸念されるため、対策が必要である。

洪水時に流木が流下し河川内に堆積するため、その処理が重要である。

### ( 5 ) 森林

森林は豊かな生態系を育むとともに水源涵養や土砂の流出防止といった機能を有し、蓮ダムの水質問題や河川環境に関わっており、森林を保全・育成することが重要である。

### ( 6 ) 地域社会との関連

山から海までといった連続性に配慮して、水量・水質・地域のつながり等流域の視点で節水や下水道整備による水質改善等地域一体となった取り組みが重要と考えられる。

河川環境の保全のためには、治水・利水と環境が相互に関連しあっているため、3つのバランスを考慮することが重要である。

農林業従事者の高齢化のため、農地や森林の荒廃化が進むことが懸念され、これに伴い農地の多面的機能や森林の公益的機能が喪失するおそれがある。流域の観点から見た環境の保全を図るため、地域一体となった取り組みが重要と考えられる。